

大学機関別認証評価

自己評価書

平成19年6月

愛知教育大学

目 次

大学の現況及び特徴	1
目的	2
基準ごとの自己評価	
基準 1 大学の目的	4
基準 2 教育研究組織（実施体制）	8
基準 3 教員及び教育支援者	19
基準 4 学生の受入	32
基準 5 教育内容及び方法	39
基準 6 教育の成果	70
基準 7 学生支援等	82
基準 8 施設・設備	90
基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	96
基準 10 財務	103
基準 11 管理運営	107

大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 愛知教育大学
- (2) 所在地 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1番地
- (3) 学部等の構成
- 学部：教育学部
- 研究科：教育学研究科
- 附置研究所：該当なし
- 関連施設：附属図書館，教育創造センター，教育実践総合センター，障害児治療教育センター，保健環境センター，情報処理センター，理系機器共同利用センター，自然観察実習園，附属名古屋小学校，附属岡崎小学校，附属名古屋中学校，附属岡崎中学校，附属高等学校，附属特別支援学校，附属幼稚園
- (4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）
- 学生数：学部3,885人，大学院312人，
- 専攻科：8人
- 専任教員数：258人
- 助手数：3人

2 特徴

本学は、昭和24年に愛知第一師範学校・愛知第二師範学校・愛知青年師範学校の三校を包括して、愛知学芸大学として発足した。昭和41年愛知教育大学と名称を変更し、昭和53年大学院教育学研究科修士課程を設置した。その後、昭和62年教員養成課程を再編成し、総合科学課程を設置し、平成12年教員養成4課程と学芸4課程に改組した。その後、平成18・19年に教員需要の増加に対応するため、学生定員の一部を教員養成課程に振替え学芸4課程を現代学芸課程に改組した。

教員養成4課程は、教職に関する科目、教科に関する科目及び専攻科目等に基づく特色のある教育課程により各々教職の専門性を持ち個性豊かな教員を養成し、幅広い教育分野で活躍できる人材の育成を図っている。また、7附属学校園並びに公立学校等との連携・協力体制の中で、教育実習を充実させ、子どもたちをめぐる現代的な課題に対応できる実践的指導力の育成に努めている。その結果教員就職率は70%を超え、全国でもトップレベルを維持している。現代学芸課程は専門基礎教育を重視するリベラル・アーツ型の教育のもとに、科学技術の高度化への対応及び社会の複雑性の理解と問題解決のための

複眼的視野の創造を目指すことにより、広く地域社会の発展に貢献できる人材育成を図っている。

大学院教育学研究科は、学校教育専攻関連の諸科目を、基礎的素養の涵養のため全ての専攻に共通科目として履修させている。更に、各専攻では、専門性の高い授業とともに、研究課題に即した個別指導を計画的かつきめ細かい指導体制のもとに教育研究を推進している。また、現職教員や社会人に修学の機会を提供するため、昼夜開講や附属名古屋中学校にサテライトキャンパスを設置している。更に、長期履修学生制度を導入している。学校教育臨床専攻においては、臨床心理士受験資格の取得を可能にしている（日本臨床心理士資格認定協会の第一種指定）。

平成17年度には、小学校教員免許取得希望者を対象とした「小学校教員免許取得コース」を大学院に設置した。これは、通常の大学院修士課程の履修とともに、小学校教員免許状の取得に必要な学部の科目を履修するため、修業年限が3年である。更に平成18年度、全国初の学部4年間と大学院2年間を一貫させた「6年一貫教員養成コース」を設置し、特に実践的指導力を持った教員としての力量向上につながる授業を充実し、海外研修や企業研修を単位化するなど特色ある授業とともに、複数校種の専修免許取得を可能にしている。

平成17年度から、「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」及び「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」が採択されている。特色GPの「科学教育出前授業による学生自立支援事業」は、訪問科学実験、天文教育講座、ものづくり教育、数学合宿授業研究、愛知教育大学ブックレット、理科離れ実相調査、教材開発工房の実施に取り組みを通して学生を育てるとともに、子どもたちの学習を支援している。また、現代GPの「外国人児童生徒のための教材開発と学習支援」は、教員養成という本学の特性を活かし、大学の教員と学生及び小中学校教員が協働して、外国人児童生徒のための教材を開発し、更に学生を地域の小中学校を中心に派遣し外国人児童生徒の学習を支援するとともに、現場教員と連携して外国人児童生徒教育のカリキュラム開発を試みている。また、教育実践総合センターが中心となって、学校教育支援データベースを作成し、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の支援に役立てている。

目的

(1) 愛知教育大学の理念

愛知教育大学は、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、日本国憲法、教育基本法、ユネスコの高等教育に関する宣言等の理念を踏まえ、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努めることが、普遍的使命であることを自覚する。

(2) 愛知教育大学の教育目標

愛知教育大学は、平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育をめざす。学部教育においては教養教育を重視し、教員養成諸課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、学芸諸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざす。

大学院教育においては、学部教育を基礎に、学校教育に求められるさらに高度な教科専門と教育実践に関わる研究能力を有する教員の育成をめざすとともに、諸科学の専門分野及び教育実践分野における理論と応用能力を備えた教育の専門家の育成をめざす。また、大学院を教員の再教育の場としても位置付け、教師教育の質的向上を図る。

(3) 愛知教育大学の研究目標

愛知教育大学は、教育諸科学をはじめ、人文、社会、自然、芸術、保健体育、家政、技術分野の諸科学及び教育実践分野において、科学的で創造性に富む優れた研究成果を生み出し、学術と文化の創造及び発展に貢献する。さらに、その成果を社会へ還元することを通して、人類の平和で豊かな未来の実現、自然と調和した持続可能な未来社会の実現に寄与する。

(4) 愛知教育大学の教育研究のあり方

【学問の自由と大学の自治】 愛知教育大学は、自発的意思に基づく学術活動が、世界平和と持続可能な社会の形成に寄与することを期して、学問の自由を保障する。また、大学の自治が保障された自律的共同体として、教育が国民全体に責任を負って行われるべきであることを自覚し、不当な支配に服することなく、社会における創造的批判的機能を果たす。

【世界の平和と人類の福祉への貢献】 愛知教育大学は、学術の基礎研究と応用研究をはじめ、未来を拓く新たな学際的分野にも積極的に取り組み、世界の平和と人類の福祉及び学術と文化の発展に貢献する。

【教師教育に関わる教育研究の推進】 愛知教育大学は、広く人間発達に関わる諸学問と教育方法の結合を図りながら、教員養成や教員の再教育などの教師教育に関する実践的教育研究を行うとともに、教師の専門性と自律性の確立をめざした教育研究を推進する。

【国際交流の推進】 愛知教育大学は、国内外の高等教育諸機関との連携や国際交流を推進し、留学生の積極的受け入れ及び派遣を通して、アジアをはじめ、世界の教育と文化的発展に貢献する。

【大学の社会に対する責任と貢献】 愛知教育大学は、学外への情報公開及び広報活動を通して、社会に対する説明責任を果たし、学外からの声に恒常的に応え、社会に開かれた大学を実現する。また、教育界をはじめ広く社会と連携し、社会からの要請に応えて、教育研究の成果を還元し、社会の発展に貢献する。

(5) 愛知教育大学の運営のあり方

【大学の民主的運営】 愛知教育大学は、全ての構成員が、それぞれの立場において、本学の目標を達成するため、大学の諸活動へ参画することを保障し、民主的運営を実現する。構成員は、大学の自治を発展させるための活動を相互に尊重するとともに全学的調和をめざす。

【学生参画の保障】 愛知教育大学は、学生の学修活動を支援し、教育改善への学生参画を保障する。

【教育研究環境の整備充実】 愛知教育大学は、豊かな自然環境を保全活用し、施設設備を含む教育研究環境の整備充実を図るとともに、障害者にもやさしい大学づくりを進める。

【自己点検評価と改善】 愛知教育大学は、本学の教育目標と研究目標に照らして、恒常的な自己点検評価により、不断の改善に努める。

【人権の尊重】 愛知教育大学は、全ての構成員が相互に基本的人権と両性の平等を尊重し、教育研究活動における、あらゆる差別や抑圧などの人権侵害のない大学を実現する。

(6) 各種センター等の設置

本学の教育研究を担い推進するため、附属図書館及びセンター等を設置している。

【附属図書館】 本学の教育及び研究に必要な図書、逐次刊行物、電子ジャーナル、諸記録、古文書及び視聴覚資料を収集し、管理及び運用して本学職員及び学生の利用に供することを目的とする。

【教育創造センター】 学部・大学院の教育課程、授業科目及び教育内容等本学の行う教育全般についての調査研究の実施並びに評価を通して全学体制による改善を図り、併せて特色ある大学教育の計画及び立案を通して、本学における教育の一層の充実発展に努めるとともに、本学の教育研究を通じた社会との連携を進めることを目的とする。

【教育実践総合センター】 教育実践及び教育臨床にかかわる理論的、実践的並びに学際的研究を行うとともに、学校教育の諸問題に適切に対処することのできる教員並びに教育実践の指導者の養成に寄与することを目的とする。

【障害児治療教育センター】 障害児治療教育の内容方法に関する基礎的、臨床的研究を推進するとともに、本学教員、学生の研究、教育に資することを目的とする。

【保健環境センター】 本学の保健及び環境に関する専門的業務を行い、学生及び職員の健康安全、並びに環境の保全を図ることを目的とする。

【情報処理センター】 学内共同利用施設として、本学の研究教育及び学術情報処理に資するほか、学内の情報処理の推進を図ることを目的とする。

【理系機器共同利用センター】 本学教員、学生の研究、教育に資するため理系機器を充実、整備し、有効な共同利用の便を図ることを目的とする。

【自然観察実習園】 研究・教育に要する動植物の飼育・栽培及び自然観察の便に供し、かねて学内緑化のための種苗育成等に使用する。

【附属学校】 本学における教育研究及び地域の学校教育の発展に資するため、以下に示す7校の附属学校を設置している。

附属名古屋小学校，附属岡崎小学校，附属名古屋小学校，附属岡崎中学校，附属高等学校，
附属特別支援学校，附属幼稚園

基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1 - 1 - 1 : 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到に係る状況】

本学では、平成15年に教員養成を軸に教養教育を重視する大学を目指した理念、教育目標、研究目標、教育研究のあり方及び運営のあり方を「愛知教育大学憲章」として制定した【資料1-1-1-A】。また、平成16年には、法人化と同時に「国立大学法人愛知教育大学学則」の中に目的を定めている【資料1-1-1-B】。

【資料1-1-1-A】「愛知教育大学憲章」（憲章リーフレットより）

愛知教育大学の理念

愛知教育大学は、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、日本国憲法、教育基本法、ユネスコの高等教育に関する宣言等の理念を踏まえ、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努めることが、普遍的使命であることを自覚し、愛知教育大学憲章を定める。

愛知教育大学は、学部及び大学院学生、大学教職員、附属学校教職員等を構成員とし、大学の自治の基本理念に基づき、大学における自律的運営を保障される高等教育機関として、また国により設置された国立大学として、その使命を果たすため、本学の教育目標と研究目標、教育研究及び運営のあり方を定め、これを広く社会に明らかにするものである。

【資料1-1-1-B】「国立大学法人愛知教育大学学則」（ライブラリ学内規程集より）

第4章 愛知教育大学

第1節 大学の目的

（大学の目的）

第18条 本学は、愛知教育大学憲章を踏まえ、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、大学の自治の基本理念に基づき、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める。

【分析結果とその根拠理由】

大学としての理念を憲章に定め、その中に、教育目標、研究目標、教育研究のあり方及び運営のあり方を盛り込んでいる。

観点 1 - 1 - 2 : 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学の理念は上記【資料1-1-1-A】のとおり掲げており、大学の目的は学則第18条に定めており、教育学部の目的は学則【資料1-1-2-A】のとおりである。

【資料1-1-2-A】「国立大学法人愛知教育大学学則」（ライブラリ学内規程集より）

第 6 章 教育学部

第 1 節 教育学部の目的

（目的）

第 6 3 条 学部は、教養教育を重視し、教員養成 4 課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、現代学芸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った社会人の育成をめざすことを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

理念として、本学は、日本国憲法、教育基本法、ユネスコの高等教育に関する宣言等を踏まえ、教育研究活動を通して、世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努めることとしており、教育の目標は、大学設置の目的に鑑み、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させること」に対応していることから、本学の目的は学校教育法の定めに適うものである。

観点 1 - 1 - 3 : 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学の理念は上記【資料1-1-1-A】のとおり掲げており、大学院の目的は学則【資料1-1-3-A】のとおりである。

【資料1-1-3-A】「国立大学法人愛知教育大学学則」（ライブラリ学内規程集より）

第 7 章 大学院

第 1 節 大学院の目的

（目的）

第 7 4 条 大学院は、学部教育を基礎に、学校教育に求められる教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の養成をめざすとともに、諸科学の専門分野及び教育実践分野における理論と応用能力を備えた教育の専門家の養成をめざす。また、大学院を教員の再教育の場としても位置付け、教師教育の質的向上を図ることを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

学則に掲げている大学院の目的は、大学院設置の目的に鑑み、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」に対応して

いることから、本大学院の目的は学校教育法の定めに適うものである。

観点 1 - 2 - 1 : 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的や具体的な活動方針は、愛知教育大学憲章【別添資料1-1】として作成し、国立大学法人愛知教育大学概要【別添資料1-2】、学生生活【別添資料1-3】、ホームページ【別添資料1-4】にも併せて掲載している。

「愛知教育大学憲章（リーフレット）」及び「学生生活」は、全教職員及び在學生に配布しており、新入生にはガイダンス時に配布・説明している。

周知の程度については、明確なデータとして組織的に把握されていないが、「愛知教育大学学生生活実態調査」の際にもこの大学憲章を掲載し、大学の正式な構成員であることを強調し、本学の目的等について周知を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的や具体的な活動方針をホームページに掲載している。また、教職員に対しては、「国立大学法人愛知教育大学概要」等を配布し、学生に対しては、これらの資料を用いてガイダンスの際に説明を行っており、適切な周知活動が行われ、目的が本学の構成員に周知されている。

観点 1 - 2 - 2 : 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的や具体的な活動方針は、前記ホームページ【別添資料1-4】に記載することによって、社会に対して公表している。また、本学の「大学案内」【別添資料1-5】にも、愛知教育大学憲章を掲載し本学の理念等を明示しており、県下の高等学校を中心に郵送するとともに、毎年2日間実施しているオープンキャンパスで参加者に対して配布している。更に、県外8校を含む150校を超える高等学校に教職員が訪問し、配布及び説明をしている。

ホームページの当該箇所のアクセス数をカウントすること（平成18年3月から実施）によって公表の状況を確認している【別添資料1-6】。

【分析結果とその根拠理由】

本学のホームページ及び「大学案内」に、大学の教育目標、研究目標、教育研究のあり方及び運営のあり方を明示した「愛知教育大学憲章」を掲載することによって、社会に対して広く公表している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・法人化を前に制定した「愛知教育大学憲章」は、大学の理念、教育目標、研究目標、教育研究のあり方及び運営のあり方を明示しており、多くの学内の刊行物等に掲載し、更にリーフレットを作成して教職員・学生への周知を図り、そのリーフレットの体裁にも配慮し、周知している。
- ・社会的にも「大学案内」やホームページにより広範に示し公表している。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学では、平成15年に基本的な方針を示した「愛知教育大学憲章」を策定し、ホームページに掲載することによって、大学の教育目標と研究目標、教育研究及び運営のあり方として明示している。また、平成16年には、法人化と同時に新たに「国立大学法人愛知教育大学学則」を制定し、大学の目的、教育学部の目的及び大学院の目的を明示している。

理念として、本学は、日本国憲法、教育基本法、ユネスコの高等教育に関する宣言等を踏まえ、教育研究活動を通して、世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努めることとしており、教育の目標は、大学設置の目的に鑑み、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させること」及び「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させること」に対応していることから、本学の目的は学校教育法の定めに適うものである。

「愛知教育大学概要」並びに全学生を対象とする「学生生活」に愛知教育大学憲章を掲載して周知している。

社会に対しては、本学のホームページ及び「大学案内」に理念等を明示した愛知教育大学憲章を掲載することによって、公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

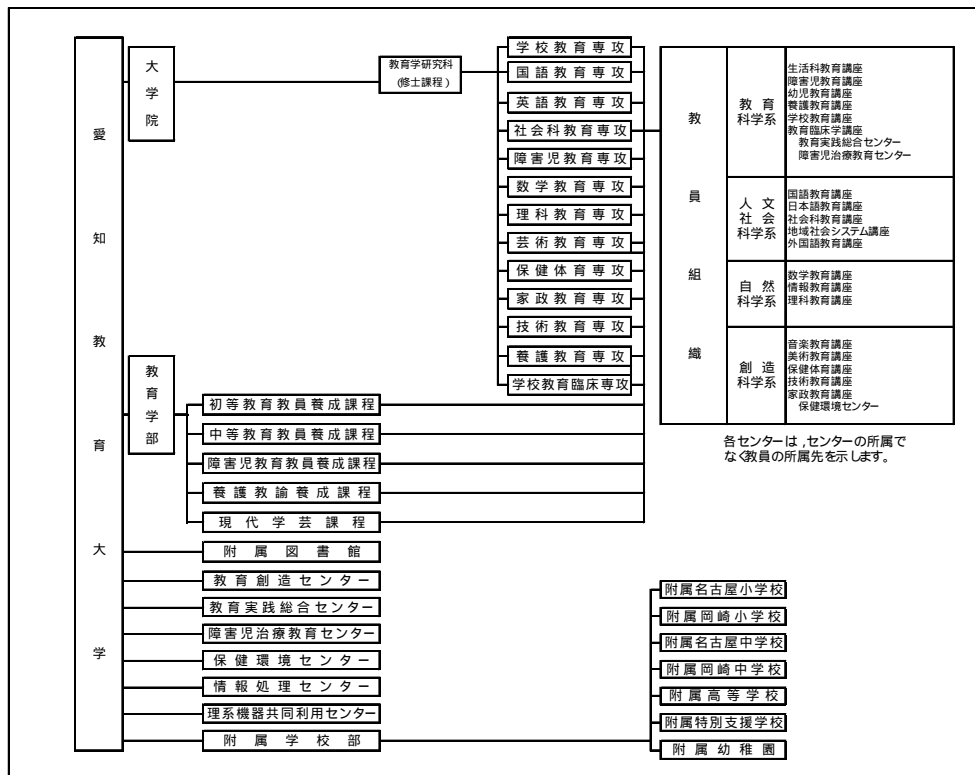
観点 2 - 1 - 1： 学部及びその学科の構成（学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学は，明治 6 年（1873）設立の愛知県養成学校以来130余年の歴史をもった，教員養成を主軸とする大学である。本学の目的を達成するための教育組織として，初等教育教員養成課程，中等教育教員養成課程，障害児教育教員養成課程及び養護教諭養成課程の教員養成 4 課程と学校教育のみならず，広く教育に関わる諸課題に対応できるように，国際理解教育課程，生涯教育課程，情報教育課程及び環境教育課程の学芸 4 課程（平成19年度からは，専門基礎教育を重視するリベラル・アーツ型教育をめざす，現代学芸課程に再編した。）が設置されている。

教育研究を推進するため，講座を包括した教員組織として，教育科学系，人文社会科学系，自然科学系及び創造科学系を置いている【資料2-1-1-A】。

【資料2-1-1-A】「大学の組織」（教育学研究科学生便覧 2007（平成19年度）p. 1 より）



【分析結果とその根拠理由】

課程と学系という体制により，教育組織と研究組織を分離することによって，柔軟な教育と高度な研究を遂行し，教育に反映することが可能となっている。これらのことから，学部における各課程及び学系の構成が，教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2 - 1 - 2 : 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

教務企画委員会の下に共通科目専門委員会は、教養科目、情報教育入門、外国語科目及びスポーツ科目（以下「共通科目」という）の教育課程に関する事項を審議し、教育課程の円滑な運営及びその改善・充実を図ることを目的としたものである。授業改善及び成績評価のあり方を検討する部会、予算部会及び交流誌等編集部会を設け月1回のペースで専門委員会を開催している。

また、共通科目の各科目における教育目標を達成するため、教育研究の責任単位として16個のグループが設置され、グループごとに担当の授業運営、授業実施及び授業研究が担われている。なお、教養科目（基礎科目・主題科目）は11グループからなり、全大学教員によって担われている。とくにこれらのグループの構成員の所属が複数の講座にまたがるため、グループ会議は時間を共通に確保するため教授会の終了後に定期的に行われている。1年生に対する共通科目に関するガイダンスは4月入学式直後に行われ、6月には主題科目の選択のためのプレ講義も開講されている【資料2-1-2-A～D】。

【資料2-1-2-A】「愛知教育大学教務企画委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

（設置）

第1条 学則第16条の規定に基づき、本学に教務企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（目的）

（専門委員会）

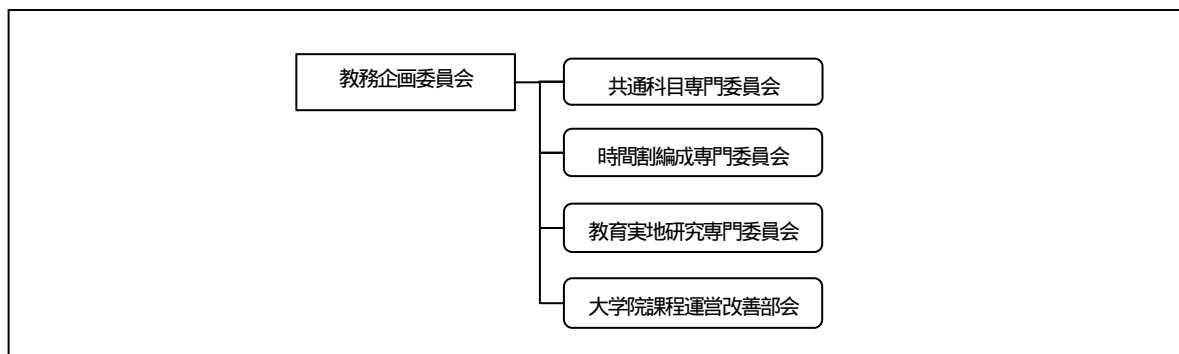
第8条 委員会の下に、共通科目に関する改善・点検 円滑な開講等を目的として共通科目専門委員会を置く。なお、この専門委員会に関する規程は別に定める。

2 委員会の下に、教育実習に関する改善・点検・円滑な実施等を目的として教育実地研究専門委員会を置く。なお、この専門委員会に関する規程は別に定める。

3 委員会の下に、時間割編成、シラバスの作成等授業に関わる事項を検討するため、時間割編成専門委員会を置く。なお、この専門委員会に関する規程は別に定める。

4 専門委員会の委員は、学長が委嘱する。

【資料2-1-2-B】「教務企画委員会と各専門委員会の組織図」



【資料2-1-2-C】「愛知教育大学共通科目専門委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

愛知教育大学共通科目専門委員会規程

(2004年7月7日制定)

(設置)

第1条 愛知教育大学教務企画委員会規程第8条の規定に基づき、本学に共通科目専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 専門委員会は、本学における教養科目、情報教育入門、外国語科目及びスポーツ科目（以下「共通科目」という。）の教育課程に関する事項を審議し、教育課程の円滑な運営及びその改善・充実を図ることを目的とする。

なお、愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程及び愛知教育大学教育学部教育課程実施要領に基づく共通科目の各科目における教育目標を達成するため、教育研究の責任単位としてグループを設置する。グループの運営等については、別途グループ設置要項で定めるものとする。

(所掌事項)

第3条 専門委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 共通科目の運営方針に関する事項
- (2) 共通科目の教育課程に関する事項
- (3) 共通科目の授業運営に関する事項
- (4) 共通科目の教育研究のための予算に関する事項
- (5) 共通科目の授業担当教員（非常勤講師を含む。）に関する事項
- (6) その他共通科目に関する事項

【資料2-1-2-D】「グループ設置要項」

グループ設置要項

(設置・目的・構成)

- 1 共通科目の各科目の教育目標を達成するため、共通科目教育に関する教育研究の責任単位（以下「グループ」という。）を設置する。なお、共通科目の教育目的に鑑み、グループ全体として意見交流を定期的に行うものとする。
- 2 教育学部の全教員（大学院のみの担当者を含む）は、教養科目（基礎科目、主題科目）においていずれかのグループに属するものとする。教養科目（基礎科目、主題科目）以外の共通科目の担当教員は、原則として講座単位で配置する。
- 3 グループの名称及び構成員は、別表のとおりとする。

(省略)

- 8 共通科目教育の授業運営、授業実施及び授業研究に関する事項を審議するため、各グループにグループ会議（以下「会議」という。）を置く。

(省略)

別表

グループ名	構 成 員
日本国憲法	地域社会システム講座教員
人文科学入門	全学より配置された教員
社会科学入門	全学より配置された教員
自然科学入門	全学より配置された教員
社会生活入門	全学より配置された教員
平和と人権	全学より配置された教員
環境と人間	全学より配置された教員
こころとからだ	全学より配置された教員
日本の社会と表現文化	全学より配置された教員
国際社会と日本	全学より配置された教員
科学・技術と人間	全学より配置された教員
人間と生活	全学より配置された教員
情報教育入門	情報教育入門 については情報教育講座教員情報教育入門 については、各専攻・コースに関連する講座教員。ただし、両者の連携については、各講座の協力のもとに、情報教育入門講座が担当するものとする。
英語（英語コミュニケーションを含む）	外国語教育講座教員
外国語科目（ドイツ語・フランス語・中国語・朝鮮語・ポルトガル語・日本語）	外国語教育講座教員及び日本語科目担当教員
スポーツ科目	保健体育講座教員

【分析結果とその根拠理由】

共通科目教育の基礎責任組織を「グループ」とし、グループ単位で担当授業の運営・実施・研究を担い、グループから選出される委員等で構成される専門委員会は、授業改善等3つの部会を設け相互連携ある活動を軸に共通科目全体の運営や改善を推進しているので、教養教育の体制は、適切に整備され機能しているといえる。

観点 2 - 1 - 3 : 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院課程は、教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の養成及び、諸科学の専門分野と教育実践分野における教育の専門家の養成をめざし、さらに現職教員の再教育の場として教師教育の質的向上を図ることを目的としている【資料1-1-3-A】。この目的を達成するため、13専攻7分野の基本組織を設け、さらに教科に関わる専攻・分野を教科教育学と教科内容学の2領域構成とし、各専攻等に対応する講座等で研究指導体制を整えている【資料2-1-1-A,2-1-3-A】。

【資料 2-1-3-A】「大学院の教育研究上の目的」（教育学研究科学生便覧 p. 5～7 より）

専攻・分野・領域	教育研究上の目的
学校教育専攻	本専攻では、教育に係る理論と実践を融合することにより、現代の教育の諸課題に科学的・総合的に対応することのできる学生を育成することを目的とする。具体的には、教育学、教育心理学、幼児教育学、生活科教育学、環境教育、国際理解教育、並びに情報教育等の諸領域を構成する様々な学問的成果を、専攻する領域の成果を中心に相互補完的に履修し、教育学・心理学全般の研究成果を土台として、各領域の教育研究上の目的を更に深化させるように努める。
教育学分野	本分野では、教育哲学・教育史・教育社会学・教育方法学・教育制度学・社会教育学・進路指導等の諸学問分野を基礎としながら、誕生から死に至る間の、家庭・地域・学校・社会等のあらゆる場所における「人を育てる」営みについての、原理的・理論的・実証的・実践的な研究を進める。そのうえで、これらについての深い洞察を持った、学校教育、社会教育、教育行政、司法福祉、キャリア支援等に関わる高度な職業人を養成する。
教育心理学分野	本分野では、教育心理学（学習や教育評価）・発達心理学・社会心理学・臨床心理学等の心理学の研究視点から、教育という多面的で重層的な活動や実態を、実験や調査に基づき実証的に捉えることのできる学生を育成することを目的とする。
幼児教育分野	人間形成の基礎を培う時期である乳幼児期の発達と教育を研究対象とする本分野は、主として幼児教育学、幼児心理学、保育内容学、児童福祉学の専門領域から構成されている。これらの幅広い専門的知識・理論を実践と有機的に関連させながら深く、理論と実践に関する研究能力を身につけることにより、これからの幼児教育の創造発展に寄与できる高い専門性と実践的指導力を有した保育者や保育者養成に携わることのできる保育研究者の育成を目指す。
生活科教育分野	「生活科」や「総合的な学習」は“子どもたちの「生きる力」を培う創造的な教育活動”であり、その実践では、子どもの興味・関心や身近な生活課題、教科横断的な課題などにもとづく体験的な学習、調査活動的な学習、問題解決的な学習などを重視している。子どもたちが自分の願いや目当て、課題などを見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、これらをよりよく成就・解決したり、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組み、自分の生きがいや生き方を考えたりする学習を求めているからである。本分野は、このような「生活科」や「総合的な学習」の理論を学び、実践に必要な、感性や情性、知性などが豊かで、高度な構想力や指導力、分析力などを発揮できる力量豊かな教師の養成を目指す。
総合教育開発分野	本分野では、現代的教育課題である総合学習の内容に対応した環境教育・国際理解教育・情報教育の3領域を設け、教育研究を行う。また、それぞれの領域の教育内容を大学院教育の基礎的素養の一部として位置づけ、全専攻に向けて授業を提供している。
環境教育領域	環境問題は、今日人類が直面する最大の課題の一つである。我々の感情や文化、道徳も環境に規定されている部分が多く、それだけに環境教育は重要である。本領域は本来ならば、そのような環境教育と基盤になる環境に関する広範な研究と人材育成を目的としている。とくに、愛知県の植物的自然環境研究拠点としての機能を維持し、この分野で地域社会にも貢献すると共に、自然との共生の考え方や環境教育の新しい方向、実践的教育手法等を発信することにより、広く人材育成を図っている。
国際理解教育領域	本領域では、教育の現代的課題である国際理解教育及び日本語教育に関する諸問題について、社会、文化、言語、教育などの広い視野から研究を深めるとともに、学校をはじめとするさまざまな教育機関で国際理解教育や日本語教育に従事する人材の育成を目指す。また、近年日本国内で増加している外国人児童生徒の教育についても、重点的な教育研究を行う。 教育内容は、「国際理解教育」に重点を置くものと「日本語教育」に重点をおくものに分かれ、科目の履修の仕方によって、教員専修免許状に研究分野として「国際理解教育」又は「日本語教育」が記載される。
情報教育領域	本領域では、情報教育のあり方を含め、学校教育現場における情報教育に関する諸問題の研究を行うとともに、広く情報技術を活用した教育支援のあり方、新しい指導法の開発を研究する。 さらに、学校現場で必要とされる、サーバーの管理運営やメディア教材開発などの実践技術の修得も可能になっている。本領域ではこうした情報教育関係の知識、研究態度を身につけ、学校教育現場や教育関連分野で情報教育の指導者・研究者となり得る人材の育成を目指す。
国語教育専攻	本専攻の目的は、日本並びに中国の言語・文学・思想・書道等の広い視野に立つ学識を修め、国語科教育の専門分野及び教育実践における理論と応用の研究能力を高め、教育研究を推進しうる資質能力を組織的に養うことにある。 国語科教育学領域では、今日的な教育課題の根幹を国語科学習の内容や目的・方法・歴史等の面から考察する。21世紀にますます重視される国語学力の重要性や意義、実践的な授業研究・評価論等も扱い、理論と実践について系統的に育成する。 国語科内容学領域では、国語科教育学の基盤となる諸分野、すなわち日本語・日本文学とその歴史的文化的背景、源流としての中国や近代以降の西洋の文化・思想等について、基礎的素養を体得させつつ、高度な研究能力を育成する。
英語教育専攻	本専攻の目的は、学部教育を基礎に、学校教育に求められる教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の養成を目指す。その目的を達成するために、本専攻は「英語科教育学」と「英語科内容学」の2領域に分かれる。「英語科教育学」は、小学校・中学校・高等学校における英語教育が抱える課題に取り組みながら、理論と応用能力を備えた英語教師の資質能力の向上を図る。「英語科内容学」は「英語科教育学」の基盤を形成する「英米文学」と「英語学」を深く追求し、教科の専門性を高め、理論と応用能力を備えた教員の資質能力の向上を図る。

社会科教育専攻	社会科教育の目的は、将来の社会の主人公となる児童・生徒の公的資質を育み、憲法に示された国民主権、基本的人権、平和主義の普遍的理念の担い手として、それらを社会で実現する主体になるように育成することにある。このような社会科教育の意義は、国際社会がますます緊密に結びつき、異なる文化が接触する機会が増大するのに伴い、ますます大きくなっている。 そうした社会科教育の意義をより深く学ぶことが本専攻の目的である。そのために本専攻は、社会科教育学領域と社会科内容学領域から構成されている。前者では教科としての社会科とその教授方法について研究し、後者では社会科教育の基礎を形成する諸分野の研究を行う。	
障害児教育専攻	本専攻は、主として聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者についての教育の領域と、障害者の生涯にわたる支援という視点に立つ障害者福祉の領域とで構成されている。これらの領域に関する専門的知識・理論を修得し、障害者教育についての実践能力を身につけることによって、福祉等の隣接領域との連携を重視し、障害者個々のニーズに応じた教育についてすぐれた研究能力と実践能力を兼ね備えた人材を養成することを目的としている。	
数学教育専攻	本専攻では、数学教育に関する高い専門性を持つ教員の育成や、数学をはじめとする諸科学の基礎を身につけることなどを通して、社会・文化の発展に寄与することのできる人材を育成することを目的とする。 この目的に向かい、数学教育学領域においては、カリキュラム・教材・授業の開発やデザインなどの実践的研究に加え、数学の教授・学習に関わる認識論や心理学等の基礎的研究など、幅広い教育研究活動を展開する。また、数学内容学領域では、数学並びにコンピュータ科学の基礎力・応用力の涵養に努める。	
理科教育専攻	本専攻は、理科教育学領域と理科内容学領域に分かれる。理科教育学領域では、理科教育の理念・歴史・外国の事情などを通じた教育目的の研究、学習者の心理・認知の研究などによる子ども理解、理科の教材研究、及び理科授業の実践的研究等を通して、小・中・高等学校の理科教育の在り方を構築することを目指す。理科内容学領域では、理科という教科を構成する物理・化学・生物・地学の各分野について、その背景にある基礎物理学・応用物理学・無機物理化学・有機化学・分類形態学・生理生態学・天文地球物理学・地質鉱物学など自然科学の諸分野の研究を推進し、それぞれの分野が持つ課題の解明を目指す。以上のような各領域の研究活動を基礎として、高度な能力を持った教員の養成と、自然科学諸分野や理科教育についての深い知識や高い研究能力を持った人材を育成することを教育上の目標とする。加えて両領域の連携により、理科教育に対する深い知識や興味を基礎的素養として持った人材の育成を目指す。	
芸術教育専攻	音楽分野	本分野が基本とするのは、芸術を中心にすえた教育研究である。ピアノや西洋歌曲の発声を基本にしなが、多様な芸術へ応用的にアプローチできるようにしたい。そうすることによって、人間と音楽とのかわり、社会化というような芸術の機能的な側面にも発展できるような教育研究を目指す。
	美術分野	本分野は、美術に関する専門的知識と技能並びに実践的な指導力を備えた学校教員の養成をめざすとともに、美術工芸に関わる生涯教育の分野で専門的かつ広範な知識や技能を有する指導者の育成をめざす。以上の目的に適った知識と技能を習得するために、美術や工芸における創造性及びそれらの教育的な意味と価値を、幅広い作品制作と思索の積み重ねを通じて総合的に探究することを目的とする。
保健体育専攻	本専攻の目的は、体育学・運動学・学校保健の分野における基本的学識と技能を体系的に修め、保健体育科教育における理論と実践についての研究能力を高め、教育研究を推進しうる資質能力を組織的に養うことにある。 保健体育科教育学領域は、現代的課題について、保健体育科学習における目的、方法、内容、評価等の観点から考察し、運動文化や健康文化の主体者としての教養と実践力を系統的に育成する。 保健体育科内容学領域は、保健体育教育学の基盤となる体育原論、体育史、体育社会学、体育経営学、体育心理学、余暇社会学、生理学、バイオメカニクス、運動方法学、学校保健、健康管理学、精神保健学について、基礎的素養を体得させつつ、高度な研究能力を育成する。	
家政教育専攻	本専攻は、「生活」を科学的に見つめ、消費生活、少子・高齢社会における生活のあり方や、人・環境との共生などを追求することで、生活を主体的で真に豊かなものに変えていく力を養うことを目的として、家庭科教育学領域と家庭科内容学領域の二領域を設けている。 家庭科教育学領域では、家政教育史や家庭科授業研究に加え、家庭科教育に関連する現代的課題をとりあげ、家庭科教育の基礎的な力量と実践力の育成を目指す。家庭科内容学領域では、食物学・被服学・住居学・家庭管理学・消費生活科学など生活に関わる様々な分野について学び、幅広い専門分野での授業や特別研究を通して、現代の生活に関わる諸問題について、生活のもつ多様な側面の相互の関連性という総合的視点とそれぞれの側面の専門的視点から研究に取り組み、解決を目指す。	
技術教育専攻	現代社会を主体的に、健全に生きるためには国民の一人ひとりが技術的素養を身につけることが必要不可欠である。本専攻はこのような観点に立ち、コンピュータ・情報通信技術、エネルギーの制御・利用技術、製品の設計・加工技術及び作物の生産技術など、生活及び生産活動の基盤となる技術を教育・研究の対象とすると共に、成長期にある子どもの全人格的な発達を促す上で有効な学習課題としての技術教育のあり方及び効果的な展開法などを重要な教育・研究課題とする。学部で習得した技術教育の実践的素養を基に、一層高度な理論的・教育的基盤を身に付け、豊かな研究能力と教育実践力を有した有為な技術教員を養成する。	
養護教育専攻	本専攻では、これからの時代を担っていくに足りうる高度な専門的能力を持ち、実践的研究能力を有する養護教諭の養成をめざしている。また、現職養護教諭の再教育の場として、学校での保健管理と保健教育を担当する高度な能力を備えた養護教諭の養成を目的とする。	
学校教育臨床専攻	本専攻では、教育臨床学・心理臨床学の探求を通して、学校を巡る児童・生徒の適応上の諸問題並びにそれらを取り巻く社会や地域の諸問題について、実証的かつ臨床的に分析・考察し、それらに適切に対応することのできる教員の実践的指導力の育成（教員のリカレント教育）を目指すとともに、スクールカウンセラーをはじめ広く人々の生涯発達を視野に入れた教育臨床・心理臨床の専門家の養成を計ることを目的とする。	

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院課程は、13の専攻等から構成され、その教育研究の目的を達成する上で適切なものと判断する。

観点 2 - 1 - 4 : 別科, 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学は、特別支援教育特別専攻科を設置している【資料2-1-4-A】。主として現職教員や普通免許状所持者を対象とし、特別支援教育の分野における資質の優れた教員を養成することを目的としている。この特別専攻科の教育課程は【別添資料2-1】に示す。

【資料 2-1-4-A】「特別支援教育特別専攻科規程」(ライブラリ学内規程集より)

(設置)

第1条 国立大学法人愛知教育大学学則(2004年学則第1号。以下「学則」という。)第26条の規定により、愛知教育大学に、特別支援教育特別専攻科(以下「特別専攻科」という。)を置く

(目的)

第2条 特別専攻科は、特別支援教育の充実に資するため、大学教育の基礎の上に精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教員を養成することを目的とする。

(専攻・入学定員)

第3条 特別専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

特別支援教育専攻 30名

(入学資格)

第4条 特別専攻科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者

2 前項に該当しない者であっても、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者

(選抜方法)

第5条 特別専攻科の入学志願者に対しては、学力検査及び調査書により選考のうえ、入学を許可する。

(修業年限)

第6条 特別専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第7条 特別専攻科の在学期間は、2年とする。

（教育課程）

第8条 特別専攻科の教育課程は、別に定める。

（修了）

第9条 特別専攻科の教育課程を履修し、合計30単位以上を修得した者には、修了証書を授与する。

（教育職員免許）

第9条の2 特別専攻科において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める所定の単位を修得した者は、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状授与の所要資格を取得できる。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要事項は、学則を適用する。

【分析結果とその根拠理由】

普通免許状の所有者を対象とし、特別支援教育に関する教員養成を担う本学特別専攻科は、教育課程を含め適切であるといえる。

観点2-1-5： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学が設置している附属図書館及び各種センターは【資料2-1-1-A】に示されている通り7つである。更に3つの施設及び附属学校を加え、それらの概要は以下のとおりである。本学の教育研究を広げ深める役割をにない、特に附属学校は教育実習の指導等を通し、実践的な指導力の育成に重要な役割を果たしている。

【資料2-1-5-A】「センター等概要」

附属図書館： 教育及び研究に必要な図書、逐次刊行物、電子ジャーナル、諸記録、古文書及び視聴覚資料を収集し、管理及び運用して本学職員及び学生の利用に供すること。

教育創造センター： 学部・大学院の教育全般についての調査研究、評価を通して全学体制による改善、特色ある大学教育の計画及び立案を通じての教育の一層の充実発展に努め、教育研究を通じての社会連携を進めること。

教育実践総合センター： 教育実践及び教育臨床にかかわる理論的・実践的・学際的研究、学校教育の諸問題に適切に対処できる教員並びに教育実践の指導者の養成に寄与すること。

障害児治療教育センター： 障害児治療教育の内容方法に関する基礎的・臨床的研究推進、教員・学生の研究・教育に資すること。

保健環境センター： 保健・環境に関する専門的業務、学生・職員の健康安全、並びに環境保全を図ること。

情報処理センター： 学内共同利用施設として、研究教育及び学術情報処理に資し情報処理の推進を図ること。

理系機器共同利用センター：教員・学生の研究・教育に資するため理系機器を充実・整備し、有効な共同利用の便を図ること。

自然観察実習園：研究・教育に要する動植物の飼育・栽培及び自然観察の便に供し、かねて学内緑化のための種苗育成等に使用する。

伊良湖臨海教育実験実習施設：宿泊施設を備え、野外教育・課外教育・研修等に使用する施設。

アイソトープ実験施設：放射線同位元素を利用する学内共同施設。

附属学校（幼稚園，小学校2校，中学校2校，高等学校，特別支援学校）：大学の使命である教育研究のための実験校。児童・生徒または幼児の教育に関する実験的・開発的・検証的研究に協力をし、本学の計画による教育実地研究を受け入れて実施すること，地域の教員の教育指導並びに研究指導を通じて地域教育の振興に貢献するための教育研究活動を展開すること。更に大学院生の研究の場として，大学院担当の大学教員も附属学校園を研究の拠点として，学術的知と臨床的知の統合を図ることも求められる。

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館を含む各種センター等は，本学の教育研究の目的を達成するため，それぞれの役割を担いかつ機能している。したがって，本学のセンター等の構成は適切なものとなっている。

観点 2 - 2 - 1： 教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教育活動に係わる重要事項を審議するため，教育研究評議会及び教授会を設置している。大学の教育に係わる基本的な方針や計画，具体的案件は教育研究評議会で，重要事項は教授会で審議することとし，効率化を図っている。平成18年度では教授会は7回，教育研究評議会は13回開催されている。教育研究評議会の議事要録は，そのつど学内専用ホームページに掲載されている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから教授会等が，教育活動に係わる重要事項を審議するための必要な活動を行っており，教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され，機能している。

観点 2 - 2 - 2： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が，適切な構成となっているか。また，必要な回数の会議を開催し，実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の教育課程や教育方法等を具体的に立案・検討する組織として教育研究評議会の下に教務企画委員会がある。教務企画委員会は，大学の中期目標・中期計画に基づき，教育における本学の取組みを不断に点検するとともに，学部及び大学院の教育内容，実施体制及び教育課程に関する企画立案を行い，その具体化を図っている。また，教務企画委員会は専門委員会として，前出の共通科目専門委員会，各種実習を取り扱う教育実地研究専門委員会，時間割編成・シラバス作成・カリキュラムの改善・充実など授業運営に関する事項を扱う時間割編成専門委員会，大学院全般を扱う大学院課程運営改善委員会をもっている。なお，教育研究評議会は年間13回，教務企画委員会は年間12回開催され，また時間割専門委員会は年間6回開催されている。教務企画委員会の議事録は

そのつどホームページに掲載されている。

【分析結果とその根拠理由】

組織的には、教育研究評議会評議員が教務企画委員会に入り、教務企画委員会のメンバーが各専門委員会に入るという形態をとっており、情報伝達が保障されている。また、各専門委員会の議事要録や各学系における評議員会議議事録、各講座の議事録で情報伝達は確認できる。

これらのことから、教務企画委員会及び教務関係の事項を検討する4つの専門委員会組織は本学の教育課程や教育方法及び評価改善について検討するための適切な構成となっており、その検討結果が教育改善に大きく役立っており、実質的な審議がなされている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教員養成4課程と現代学芸課程及び大学院課程に係る教育研究組織に、相互連携のある柔軟な責任実施体制を築くことにより、中部地区における中核的教師教育と、社会における問題解決のための複眼的視野をもつ人材養成という総合的教育研究機関の役割を果たしている。
- ・附属学校、附属図書館及びセンター等たくさんの各種諸施設が配置されており、より一層の実践的指導力の形成と教育研究を広げ深めることができるよう配慮されている。
- ・共通科目専門委員会が担う共通科目全体にかかわる活動と、基礎責任組織である各グループが会議を開催して、担当の授業にかかわる活動を相互に連携させ、授業運営と授業改善を推進していくシステムを構築している。

【改善を要する点】

- ・従来教授会での報告は紙媒体を通じたものであったが、迅速化、効率化、事務簡素化の見地から、教務関連の委員会報告や決定事項は、ホームページなど電子媒体を通して全教職員に配信されている。しかし、必ずしも常にホームページを見ているわけではない。電子媒体による情報交換が教職員全員に定着することが課題である。

(3) 基準2の自己評価の概要

愛知教育大学憲章の教育目標にある、学部教育においては教養教育を重視し、教員養成諸課程では、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成、現代学芸課程では広い教養と深い専門的能力を持った社会人の養成がうたわれ、それぞれの目標に沿って両課程は適切な構成となっている。

教養教育に関しては、教務企画委員会の専門委員会として共通科目専門委員会があり、学部における教養教育の実施体制を整備しており、各シラバスの分析・検討から教養教育の実施体制を整備しており、とりわけ全教員で教養教育にあたる体制が確立されている。

大学院課程では学部教育を基礎に、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教育者の育成のため、13の専攻とそれを支える講座から成り立っている。

教育支援の体制としては、附属図書館、各種センター等があり、教育実践力の習得をはじめそれぞれの教育研究の分野で支援をしている。

教務企画委員会は教務担当理事（副学長）を委員長とし、教育課程や教育方法等について審議する組織であり、

4つの専門委員会を持って、教務関係の具体的な事項の検討を行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3 - 1 - 1 : 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学は教員養成を主軸に教養教育を重視する大学であることが、大学憲章の教育目標に掲げられている【資料 3-1-1-A】。これを踏まえ本学では、学部の教育組織は課程制をとり、教員養成 4 課程（初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、障害児教育教員養成課程、養護教員養成課程）、現代学芸課程の計 5 課程を編成している。更に大学院教育学研究科を設置し、現代的な課題に合わせた教育を行うため、特別支援教育特別専攻科、学部と大学院の連携による 6 年一貫教員養成コースを設置している。そしてこれらを支える教育研究組織としての研究区分から大きく 4 つに分けた学系を設置し、学部及び大学院などの教育にあたるよう編成している。各学系には、専門分野に応じた講座を設置し、教員は自らの分野の研究を行うとともに、学部、大学院など諸課程の教育にあたる【資料 3-1-1-B】。

【資料 3-1-1-A】「愛知教育大学憲章」（憲章リーフレットより）

愛知教育大学の教育目標

愛知教育大学は、平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育をめざす。

学部教育においては教養教育を重視し、教員養成諸課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、学芸諸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざす。

大学院教育においては学部教育を基礎に、学校教育に求められる更に高度な能力を有する教員の養成をめざすとともに、諸科学の専門分野及び教育実践分野における理論と応用能力を備えた教育の専門家の育成をめざす。また、大学院を教員の再教育の場としても位置付け、教師教育の質的向上を図る。

【資料 3-1-1-B】「国立大学法人愛知教育大学学則」（ライブラリ学内規程集より）

(学部)

第 24 条 本学に教育学部（以下「学部」という）を置く。

2 学部に次の教育課程を置く。

(1) 教員養成 4 課程（初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、障害児教育教員養成課程、養護教諭養成課程）

(2) 現代学芸課程

3 学部に教育研究組織として次の学系を置く。

(1) 教育科学系

(2) 人文社会科学系

(3) 自然科学系
(4) 創造科学系
4 各学系に講座を置く。ただし、専任の教員で構成されるセンターは学系に配置する。 (大学院)
第25条 本学に大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)を置く。
2 研究科に修士課程を置く。 (特別支援教育特別専攻科)
第26条 本学に特別支援教育特別専攻科を置く。 (6年一貫コース)
第26条の2 本学に学部と大学院の連携による6年一貫教員養成コース(以下「6年一貫コース」という。)を置く。
2 6年一貫コースについて必要な事項は、別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

教育組織とは切り離れた形で、研究分野に対応した学系制をとり入れ、更に専門分野に応じた講座を設置することにより、幅広い分野に対応することができるものとなっている。また、このような編成をとることにより、社会のニーズに合った教育体制のシステムが構築されている。

観点3-1-2： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

教育課程を遂行するために必要な教員は、各学系に属する19講座、3センターに配置されている。更に各講座及びセンターの教授、准教授、講師、助教が主要な授業科目を担当している。【別添資料3-1~3-2】また延べ336人(平成18年度実績)の非常勤講師が共通科目、専門科目等の授業を担当している【別添資料3-3】。平成18年度より再雇用制度【別添資料3-4】により定年退職者を特別教授として9人を採用している。平成19年5月1日現在の専任教員数は【資料3-1-2-A】のとおりである。また、教員養成4課程においては専攻会議及び系会議を、現代学芸課程においてはコース会議【別添資料3-5】を設置することにより、教育単位ごとの担当者を明確にしている。

【資料3-1-2-A】「専任教員一覧」(平成19年5月1日現在・人事資料より作成)

学 系	講 座	特別教授	教 授	准教授	講 師	助 教	合 計
教育科学系	生活科教育	1	1	2			4
	障害児教育		4	2	2		8
	幼 児 教 育		3	2			5
	養 護 教 育		5	2			7
	学 校 教 育	1	8	8	6		23
	教育臨床学			1	1		2
人文社会科学系	国 語 教 育	1	11	6			18
	日 本 語 教 育		4	2			6

人文社会科学系	社会科教育	2	12	1		15	
	地域社会システム		9	4	1	14	
	外国語教育		9	11		20	
自然科学系	数学教育	1	8	4	1	2	16
	情報教育		4	7	3	1	15
	理科教育	1	24	9	3		37
創造科学系	音楽教育	1	5	3	1		10
	美術教育		9	5			14
	保健体育		13	5	2	1	21
	技術教育	1	4	1			6
	家政教育		7	4			11
教育実践総合センター			1		1		2
障害児治療教育センター			1	1			2
保健環境センター			1	1			2
合計		9	143	81	21	4	258

【分析結果とその根拠理由】

平成19年5月1日現在、教員258人が配置され、うち152人（特別教授を含む）が教授であり、十分な数の専任教員が確保されている。非常勤講師は専任教員では担当しきれない部分を担当しており、教育課程を遂行するに足る教員が確保されている。

観点3-1-3： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

前掲の【資料3-1-2-A】に示したように、学士課程3,885人【別添資料3-6】の学生に対して258人の専任教員が配置され、うち半数以上の152人が教授（特別教授を含む）である。また、【資料3-1-3-A】に示すように各講座に属する教員は、教員養成4課程担当教員と現代学芸課程担当教員を明確に区分しており、それぞれの課程に対して必要な専任教員が確保されている。

【資料3-1-3-A】「専任教員の担当課程」（平成19年5月1日現在・人事資料より作成）

系	講座	教員養成4課程担当	現代学芸課程担当	合計
教育科学系	生活科教育	4	0	4
	障害児教育	6	2	8
	幼児教育	5	0	5
教育科学系	養護教育	7	0	7
	学校教育	20	3	23
	教育臨床学	2	0	2
人文社会科学系	国語教育	15	3	18
	日本語教育	0	6	6

人文社会科学系	社会科学教育	11	4	15
	地域社会システム	8	6	14
	外国語教育	9	11	20
自然科学系	数学教育	16	0	16
	情報教育	5	10	15
	理科教育	24	13	37
創造科学系	音楽教育	10	0	10
	美術教育	8	6	14
	保健体育	21	0	21
	技術教育	6	0	6
	家政教育	11	0	11
教育実践総合センター		2	0	2
障害児治療教育センター		2	0	2
保健環境センター		2	0	2
合 計		194	64	258

【分析結果とその根拠理由】

教員一人あたりの学士課程学生数は15.1人であり、学士課程に必要な専任教員数が確保されている。また、教員養成4課程と現代学芸課程の担当教員が明確にされており、それぞれの課程の学生の教育に責任を持つ教育体制がとられている。

観点3-1-4： 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院担当教員は「観点3-2-1」で述べる任用基準にしたがって、採用あるいは昇進の際の資格審査を経て任用されている。大学院学生数312人に対して、238人(大学院研究指導教員：143人，同研究指導補助教員：95人)の教員【別添資料3-6】が指導にあたっている。専攻ごとの指導教員数は、【資料3-1-4-A】【別添資料3-7】のとおりである。

【資料3-1-4-A】「大学院専攻別指導教員等数」（平成19年5月1日現在・人事資料より作成）

専 攻 名	入 学 定 員	研 究 指 導 教 員	研 究 指 導 補 助 教 員
学 校 教 育	27	17	23
国 語 教 育	7	11	4
英 語 教 育	9	7	6
社 会 科 教 育	14	23	12
障 害 児 教 育	12	5	4
数 学 教 育	11	12	6

理 科 教 育	17	21	14
芸 術 教 育	19	15	8
保 健 体 育	8	14	8
家 政 教 育	9	7	3
技 術 教 育	5	4	2
養 護 教 育	3	5	2
学 校 教 育 臨 床	9	2	3
計	150	143	95

【分析結果とその根拠理由】

学生定員150人に対して大学院担当教員が238人と十分に確保されており、採用及び昇進の際において適正な審査が行われている。

観点3 - 1 - 5 : 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点3 - 1 - 6 : 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学の教員採用にあたっては、全て公募制をとっており、その際、年齢構成に配慮して公募を行っている。年齢構成は、45歳以上の各年齢層は40人程度であり、35 - 39歳が26人、30 - 34歳が22人となっている【資料3-1-6-A】。教員採用の際に提出する要望書【別添資料3-8】には、各講座の年齢構成を示した上で、採用予定教員の職種・年齢等を記載するような書式を用いており、年齢構成のバランスが取られるように工夫をしている。

「2010年度までに女性教員比率を20%以上にする」ための提言【別添資料3-9】が出されており、男女共同参画委員会大学教員部会では教員採用の際には、公募書類に「業績が同等と認められた場合には女性教員を積極的に採用する」旨を記載し、女性教員比率を向上させるような工夫をしている【資料3-1-6-B】。現在、全教員258人のうち女性は41人（15.9%）である。また、外国人教員は6人である。

本学の教育・研究の向上に寄与する目的で、教員に対するサバティカル制度【別添資料3-10】を設けている。更に、再雇用制度により特別教授【別添資料3-11～3-12】を置くことにより、深い学識と経験を活かした教育・研究が行うことができるよう配慮している。

【資料3-1-6-A】「専任教員の年齢及び男女別構成（平成19年5月1日現在）」

区 分	男	女	合 計
60歳 - 64歳	39	4	43
55歳 - 59歳	36	6	42
50歳 - 54歳	38	6	44
45歳 - 49歳	36	10	46
40歳 - 44歳	31	4	35
35歳 - 39歳	22	4	26
30歳 - 34歳	15	7	22
25歳 - 29歳	0	0	0

【資料3-1-6-B】「教員の公募」（公募広報より）

本学は、『男女共同参画社会基本法』の趣旨等に基づき、業績が同等と認められた場合には女性を積極的に採用することを申し添えます。

本学ホームページ・教員公募 <http://www.aichi-edu.ac.jp/info/kobo/> 参照

【分析結果とその根拠理由】

本学の40歳以上の年齢構成は、各年齢層とも40人前後で概ねバランスがとれており、女性教員の割合も15.9%と平成22年度には20%になるように採用時にも工夫がなされ努力している。一方、34歳以下の年齢層、いわゆる若手の人員がやや少ない傾向がみられる。また、サバティカル制度や特別教授制度をとるなど教員組織を活性化するための措置もとられている。

観点3 - 2 - 1 : 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学の教員選考にあたっては「愛知教育大学教員選考基準」【別添資料3-13】に基づき厳正な審査が行われている。採用及び昇進人事に関する各種委員会等の役割は【資料3-2-1-A】にまとめたとおりである。教員の採用及び昇進人事に関しては選考手続要項【別添資料3-14】に準じて、教員人事委員会において選考基準を満たす教員の有無について審議し、その結果を受けて、採用の場合は公募を、昇進の場合は候補者を選考する。公募にあたっては、各大学へ照会する他、本学ホームページにも掲載【資料3-2-1-B】するなど、広く周知を行っている。採用、昇進のいずれの場合も、関連講座教員、教員人事委員会委員等からなる教員選考委員会を組織し【別添資料3-15】、研究業績、教育業績、管理運営に係る貢献などを記載した業績報告書【別添資料3-16】により、多面的かつ公正な審査を行う。また、本学の教育・研究分野は多岐にわたるため、これらの分野内容を考慮した詳細な審査基準【別添資料3-17】を定めている。採用あるいは昇進時には、大学院課程における教育研究上の指導能力についても合わせて評価している。採用については、公平性を確保するため、教授会で審議する際、順位第2位の者の業績も、氏名を伏せて公表するなどの配慮がなされている。

【資料3-2-1-A】「採用・昇進の手続き」（年次報告書）p.95

教員人事委員会 教員選考委員会	学長	講座等	教育研究評議会	教授会
人事計画・人事実施計画を作成 ↓ 職種の要望書検討 ↓	←→ 人事計画・人事実施計画検討 ←→ 採用職種を提案	講座・センター等教員の配置等の要望 → 採用予定講座から職種の要望書提出 →	人事実施計画承認 ↓ ← 採用職種の決定	
公募 公募条件の決定 教員選考委員会の構成 ↓ 公募結果の確認 ↓ 教員選考委員会から候補者の適否報告 ↓ 選考結果の検討 ↓	← ← 公 募 ↓ ←	公募条件作成		採用の可否を決定
昇進 昇進候補者の選考教員選考委員会を構成 ↓ 教員選考委員会から候補者の適否報告 ↓ 選考結果の検討 ↓	昇進候補者を提案			昇進の可否を決定

【資料3-2-1-B】「教員公募のホームページへの掲載」(http://www.aichi-edu.ac.jp/info/kobo/)

講座名	講座形態	専攻科目(分野)	年齢 (生年月日)	公募締切日 (締切有効)	採用予定日
美術教育講座 (PDF-60KB)	助教型 (准教授)	美術教育学	採用日におい て35歳から45 歳程度	2007.1.31	2007.10.1
学校教育講座 (PDF-9KB)	教授または 准教授	授業実践-理論 テクノロジー-実践 実践	採用日におい て50歳から55 歳程度	2007.1.31	2008.4.1
学校総合講座	教授または	学際的総合実践-理論	採用日におい て55歳から65 歳程度	2007.1.31	2008.4.1

【分析結果とその根拠理由】

教員採用及び昇進に関する基準は明確に定められており、実際の選考にあたっては、教員人事委員会、教員選考委員会及び教授会の議を経ることとなっており、適正に運用されている。また、教員採用においては、広く周知した上で公募を行っており、教授会においては、順位第2位の者の業績を公開の上、審議するなど公平性が確保されている。

観点 3 - 2 - 2 : 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

本学発行の年次報告書の「第8章 教員研究活動」【別添資料3-18】では、各教員が教育・研究についての年間の活動報告を行っている。この中の第4項において教育活動についての取組みについての具体的な報告がなされている。また、平成17年から2年間をかけて、共通科目と教育実習を除く全ての授業科目（共通科目と大学院については、平成19年度実施の予定）について学生による「授業改善のためのアンケート」を行った。これは、講義の中間（原則8週目）及び期末（原則14週目）の2回実施し、中間結果を教員に迅速にフィードバックすることにより、授業改善に資するものである。教員はアンケート結果を分析し授業に関する自己評価を行う。この結果は、本学の教育創造センター・ホームページ【資料3-2-2-A】で公開している。

業績評価の一環として毎年「研究、教育、管理運営及び社会的活動等に係る業績一覧」【別添資料3-19】を各教員が提出しているが教育評価の方法等について、評価の公平性、客観性の観点から、教育人事委員会で不断の検討を行っている。更に平成19年度より、教育、研究、管理運営、社会貢献の多面的な観点から、教育研究活動について自己点検・自己評価し、その活性化に役立てるとともに自己の活動の改善と向上に努めるため、教育職員の個人評価を試行している【別添資料3-20】。

【資料3-2-2-A】「教員による自己評価一覧」（教育創造センターホームページより）

<http://www.cue.aichi-edu.ac.jp/>

月	火	水	木	金
1期 月 総合演習Ⅱ 総合演習Ⅲ 健康科学ⅡⅢ 芸術科学ⅡⅢ 生活科学ⅡⅢ 環境科学ⅡⅢ 健康科学Ⅳ 健康科学Ⅴ 健康科学Ⅵ 健康科学Ⅶ 健康科学Ⅷ 健康科学Ⅷ	火 専門教育入門Ⅰ総合研究 専門教育入門Ⅱ総合研究 専門教育入門Ⅲ総合研究 専門教育入門Ⅳ総合研究 専門教育入門Ⅴ総合研究 専門教育入門Ⅵ総合研究 専門教育入門Ⅶ総合研究 専門教育入門Ⅷ総合研究 総合教育Ⅱ 総合教育Ⅲ 総合教育Ⅳ 総合教育Ⅴ 総合教育Ⅵ 総合教育Ⅶ 総合教育Ⅷ 総合教育Ⅷ	水 個人の発達と心理学 教育の今と未来 学校経営と教師の力量 師範 教育の今と未来 教育保障 生活の指図と福祉 生活の指図と福祉 国際科学Ⅱ 社会科学Ⅱ 社会科学Ⅲ 社会科学Ⅳ 社会科学Ⅴ 社会科学Ⅵ 社会科学Ⅶ 社会科学Ⅷ 電子計算機入門	木 総合演習Ⅱ 総合演習Ⅲ 総合演習Ⅳ	金 教育論 教育の社会的研究 教育の方法と技術 国際科学Ⅱ 国際科学Ⅲ 社会科学Ⅱ 社会科学Ⅲ 国際科学Ⅳ 国際科学Ⅴ 国際科学Ⅵ 国際科学Ⅶ 国際科学Ⅷ
2期 月 総合演習Ⅱ 総合演習Ⅲ スポーツ・健康科学Ⅱ	火 専門教育入門Ⅰ国際・看護 専門教育入門Ⅱ人文・社会系 専門教育入門Ⅲ人文・社会系 専門教育入門Ⅳ社会福祉 専門教育入門Ⅴ国際体育 専門教育入門Ⅵ国際体育 専門教育入門Ⅶ国際体育 専門教育入門Ⅷ国際体育	水 子どもの心構 学校教育と進路指導 子ども・青年文化論 教育の今と未来 障害児教育 生活の指図と福祉Ⅱ 生活の指図と福祉Ⅲ 生活の指図と福祉Ⅳ 生活の指図と福祉Ⅴ	木 教育論 教育の社会的研究 教育の方法と技術 総合演習Ⅱ 国際科学Ⅱ 国際科学Ⅲ 国際科学Ⅳ 国際科学Ⅴ 国際科学Ⅵ 国際科学Ⅶ 国際科学Ⅷ	金 教育論 教育の社会的研究 教育の方法と技術 教育入門 総合演習Ⅱ 国際科学ⅡⅢ 社会科学ⅡⅢ 国際科学ⅣⅤ

【分析結果とその根拠理由】

個々の教員の教育上の工夫や授業改善の取組みは、年次報告書や授業アンケートの自己評価書により定期的な自己評価は十分に行われている。更に、教員の個人評価を試行し、教員の教育研究活動の改善と向上するためのシステムの構築に着手している。教員自身のこれらの結果をもとに教育責任体制（共通科目，専門科目，教育科目等）ごとの授業改善の取組みから，大学全体の継続的なFDへつなげていくことが，今後の課題である。

観点3-3-1： 教育の目的を達成するための基礎として，教育内容等と関連する研究活動が行われているが。

【観点に係る状況】

本学は教育大学という性格上，多くの教員が教育にかかわる研究を行っており，19講座3センターの教員が担当する授業科目は研究内容と連動しているものが多い。教員自身の研究と教育の関わりについては，毎年発行される年次報告書【別添資料3-18】に各教員が詳細に報告している。【資料3-3-1-A】の表は，年次報告書から研究と教育が密接に関連しているものを抜粋したものである。授業の具体的な内容はシラバス・オンラインで確認することができる。平成19年度の授業シラバスには，新カリキュラム：学部1年科目・397，旧カリキュラム：学部2～4年科目・2213，大学院・527が掲載されている。

【資料3-3-1-A】「研究と教育が密接に関連している例」（「年次報告書2005」第8章より）

系・講座	研究活動及び主な研究業績	授業科目名
育科学系 幼児教育講座 小川英彦教授	【著書】「障害のある子どもの理解と親支援」 【論文】 「発達障害のある幼児の支援をめぐる」 「子どもをとりまく社会と教育福祉」	【学部】児童福祉論 障害児保育 【大学院】 障害児教育福祉制度論Ⅰ
教育科学系 学校教育講座 坂柳恒夫教授	【研究テーマ】 「青年期・成人期におけるキャリア発達に関する研究」 「キャリア成熟尺度の開発とキャリア・カウンセリングへの適用」 【論文】 「キャリア教育型で提案する総合のテーマ」	【学部】進路指導の組織運営 キャリア・カウンセリング 演習 【大学院】 キャリア発達教育演習Ⅱ
人文社会科学系 社会科教育講座 寺本潔教授	【著書】「エコ地図を作ろう」 【研究テーマ】 社会科授業における地図の活用法 学校と地域を結ぶ総合学習の実践的研究	【学部】社会科教育A, AⅡ 総合演習Ⅱ 【大学院】 社会科教育特論Ⅱ
人文社会科学系 国語教育講座 佐藤洋一教授	【著書】「中学校国語 選択教科としての扱いのヒント」 【論文】 「中学校国語科における学力保証と『人間性・社会性の育成』」 「国語科における習熟度・少人数学習の開発」	【学部】 国語科教育CⅠ, CⅢ等 【大学院】 国語科教育特論・演習
自然科学系 数学教育講座 飯島康之教授	【著書】「GCを活用した図形の指導」 【論文】 「作図ツールGC/Javaを利用した多様な学習開発環境の開発」 「教育用ソフトと教材のインターネット上での整備」	【学部】 算数科研究AⅡ 算数科教育BⅠ 【大学院】 数学教育方法論Ⅰ
自然科学系 理科教育講座 大和田道夫教授	【論文】 「東アジアにおける猛暑と冷夏の大気循環変動と気圧場解析」 「地球温暖化と中部国際空港の風」 「中国黄土高原における多雨季前期の降水メカニズム」	【学部】 地球環境科学Ⅱ 【大学院】 大気環境学特論
創造科学系 美術教育講座 鷹巣純准教授	【論文】 「物語られた六道図像 善光寺如来絵伝への六道絵への影響」 「幽明往還 縁起絵に見る中世・近世日本の他界往還のイメージ」	【学部】日本美術史 【大学院】 東洋美術演習Ⅰ,Ⅱ
創造科学系 保健体育講座 合屋十四秋	【論文】 「女子水泳選手におけるクロール泳の速度出力調整と動作との関係」 「『けのび』の横断的及び縦断的追跡研究」	【学部】水泳, 体育科研究 【大学院】 身体運動学特論

【分析結果とその根拠理由】

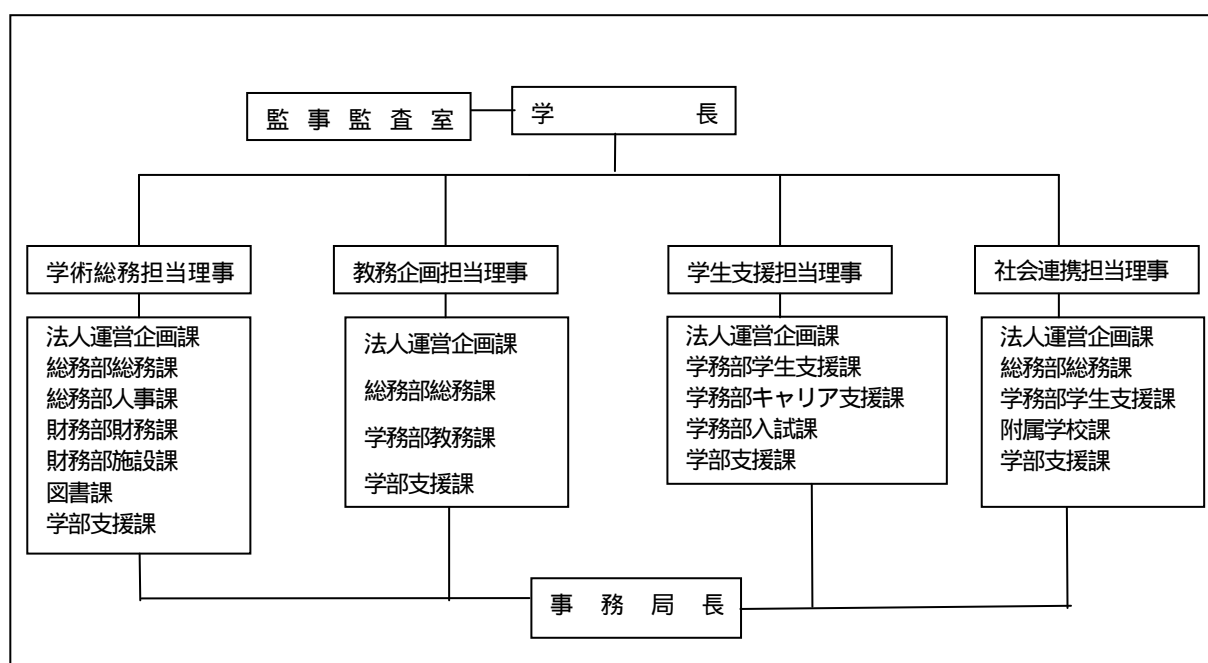
本学教員の研究活動と教育内容との関わりについては、毎年発行される年次報告書に示されているとおりである。それぞれの研究活動において得られた知見を教育に反映させるべく、各教員が様々な工夫を行っており、本学の授業内容を充実することに寄与している。

観点 3 - 4 - 1 : 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員, 技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また, TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の事務組織は【資料3-4-1-A】に示すとおりであり, 学部・大学院の教育課程を支援する部門は, 教務課の中に教員養成 4 課程, 現代学芸課程及び大学院担当, そして学外の協力校との連携が重要な教育実習担当と細分化されており, きめ細かな支援体制を敷いている。また, 助手(旧教務職員を改称)を 3 人置き, 学生の実験・実習支援を行っている。TAは前年度末に申請し, 次年度に採用されるという形式をとっているため, 修士 2 年生が主体となって学生の支援にあたっており, 定員150人のうち, およそ1/4がTAとなっている【資料3-4-1-B】。

【資料3-4-1-A】「愛知教育大学事務組織」(平成19年4月から)



【資料3-4-1-B】「ティーチング・アシスタント数」(平成19年5月1日現在・人事資料より作成)(人)

専攻名	入学定員	17年度	18年度	19年度
		TA数	TA数	TA数
学校教育	27	5	6	6
国語教育	7	0	1	1
英語教育	9	0	0	0
社会科教育	14	3	3	3
障害児教育	12	0	0	0
数学教育	11	1	0	0
理科教育	17	8	8	11
芸術教育	19	9	11	9
保健体育	8	6	2	4

家政教育	9	1	3	0
技術教育	5	4	4	2
養護教育	3	1	2	0
学校教育臨床	9	0	2	0
計	150	38	42	36

【分析結果とその根拠理由】

本学は限られた事務職員の中で、教務課職員を適切に配置することにより、教育課程の支援を行っている。また、助手3人を実験・実習の授業に配置し、大学院2年生をTAとして活用することにより、学部学生の教育支援にあたっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教員の採用に際し、すべて公募制を実施しホームページ等でも公開するなど、広く人材を求めるようにしている。
- ・教員の採用・昇進にあたっては、教員選考委員会を設置し厳正な審査を行い、教員人事委員会、教授会の議を経て決定される。
- ・幅広い教育を行うため多様な分野の教員を4学系に配置し、教員養成4課程及び現代学芸課程に対する教育責任体制を明確にしている。
- ・平成22年度に女性教員比率を20%にすることを目標としており、すでに15.9%と目標の8割に達している。
- ・再雇用制度による特別教授制度やサバティカル制度など、教員組織を活性化する方策をとっている。
- ・平成19年度から教員の評価を試行しており、教員の教育研究活動の改善と向上するためのシステムの構築に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- ・「学生による授業改善アンケート」の結果は教員の自己評価により、また教育に関する取組みは教員の年次報告として報告されているが、教育評価の結果に対する措置を全学的なFD活動につながるように組織整備が必要である。
- ・34歳以下の教員数が他の年齢に比較して低いため、若手教員の登用について何らかの方策をとる必要がある。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学の教育目的を達成するため、教育組織と研究組織を切り離れた学系制度を採用している。研究組織としてそれぞれの専門分野に応じた講座が組織され、教育組織は教員養成4課程と現代学芸課程が有する幅広い分野と大学院教育に対応する柔軟な教育体制をとっている。また、専攻会議、課程会議、コース会議を設定し、教育単位とそれを担当する教員を明確にし、効果的なカリキュラムの実施にあたっている。

教員1人あたりの学士課程学生数は15.1人であり、学士課程に必要な専任教員数が確保されている。また、非常勤講師は専任教員では担当しきれない部分を担当しており、教育課程を遂行するに足る教員が確保されている。更に、大学院修士課程を担当する教員についても、十分な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されている。

また、教育及び研究指導経験の豊富な定年退職教員を再雇用制度により特別教授として採用する制度が確立している。

本学の教員の年齢構成は、40歳以上の各年齢層とも40人前後でバランスがとれている。また、女性教員の割合も15.9%と高く、平成22年度までに20%にするべく目標を掲げ、女性教員比率を高める工夫も行っている。また、平成18年度からサバティカル制度の運用を開始し、教員組織を活性化するための措置もとっている。

本学では、教員採用及び昇進に関する基準は明確に定めている。教員採用においては、すべて公募制としており、教授会での審議においては、順位第2位の者の業績を公開の上、審議するなど公平性を確保している。

個々の教員の教育上の工夫や授業改善の取組みは、年次報告書や授業アンケートと自己評価書の公開等により定期的な自己評価により行なわれている。教員の個人評価を試行し、教員の教育研究活動の改善と向上するためのシステムの構築にとりかかっている。教員は個々の研究活動と関連した授業科目を担当しており、研究成果を学士課程及び大学院課程の教育内容に反映している。

教務課職員を適切に配置することにより、学生の修学・履修支援、教育実習の支援を行っている。また、助手3人を実験・実習の授業に配置し、大学院2年生をTAとして活用することにより、学部学生の教育支援にあたっている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4 - 1 - 1 : 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到る状況】

愛知教育大学憲章では「平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育をめざす」ことを教育目標とし、更に「学部教育においては教養教育を重視し、教員養成諸課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、学芸諸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざす」ことを目標としている。

これを実現するため、教員養成 4 課程及び現代学芸課程の「入学を望む学生像」【別添資料4-1】を選修、専攻、コース別に掲げ、学生募集要項及びホームページに掲載し、公表・周知に努めている。平成20年の入試要項には大学の基本方針を加えたアドミッション・ポリシーを明示することが決定している【別添資料4-2】。

【分析結果とその根拠理由】

「入学を望む学生像」を学生募集要項等の刊行物に記載し、また、ホームページにも掲載して公表・周知に努めている。なお、学生募集要項等の刊行物の配付状況は、【資料4-1-1-A】のとおりである。

【資料4-1-1-A】「刊行物配布状況一覧」（入試課資料より作成）

(単位:冊)

	教育 関係 機関	刈谷市 記者 クラブ	高 等 学 校 等	オー プ ン キャン パス	高 校 訪 問 プ ロ ジ ェ ク ト	進 学 ガ イ ダ ン ス	委 託 発 送	窓 口 配 布	合 計
教育学部入学者選抜 要項	134	14	485	2,400	155	1,063	1,600	954	6,805
教育学部推薦入学学 生募集要項	132	14	485					369	1,000
教育学部附属国子女特 別選抜学生募集要項	152	14						121	287
教育学部編入学学生 募集要項	173	14						76	263
教育学部外国人留学 生特別選抜学生募集 要項	147	14						95	256
教育学部一般選抜学 生募集要項	132	14	3,293			868	5,200	1,214	10,721

毎年11月には、県内高等学校の進路指導担当教諭を対象とした募集要項説明協議会を開催し、本学の「入学を望む学生像」について説明している。説明協議会には100校を超える高等学校が参加していることから、本学の「入学を望む学生像」は適切に公表・周知されている。

観点4-2-1： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到に係る状況】

本学の入学者選抜においては、学部では、一般選抜の前期日程と後期日程、特別選抜として推薦入学試験、編入学試験、帰国子女特別選抜及び外国人留学生特別選抜を実施している。大学院では、一般選抜と外国人学生特別選抜を実施しており、一般選抜においては、現職教員等及び社会人に対して受験の特例措置を実施している。このほか、特別支援教育特別専攻科の入学者選抜も実施している。

試験の実施においては、一般選抜の前期日程と後期日程の間で、選修、専攻、コースの特性等も考慮し、センター試験と個別学力検査の配点を変えたり、実技や面接を課すなどの細かな対応をしている。また、推薦入学試験では、高等学校長等から推薦された者を対象として、志望動機書の提出を求め、センター試験及び個別学力検査を免除し、小論文と面接を中心にした選抜を実施して、選修、専攻、コースが「入学を望む学生像」に、より強く合致した者を入学させようとしている【別添資料4-1】。

【分析結果とその根拠理由】

多様できめ細かな選抜が実施され、様々な選抜方法を取り入れることにより、「入学を望む学生像」に沿った適切な学生の受入方法が採用され、実質的に機能している。

観点4-2-2： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到に係る状況】

本学では、学部の編入学試験【資料4-2-2-A】、外国人留学生特別選抜【資料4-2-2-B】及び帰国子女特別選抜【資料4-2-2-C】について、学生募集をする趣旨を記載している。

本学養護教諭養成課程では、平成18年度から編入学試験による入学者選抜を始めた。この編入学試験は、他大学等で学んだ者や卒業して社会人となった者で、再度大学に入学し更なる勉学を望む者に対して、受験の機会を提供するものであり、入学者の選抜は、学力検査及び口述試験を選考要件に、出願書類である志望理由書、成績証明書を総合して合否判定する方式としている。

【資料4-2-2-A】「編入学試験の趣旨」（平成19年度学生募集要項より）

本学は、小学校・中学校等の教員養成と国際化、情報化、環境問題、生涯教育等の現代社会の新たな教育的諸課題の解決に指導的役割を果たす人材の育成を目的とするものである。

3年次編入学の実施は、他大学や短期大学・高等専門学校等で学んだ者や卒業して社会人となった者で、再度大学に入学して、更なる勉学を望む者に対して受験の機会を提供することによって「開かれた大学」という社会的要請に応えるとともに、旺盛な勉学意欲と多様な教育的背景や社会的経験を持つ編

入学生を受け入れることにより、他の学生にとって良い刺激となり、本学の一層の活性化が図られるものと期待できる。

【資料4-2-2-B】「外国人留学生特別選抜の趣旨」（平成19年度学生募集要項より）

近年における、我が国の政治・経済・文化・技術その他あらゆる方面にわたる国際的活動の拡大、世界における我が国の地位や全世界的規模で推進されている国際的交流の拡大にかんがみ、国際理解・国際協調の観点から大学教育においても国際交流の推進に積極的に取り組む必要がある。そのためには、諸外国の多様な文化に接し、それぞれの歴史と伝統を有する社会で教育を受けた者を、一般の入学者選抜方法とは別の選抜を行い、国際的に活躍しうる有意な人材を養成することが適当と考えられる。

【資料4-2-2-C】「帰国子女特別選抜の趣旨」（平成19年度学生募集要項より）

近年、我が国の政治・経済・文化・技術その他あらゆる方面にわたる国際的活動の拡大に伴い、海外に在留する者及びその家族が飛躍的に増加し、外国の教育機関で学校教育を受ける日本人子女が多くなっている。この傾向は、なお一層加速されるものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、大学教育も国際化をはかる必要がある。そのためには、諸外国で多様な文化に接し、それぞれに歴史と伝統を有する社会で教育を受けた者を、一般の入学者選抜方法とは別の選抜を行い、国際化に活躍しうる有意な人材を養成することが適当と考えられる。

【分析結果とその根拠理由】

編入学試験の選抜方法は、学力や専門的な能力をみるほか、養護教諭への志望の強さを念頭において口述試験を実施している。また、出願書類である志望理由書等についても合否判定の資料として活用している。

外国人留学生特別選抜及び帰国子女特別選抜においても、学力検査や小論文のほか、面接を実施し、一部の専攻等では実技検査を実施するなど、入学者選抜にあたっては、学生募集の趣旨に沿って適切な受入方法がとられている。

観点4-2-3： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

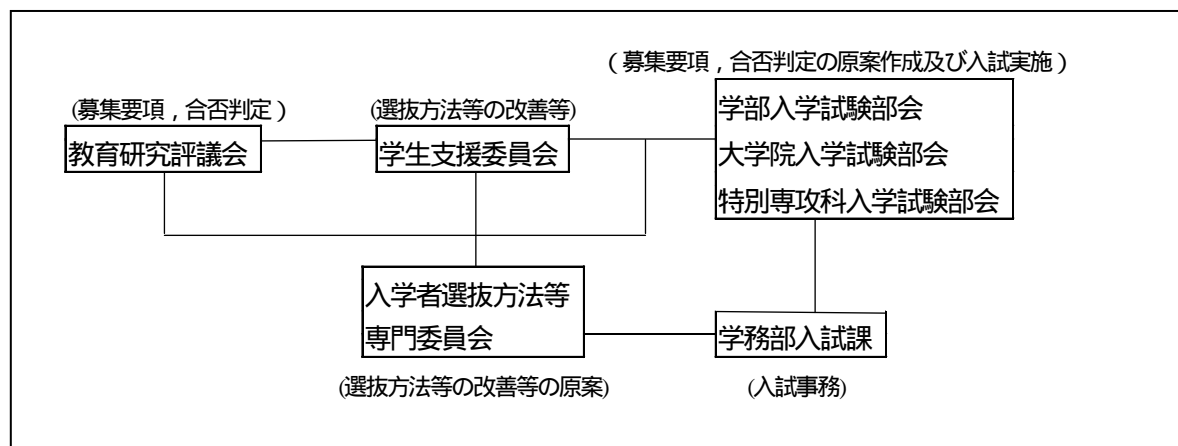
【観点に係る状況】

本学の入学者選抜に関する実施体制は、学生支援担当理事（副学長）が実施責任者となり、学部、大学院及び特別専攻科それぞれに入学試験部会を置いて、各教育組織から選出された委員を中心に入学試験を実施している【別添資料4-3～4-6】。

各部会では、募集要項の原案作成から合否判定原案作成までの一連の業務を担当している。

また、入学者選抜方法等の基本的事項については、学生支援担当理事を委員長とする学生支援委員会が所掌し、選抜方法の改善・合理化等の観点から検討・審議を進めている【資料4-2-3-A】【別添資料4-7】。

【資料4-2-3-A】「入学者選抜実施体制組織図」



入学試験を実施する準備として、入学試験部会委員を中心に試験問題の出題者、点検者を定め、問題の点検・確認作業を複数回行うなど、出題ミスのないようチェックしている。作業実施に当たっては、部屋の入退出を厳重にし、点検者には署名を義務付けるなど厳正を期し秘密保持に努めている。

入学試験当日の実施機構として、学長を中心とした試験本部を置き、更に試験実施班、警備班、救護班等の班を構成し、試験の円滑な実施と各種トラブルにも対応できる体制をとっている。また、試験監督者や各種要員を適切に配置し、公正で静穏な試験環境の確保に努めている。

入学試験実施後は、複数の採点者の採点と点検者の確認を経て、各教育組織での合否判定をもとに、入学試験部会及び教育研究評議会の議を経て、合格者の決定を行う。

【分析結果とその根拠理由】

本学の入学者選抜は、準備、試験当日、合格発表まで、入学試験部会委員が中心となり、入学試験担当職員との連携のもと、全学を挙げた取組として、公正に実施している。

観点4 - 2 - 4 : 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜方法の改善に関しては、学生支援委員会の下に入学者選抜方法等専門委員会を設置し、入学者選抜方法の改善・合理化を検討してきた【別添資料4-8】。

平成16年度から、学長はじめ教育研究評議会構成員と事務職員がチームを組み、毎年9月から10月にかけて、県内高等学校を対象に「高校訪問プロジェクト」（18年度からは、静岡、岐阜、三重県を含む）【別添資料4-9】を実施している。これにより、本学に対する多くの意見・要望を集約できた。この結果も踏まえ、入学者選抜方法等専門委員会において検討が行われ、分離分割方式による前期日程、後期日程の分割比率やセンター試験を活用した推薦入試の導入などの改善につなげている。

【分析結果とその根拠理由】

各高等学校の進路指導担当教諭等から得られた多くの意見・要望は、有力な資料として、入学者選抜方法の改善に役立てており、「入学を望む学生像」に沿った学生の受入についての検証及び改善は、適切に行われている。

観点 4 - 3 - 1 : 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

現在、本学の入学定員は、教育学部875人、大学院教育学研究科150人、特別支援教育特別専攻科30人である。過去5年間の入学者選抜における入学者の状況は【資料4-3-1-A】のとおりである。

【資料4-3-1-A】「本学の年度別入学者の状況（学部，大学院，専攻科）」

教育学部入学者選抜実施状況

年 度	募集人員	志願者	欠席者	受験者	合格者	倍率	入学者
平成14年度	875	4,297	1,094	3,203	984	3.3	913(0)
平成15年度	875	3,581	911	2,670	991	2.7	920(3)
平成16年度	875	3,559	907	2,652	997	2.7	922(2)
平成17年度	875	3,788	1,068	2,720	1,027	2.6	952(3)
平成18年度	875	3,825	897	2,928	1,008	2.9	953(1)

注：（ ）内は、外数で、外国人留学生を示す。

大学院教育学研究科入学者選抜実施状況

年 度	募集人員	志願者	欠席者	受験者	合格者	倍率	入学者
平成14年度	150	231	7	224	145	1.5	126(10)
平成15年度	150	251	28	223	137	1.6	123(26)
平成16年度	150	222	20	202	145	1.4	132(24)
平成17年度	150	243	17	226	152	1.5	135(22)
平成18年度	150	258	17	241	152	1.6	134(7)

注：（ ）内は、外数で、外国人留学生を示す。

特殊教育特別専攻科入学者選抜実施状況

年 度	募集人員	志願者	欠席者	受験者	合格者	倍率	入学者
平成14年度	30	28	0	28	19	1.5	16
平成15年度	30	22	0	22	18	1.2	12
平成16年度	30	21	0	21	19	1.1	13
平成17年度	30	20	1	19	19	1.0	15
平成18年度	30	17	0	17	16	1.1	14

【分析結果とその根拠理由】

この5年間の状況を見ると、学部では、入学定員を少し超えて入学者を受け入れている。これは、試験区分が前期日程・後期日程、推薦入試、帰国子女特別選抜とあり、また募集単位が選修・専攻・コースに細分化しているため、入学辞退を見込み選修・専攻・コースが合格者を若干上乗せして入学者を受入れたことにより、入学定員より少し多くなる結果となっている。現在、教員一人当たりの学生数は約15人であり、指導には支障がない数値だと考えられる。

大学院では、外国人学生特別選抜を含めた合格者数は、ほぼ入学定員を満たしているが、辞退者もあり、入学者は入学定員を若干下回っている。今後、より適切な受入れ者数をめざした取組を行う必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・多様できめ細かな選抜が実施され、様々な選抜方法を取り入れることにより「入学を望む学生像」に沿った適切な学生の受入方法が採用され、入学を望む学生を見出す工夫がなされている。
- ・入学者選抜方法の改善に関して、専門委員会を設置し、平成16年度から実施している「高校訪問プロジェクト」で得られた意見や要望などを踏まえながら、入学者選抜方法の改善・合理化を検討してきた。その結果、分離分割方式による前期日程、後期日程の分割比率やセンター試験を活用した推薦入試の導入などの改善につなげている。

【改善を要する点】

- ・大学院では若干定員に満たない状況である。今後、より適切な受入れ者数をめざした取組を行う必要がある。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学では、「入学を望む学生像」を学生募集要項及びホームページに掲載し、公表・周知に努めている。入学者選抜においては、学部では、一般選抜の前期日程と後期日程、特別選抜の推薦入学試験、編入学試験、帰国子女特別選抜及び外国人留学生特別選抜を実施している。大学院では、一般選抜と外国人学生特別選抜を実施しており、一般選抜においては、現職教員等及び社会人に対して受験の特例措置を実施している。このほか、特別支援教育特別専攻科の入学者選抜も実施して多様なニーズに応え門戸を広げている。また、一般選抜の前期日程と後期日程の間で、選修、専攻、コースの特性等も考慮し、センター試験と個別学力検査の配点を変えたり、実技や面接を課すなどの細かな対応をして「入学を望む学生像」に、より強く合致した者を入学させようとしている。試験の実施においては、学生支援担当理事（副学長）が実施責任者となり、学部、大学院及び特別専攻科それぞれに入学試験部会を置き、各教育組織から選出された委員を中心に準備、試験当日、合格発表まで、入学試験担当職員との連携のもと、全学を挙げた取組として、公正・厳正に実施している。

また、選抜方法の検証と改善については、学生支援委員会の下に入学者選抜方法等専門委員会を設置し、平成16年度から実施している「高校訪問プロジェクト」で得られた意見や要望を踏まえながら、入学者選抜方法の改善・合理化を検討してきた。この結果、分離分割方式による前期日程、後期日程の分割比率やセンター試験を活用した推薦入試の導入などの改善につなげている。この5年間の状況を見ると、学部では、入学定員を少し超えて入学者を受け入れている。これは、試験区分と募集単位が細分化しているため、入学辞退者を見込みそれぞれ合格者を若干上乗せして出したことによると考えられる。現在、教員一人当たりの学生数は約15人であり、指導

には支障がない数値だと考えられる。大学院では、外国人学生特別選抜を含めた合格者数は、ほぼ入学定員を満たしているが、辞退者もあり、入学者は入学定員を若干下回っている。今後、より適切な受入れ者数をめざした取組を行う必要がある。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

< 学士課程 >

観点 5 - 1 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。), 教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到る状況】

本学の教育目標は、「平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育をめざす」(愛知教育大学憲章)こととし、学部教育においては、教養教育を重視し、教員養成の課程では平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、また現代学芸課程(学芸4課程を改組)では、広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成を目的としている【資料5-1-1-A】。

以上の教育目的を達成するため、本学の教育課程は、共通科目と専門教育科目から編成され【資料5-1-1-B】、授与する学士の学位は教員養成4課程卒業生に対しては「教育学」、現代学芸課程卒業生に対しては「学芸」としている【資料5-1-1-C】。

「共通科目」は、教養科目、情報教育入門、外国語科目、スポーツ科目で構成されている。

教員養成4課程の専門教育は、初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、障害児教育教員養成課程、養護教諭養成課程において、それぞれ固有の専門性を確保する授業科目が編成され「得意分野を持つ個性豊かな教員」の養成を図っている。更に「実践的指導力の育成」をめざす教育実地研究や介護等体験等の実習が行われ、4課程に対応した教員免許状の他に副免許状も取得できる【別添資料5-1】。また現代学芸課程の専門教育科目においては、専門基礎教育を重視するリベラル・アーツ型の教育のもとコース等に応じた専攻科目が設けられている【別添資料5-2】。なお、中等教員免許状の取得も可能にしている。

【資料5-1-1-A】「教育学部の目的」(愛知教育大学学則より)

第63条 学部は、教養教育を重視し、教員養成4課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、現代学芸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざすことを目的とする。

【資料 5-1-1-B】「教育課程履修基準表」(教員養成 4 課程と現代学芸課程の例) (数字は単位数)

			教員養成 4 課程				現代学芸課程
			初 等	中 等	障 害 児	養 護	
共 通 科 目	教養科目	日本国憲法	2				
		基礎科目	6				
		主題科目	8				
	情報教育入門	2					
	外国語科目	8					
	スポーツ科目	3					
	専 門 教 育 科 目	教科研究科目	6~13	0~2	10	-	-
共通基礎専攻科目		-	-	-	-	6	
専攻科目		14~21	34~44	26	48	62~66	
教職科目		36~43	33	43	25	-	
教科又は教職に関する科目		5	4	8	-	-	
養護又は教職に関する科目		-	-	-	4	-	
卒業研究		6				10	
自由科目	18~25	12~20	6	16	17~21		
合 計			128				

【資料 5-1-1-C】「授与される学位の名称」(愛知教育大学学位規程より)

第 7 条 学位記には、専門分野の名称(別表)を付記するものとする。

別表 専攻分野の名称(第 7 条関係)

		専攻分野名称
教 育 学 部	初等教育教員養成課程	教 育 学
	中等教育教員養成課程	
	障害児教育教員養成課程	
	養護教諭養成課程	
	現代学芸課程	学 芸

【分析結果とその根拠理由】

教員養成 4 課程では、得意分野を持つ個性豊かな教員及び実践的指導力の育成をめざすカリキュラム編成となっている。現代学芸課程では、幅広い教養と各コースに応じた専門基礎教育をめざすリベラル・アーツ型のカリキュラムを整備している。

課程ごとの教育目的に照らし多様な授業科目が配置され、必修科目と選択科目、更には自由科目が適切に配当され、同時に教育課程が体系的に編成されている。

観点 5 - 1 - 2 : 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

旧カリキュラムと新カリキュラム（平成19年度入学生より適用）の授業科目の概要は【資料5-1-2-A】に示す。教員養成4課程の専門教育科目は、教科研究科目、専攻科目、教職科目、教科又は教職に関する科目及び養護又は教職に関する科目、更に卒業研究からなっており、それぞれの科目の目的・内容は【別添資料5-3】に示すとおりである。

現代学芸課程の専門教育科目は、共通基礎専攻科目、専攻科目、卒業研究からなっており、それぞれの科目の内容は【別添資料5-4】に示す。課程又は各コースの教育目的の実現に必要な専門的教養を修め、更に進んで独創的研究の基盤を作るものである。各コースの専攻科目は【別添資料5-2】に示す。

各教員は、それぞれの科目の目的・内容に基づき、担当授業のシラバスを作成している。

【資料5-1-2-A】「各科目の教育内容の概要」

<旧カリキュラム（平成18年度入学生まで適用）>（愛知教育大学ホームページより）

科目区分	内 容	
共通科目	教養科目	広い教養の形成とともに、専門の学芸と調和を図り、総合的及び自主的 判断力を育成することを目標としています。
	日本国憲法	市民的教養として国民主権・人権保障・平和主義を中心に、その基本的 原則の理解を図ることを目標としています。
	基礎科目	人文・社会及び自然の各分野において諸学問の基本的な内容とその 方法について理解することを目標としています。
	主題科目	社会的・学問的に重要な特定の主題や現代社会が直面する諸課題等 について基本的に理解することを目標とし、7つのキーワード（「平和と 人権」、「環境と人間」、「こころとからだ」、「現代日本の社会と文化」、 「国際社会と日本」、「科学・技術と人間」、「人間と生活」）から構成し、さ らに、各キーワードを、入門・展開・セミナーに区分し開設しています。
	情報教育入門	現代の情報化社会に対応するため、コンピュータの操作を通して、情報 の捉え方、活用方法に関する理解を深めることを目標としています。
	外国語科目	広く諸外国の文化を理解し、国際交流と専門の学芸の基礎的能力を育 成することを目標としています。
	第1・第2外国語	英語、ドイツ語、フランス語及び中国語を開設する。入学時に英語を含 む2科目を選択します。
	英語 コミュニケーション	英語を理解し、英語で表現する基礎的なコミュニケーション能力を養 い、言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培うことを目標 としています。
	スポーツ科目	健康とスポーツの科学を学び、健康で文化的なスポーツ活動を営める 主体者の形成を目標としています。

専門教育科目	教員養成4課程	専門教育入門科目	各専攻毎の教育目標・内容等の理解
		共通専攻科目	学校教育周辺の現代的課題の理解
		教科研究科目	専門諸科学との関連における小学校各教科の内容・教材の理解や科学的・創造的探求
		専攻科目	自己の専門領域の精深な知識の修得や学問研究能力の啓発
		教職科目	各教科の指導法とそれ以外の教職に関する科目の修学
		卒業研究	修業の集約,又は発展させた研究を行い,卒業論文・卒業制作等を作成
	学芸4課程	課程内共通科目	各課程内の幅広い分野を学ぶことによる視野の拡大と学校教育周辺の現代的課題の理解
		専攻科目	自己の専門領域の精深な知識の修得
		教育関連科目	学校教育の周辺分野として,教育学・心理学の基礎の学修
		卒業研究	修業の集約,又は発展させた研究を行い,卒業論文・卒業制作等を作成

<新カリキュラム(平成19年度入学生以降適用)>(履修の手引 2007(平成19年度)より作成)

科目区分		内 容
共通科目	教養科目	広い教養の形成とともに,専門の学芸と調和を図り,総合的及び自主的判断力を育成することを目標としています。
	日本国憲法	市民的教養として国民主権・人権保障・平和主義を中心に,その基本的原則の理解を図ることを目標としています。
	基礎科目	人文・社会及び自然の各分野において諸学問の基本的な内容とその方法についての理解,及び現代社会生活に関わる基礎知識の理解を図ることを目標としています。
	主題科目	社会的・学問的に重要な特定の主題や現代社会が直面する諸課題等について基本的に理解することを目標とし,7つのキーワード(「平和と人権」,「環境と人間」,「こころとからだ」,「現代日本の社会と文化」,「国際社会と日本」,「科学・技術と人間」,「人間と生活」)から構成し,さらに,各キーワードを,入門・展開・セミナーに区分し開設しています。
	情報教育入門	現代の情報化社会に対応するため,コンピュータの操作を通して,情報の捉え方,活用方法に関する理解を深めることを目標としています。
	外国語科目	広く諸外国の文化を理解し,国際交流と専門の学芸の基礎的能力を育成することを目標としています。
	第1・第2外国語	英語,ドイツ語,フランス語及び中国語を開設する。入学時に英語を含む2科目を選択します。
	英語コミュニケーション	英語を理解し,英語で表現する基礎的なコミュニケーション能力を養い,言語や文化に対する関心を深め,国際理解の基礎を培うことを目標としています。
	スポーツ科目	健康とスポーツの科学を学び,健康で文化的なスポーツ活動を営める主体者の形成を目標としています。

専門教育科目	教員養成4 課程	教科研究科目	専門諸科学との関連における小学校各教科の内容・教材の理解や科学的・創造的探求
		専攻科目	自己の専門領域の精深な知識の修得や学問研究能力の啓発
		教職科目	各教科の指導法とそれ以外の教職に関する科目の修学
		「教科又は教職に関する科目」及び「養護又は教職に関する科目」	実践的指導力を身につけ、いじめ・不登校等の問題を始めとする現在の学校を取りまく諸問題や障害者の理解と対応等の履修に充てるなど、教職に関する科目の得意分野形成を図る
	卒業研究	修業の集約、又は発展させた研究を行い、卒業論文・卒業制作等を作成	
	現代学芸 課程	共通基礎専攻科目	各課程内の幅広い分野を学ぶことによる視野の拡大と学校教育周辺の現代的課題の理解
		専攻科目	自己の専門領域の精深な知識の修得
卒業研究		修業の集約、又は発展させた研究を行い、卒業論文・卒業制作等を作成	

【分析結果とその根拠理由】

「履修の手引」においてそれぞれの授業科目毎の目的が明示されており、各教育課程の編成の趣旨に沿って、担当者別のシラバスが作成され、授業が実施されている。

観点5 - 1 - 3 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものであるか。

【観点に係る状況】

一人の教員が通年平均10.4コマの授業を担当している。年次報告書に記されているように、担当授業の一覧と授業への取り組み方、現在の研究テーマが報告され、常に研究の成果が授業に反映されるように、その状況が公開されている【別添資料5-5】。教養科目の授業においては、全教員がそれぞれの教育研究分野に関連するグループに所属し、定期的にグループ会議を開催して、テーマに沿った授業内容となるように相互の調整を行いながら授業を運営するというシステムを構築している。

【分析結果とその根拠理由】

共通科目や各課程の特性に応じて研究活動の成果が授業内容に反映され、授業内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものである。

観点5 - 1 - 4 : 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学の教員養成4課程においては、複数校種の免許状取得を前提とする時間割編成とするなど、教育現場の要請に応えることができるよう努めており、取得可能な教育職員免許状を【資料5-1-4-A】に示す。現代学芸課程においても、教員免許状取得は学生のニーズであり、それに応える教育課程を編成している【資料5-1-4-B】。

又その他、それぞれの課程・コースにおいて取得可能な各種資格を【資料5-1-4-C】に示す。

編入学及び転課程等については【資料5-1-4-D】に示す。毎年10人ほどがこの適用を受けている。転課程等の必要事項は【別添資料5-6】に示す。また、海外に留学して履修した授業科目や他大学等において履修した授業科目については、60単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなしている。また学生が「英語コミュニケーション」及び「外国語科目」について、大学以外の教育施設における学修の単位認定を認めており【別添資料5-7】、実際に数十人の学生がそれらにより単位の修得を認定されている。

更に、平成17年度現代的教育ニーズ取組支援プログラムにおいて、外国人児童生徒の学習を支援することを目的とした「外国人児童生徒のための教材開発と学習支援プログラム」が採択された【資料5-1-4-E】。また「市民参画型教員養成授業」を学部の総合演習として展開しており、社会的な連携をも重視した教員養成に取り組んでいる。

平成18年度から、県内の教育委員会等の協力の下に、特別支援教育の実習の場を確保し、実践的教育力を備えた教員を確保するため、教育改革事業として「特別支援教育を核に、実践的教育力育成を目指す教員養成改革事業」を推進している【資料5-1-4-F】。及び「大学における主体的な学び」の教育を推進し、教員養成を主軸に、大学院改革を含む新しい教育創造に向けた総合的取組（平成17～21年度）【資料5-1-4-G】を推進している。また平成18年度、学部と大学院との連携による6年一貫教員養成コースを3年次にスタートさせ、質の高い教員を養成するための取組を全国で初めて取り入れた【別添資料5-8】。

【資料5-1-4-A】 「教員養成4課程において課程別に取得可能な教育職員免許状」

課 程	主 免 許 状	副 免 許 状
初等教育教員養成課程 (幼児教育選修)	幼稚園教諭1種免許状	小学校教諭1種免許状
初等教育教員養成課程 (教科選修・教育科学選修・ 情報選修・英語選修)	小学校教諭1種免許状	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状 幼稚園教諭2種免許状
中等教育教員養成課程 (情報専攻を除く)	中学校教諭1種免許状	小学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状
中等教育教員養成課程 (情報専攻)	高等学校教諭1種免許状 (情報)	中学校教諭1種免許状 (数学又は技術) 高等学校教諭1種免許状 (数学又は工業)
障害児教育教員養成課程	特別支援学校教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状	中学校教諭2種免許状 幼稚園教諭2種免許状
養護教諭養成課程	養護教諭1種免許状	中学校教諭1種免許状 (保健) 高等学校教諭1種免許状 (保健)

【資料5-1-4-B】 「現代学芸課程においてコース別に取得可能な教育職員免許状」

コース	取得免許状の種類
国際文化	中学校教諭1種免許状(外国語(英語)又は社会)及び 高等学校教諭1種免許状(外国語(英語)又は公民)
日本語教育	中学校教諭1種免許状(国語又は外国語(英語))及び 高等学校教諭1種免許状(国語又は外国語(英語))
臨床福祉心理	高等学校教諭1種免許状(福祉)

造形文化	中学校教諭 1 種免許状（美術）及び 高等学校教諭 1 種免許状（美術）
情報科学	高等学校教諭 1 種免許状（情報）
自然科学	中学校教諭 1 種免許状（理科）及び 高等学校教諭 1 種免許状（理科）

【資料5-1-4-C】 「教員養成 4 課程」及び「現代学芸課程」に関連して取得可能な資格

教員養成 4 課程	現代学芸課程
学校図書館司書教諭 社会教育主事 学芸員（社会選修・専攻，理科選修・専攻，美術選修・専攻） 社会福祉主事 保育士（初等教育教員養成課程幼児教育選修）	学校図書館司書教諭（中学校・高等学校教諭普通免許状取得予定者） 社会教育主事 学芸員（造形文化コース，自然科学コース） 社会福祉主事（臨床福祉心理コース） 社会福祉士受験資格（臨床福祉心理コース）

【資料5-1-4-D】 「編入学及び転課程等に関する規定」（愛知教育大学学則より）

第 6 7 条 学部編入学を志願する者があったときは，教育研究評議会の議を経て入学を許可することができる。

第 6 8 条 学部の転課程又は同一課程内での転専攻・転コース（以下「転課程等」という。）を志願する者があったときは，教育研究評議会の議を経て転課程等を許可することができる。

【資料 5-1-4-E】 「外国人児童生徒のための教材開発と学習支援プログラム」

（現代 G P）の取組に関するホームページより

この「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）」は，各種審議会からの提言等，社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い，各大学・短期大学・高等専門学校から申請された取組の中から，特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定し，財政支援を行うことで，高等教育の更なる活性化が促進されることを目的としたものです。

本学の採択された取組の概要を紹介します。

製造業が盛んな愛知県では，企業が労働者不足を補うためにその担い手を海外から求め，現在外国人労働者の就業人員が全国 1 位となっています。



その労働者とともに来日する就学児童・生徒数もまた全国1位です。しかし、そのほとんどの子ども達は適切な教育を受けられないままに各小中学校に就学しています。限られた日本語力しか持たない外国人児童・生徒が教科学習に取り組むための適切な教材もないまま、各学校ではその指導に非常に苦慮しているのが現状です。

本プロジェクトでは、教員養成大学という本学の特性を活かし、大学の教員、学生、小中学校教員が協働して、外国人児童・生徒の ための教材を開発し、さらに学生を周辺地域の小中学校に派遣し外国人児童・生徒の学習を支援するとともに、現場教員と連携して外国人児童・生徒教育のカリキュラム開発を試みるものです。

(写真は、外国人児童に対する指導風景)

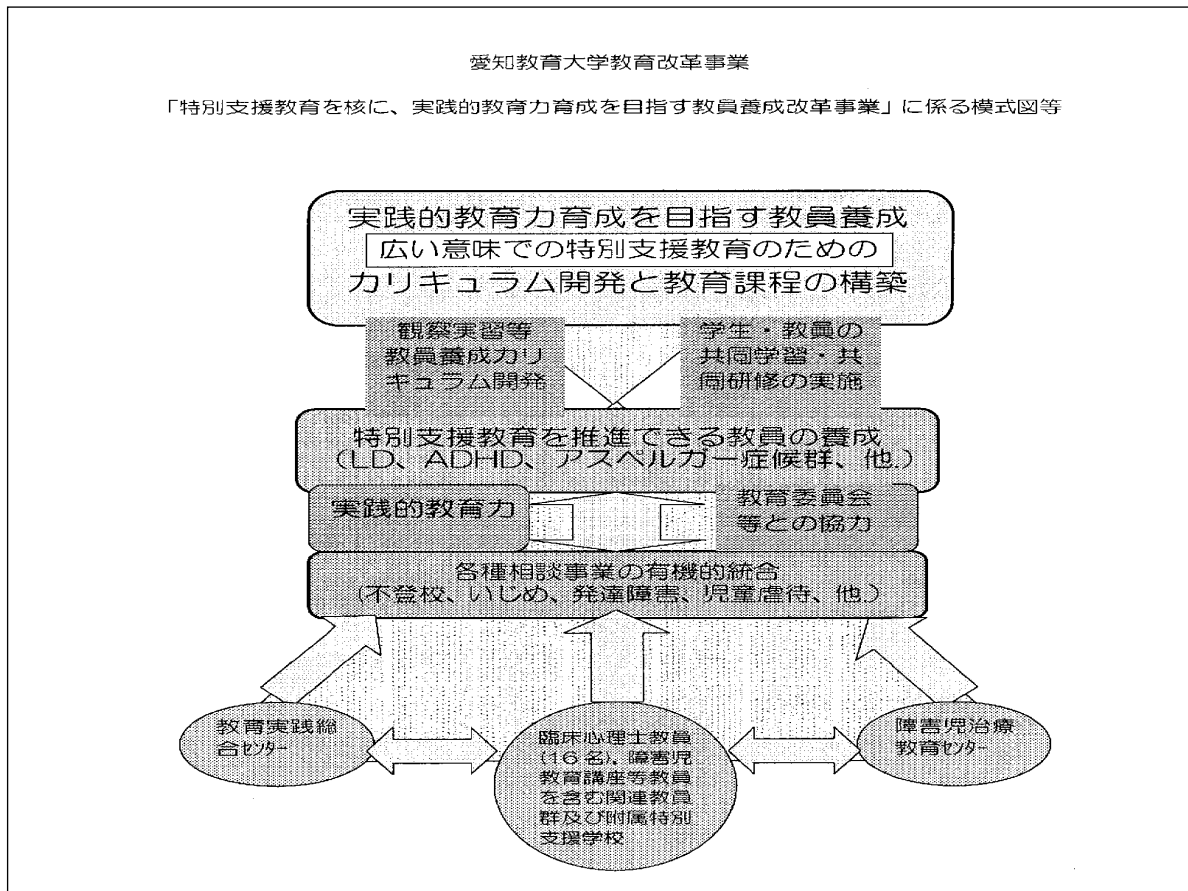
文部科学省発表

本取組の概要

1. 小中学校への学生派遣
2. 教材開発
3. 土曜親子日本語教室
4. 教員養成プログラムの実施
5. 調査・研究
6. 愛知教育大学外国人児童生徒支援リソースルーム

実施計画

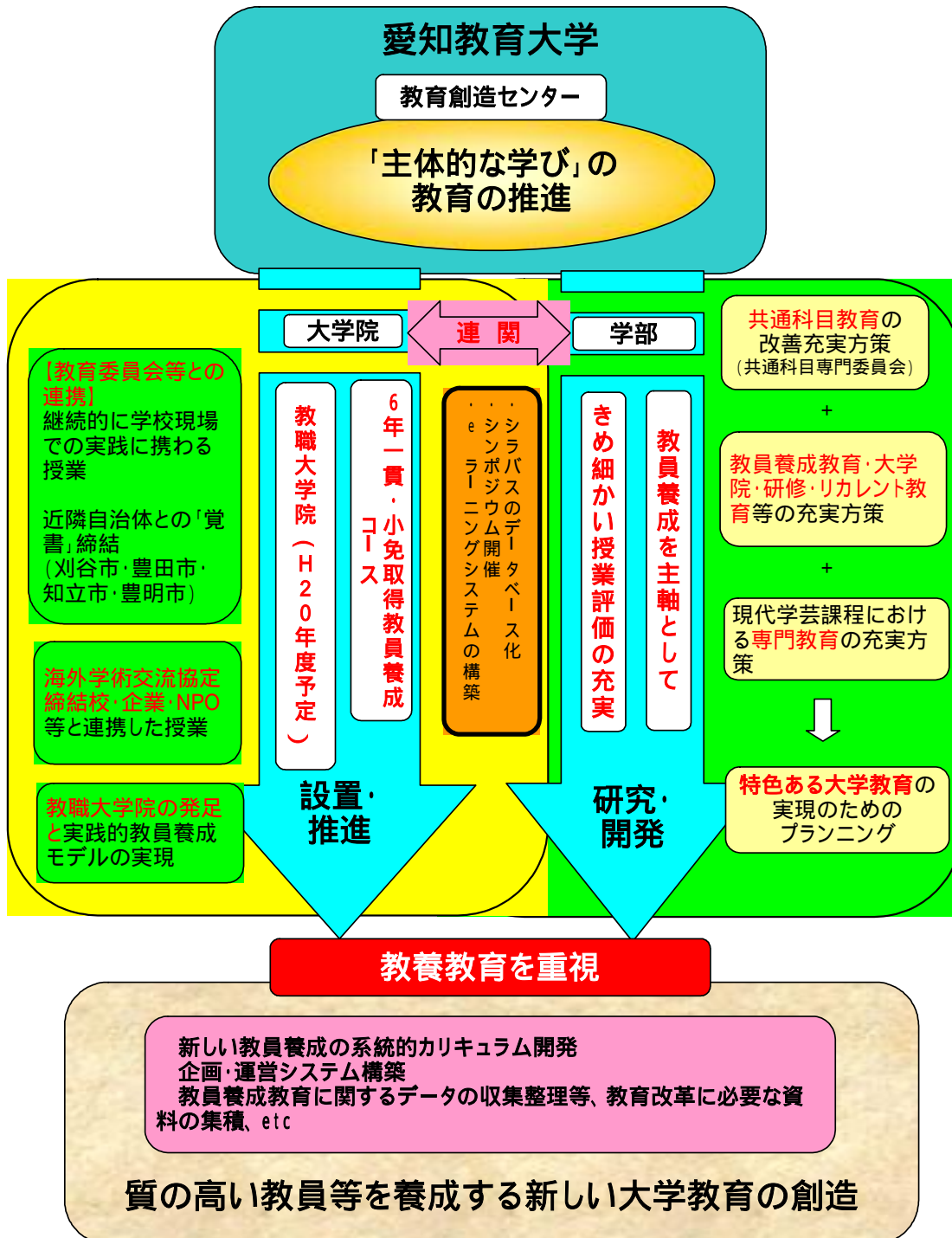
【資料5-1-4-E】「大学教育改革事業」（「特別支援教育を核に、実践的教育力育成を目指す教員養成改革事業」の模式図）



【資料5-1-4-G】大学教育改革事業「大学における主体的な学び」の模式図

愛知教育大学教育改革事業

「大学における主体的な学び」の教育を推進し、教員養成を主軸に、大学院改革を含む新しい大学教育創造に向けた総合的取組



【分析結果とその根拠理由】

教育現場の要請及び学生のニーズに対応した複数免許状の取得が可能な体制を整備し、転課程・転専攻、大学以外の教育施設における単位認定の制度を設け、効果的に運用されている。また学生のニーズにより教員免許状以外の資格も取得可能となるよう整備されている。また社会に対しては、教員養成大学の特色を活かして外国人児童生徒への学習支援の取組を行っている。「特別支援教育を核に、実践的教育力育成を目指す教員養成改革事業」及び「大学における主体的な学び」の教育を推進する取組、さらに6年一貫教員養成コースを設け、質の高い教員を養成するための取組を始めている。

以上のことから、学生の多様なニーズ、学術の動向、社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮している。

観点5 - 1 - 5 : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

単位の基準及び履修科目の登録制限については、【資料5-1-5-A】に示す。組織的な学修指導として、入学時及び各学年の始まりにおいて、単位履修についてのガイダンスを行っており、履修の具体的なモデルケースを示している。また、学生それぞれの学修目標に沿って適切に履修の選択を行えるよう、学生の主体的な学修に向けての履修指導を行っている。学期別の履修単位の登録については、「キャップ制」を実施しており【別添資料5-9】、各学期24単位を上限としている。平成19年度よりGPA制度の試行的導入、平成20年度より本格的実施を図ることとしている【別添資料5-10】。

平成18年度前期終了時での調査によれば、37%の学生が各授業について1時間以上の授業外学習を行ったと回答している。1時間以内34%を含めると、70%の学生が個々の授業に対して、予習・復習などの授業外学習を行っている。また前年度と比較すると、全く学習しないという割合は減少している【資料5-1-5-B】。

【資料5-1-5-A】「単位の基準及び履修科目の登録制限に関する規定」（履修の手引 2007（平成19年度） p.237より）

<愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程>

第19条 各授業科目の単位数は、教室内及び教室外を合わせて、45時間の履修をもって1単位と計算する。

2 各授業科目の授業方法による教室内の履修時間及び単位数は、次の各号に定める基準により計算する。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1)講義 | 45分15週 1単位 |
| (2)演習A | 90分15週 1単位 |
| 演習B | 90分15週 2単位 |
| (3)実験、実習及び実技A | 135分15週 1単位 |
| 実験、実習及び実技B | 90分15週 1単位 |

第25条 第19条の趣旨を踏まえ、学生の主体的学修を促し教室における授業と学生の教室外学習を合わせた充実した授業時間を展開するため、履修科目の登録制限を行う。

【資料5-1-5-B】 「この授業のための適当な学習時間」に対する学生の回答割合

(平成17年度(前・後期)・平成18年度(前期))

学生による授業アンケート結果(全体):本学ホームページより)単位:%

年度・学期	3時間以上	2～3時間	1～2時間	1時間以内	なし	無回答
平成17年(前期)	1.9	2.4	10.4	30.2	55.1	0.0
平成17年(後期)	1.4	2.8	11.8	38.1	45.2	0.7
平成18年(前期)	7.6	8.2	21.0	33.8	28.5	0.9

【分析結果とその根拠理由】

単位履修のガイダンスや履修のモデルケースを示すことにより、学生は必要な学修時間の確保が可能となる。徐々に学習時間が増えてきた点からも、授業外での学修を課すことにより、単位の実質化の程度が向上している。ただし、自ら進んで自主的に学修に取り組むということではなお不十分である。また「キャップ制」は、学生が計画的・自主的に単位を修得する効果を上げているが、特に意欲的で成績優秀な学生については、より柔軟に適用できるようにするなど、GPA制度の試行に伴い改善方策を検討している。

以上のことから、単位の実質化への配慮が相応になされている。

観点5-1-6: 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-2-1: 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

【観点到に係る状況】

各科目別の授業形態については、学則に定められた単位の基準に基づき、またそれぞれの分野の特性に応じた構成をとっている。演習、実験等が取り入れられている分野では、それぞれが概ね1年生から導入され互いに関連をもちながら積みあがっていく螺旋状型となっている【別添資料5-11】。例えば初等教育教員養成課程教科専攻科目の例をあげると、それぞれの開講比率は講義37.1%、演習43.3%、実験・実習・実技19.6%となっている

【資料5-2-1-A】。

また、本学では学習指導法の工夫の一つとして少人数教育を重視し、情報機器も多く活用されている。全授業平均受講者数は25.7人、教養科目でも平均受講者数38人となっており【資料5-2-1-B】、主題科目のセミナーで

は、特に対話討論型の授業をめざしている。専門教育科目での演習や実験では、平成18年度においては延べ42人の大学院生をT Aに活用【別添資料5-12】，フィールド型の授業，3人程度のゼミナール等できめの細かい個別指導体制を敷いている。教員の授業改善に対する取組については，授業に大きな工夫を加えている教員は2割程度，3割程度が小改善を実施している【別添資料5-13】。授業方法の改善に関わる学生へのアンケート結果【資料5-2-1-C】によれば，全体として改善が進んでいる。

学生の学習への支援の改善として「理科・算数・数学離れ」「ものづくり拒否」という風潮が見られる学生の問題を課題として，これらを克服するために，学生が自らの力を引き出す取組として「科学教育出前授業等による学生自立支援事業」（特色GP）が採択された【資料5-2-1-D】。

【資料5-2-1-A】「初等教育教員養成課程選修別専攻科目における授業形態別割合」

（履修の手引 2007（平成19年度）初等教育教員養成課程履修課程表 p.45～60より）

選	修	講	義	演	習	実験・実習・実技
国	語	3		8		0
社	会	7		0		0
数	学	0		12		2
理	科	8		0		4
音	楽	3		8		0
美	術	3		0		8
保	健	5		0		4
家	庭	5		0		4
英	語	4		6		0
教	育	15		31		12
情	報	8		3		0
幼	児	11		16		4
合	計	72		85		38
	(比率)	(37.1%)		(43.3%)		(19.6%)

【資料5-2-1-B】「平成18年度学部受講者別授業コマ数」

受講者数 (人)	授業コマ数	割合 (%)
0	210	6.1
1~10	1139	32.8
11~20	511	14.7
21~30	412	11.9
31~40	421	12.1
41~50	245	7.1
51~60	293	8.4
61~70	135	3.9
71~80	46	1.3
81~90	34	1.0
91~00	11	0.3
100~200	15	0.4
201以上	1	0.0
合計	3473	100.0

【資料5-2-1-C】授業改善に関わる学生による授業アンケートにおいて「強くそう思う」「ややそう思う」と回答した割合（平成17及び18年度学生による授業アンケートより）（単位%）

質問項目	平成17年		平成18年	
	前期	後期	前期	後期
教員の話し方は聞き取りやすい	66.1	67.5	65.7	68.8
教員の説明はわかりやすい	65.9	65.0	63.3	66.3
板書, プロジェクター, 配付資料はわかりやすい	45.5	46.1	47.6	50.2
教員とのコミュニケーションはうまくとれている	43.2	47.2	51.0	53.2

【資料5-2-1-D】「科学教育出前授業等による学生自立支援事業」

(特色GP)の取組に関するホームページより

採択された取組の概要	
テーマ	学生の学習及び課外活動への支援の工夫改善
取組名称	科学教育出前授業等による学生自立支援事業
取組担当者 (リーダー)	愛知教育大学理事・副学長 学術総務担当 松田 正久
(採択された取組概要)	
「理科離れ」「算数・数学離れ」が指摘され、原因を巡って種々論議がある。愛知県は、「ものづくり」を基盤とした高度産業地域で、科学教育が盛んである。本学は、この地域で、学校教員を養成する重責を担う単科の教員養成系大学である。	

ここ 10 年来、教員志望学生の「理科嫌い」「理科離れ」「理科の学力低下」の実態があり、中学や高校での数学にアレルギーを持つ学生が増加している。「理科・算数・数学離れ」「ものづくり拒否」の学生の問題を全学の共通認識とし、これらの課題を克服するため、学生が自らの力を引き出し、全学挙げて支援する組織的取組である。1997 年から進められてきた、「出前実験」をはじめ「天文教育講座」「ものづくり講座」「数学合宿授業研究」等を含む、学生が自ら企画実践し、ボランティアにより学校や地域と連携し、教員が「ブックレット普及」や「理科嫌い調査と教材開発」等で下から支えるプロジェクトである。

（採択理由）

本取組の特色は、「理科嫌い」や「数学アレルギー」を持つ教員志望の学生が増えていることへの対処策として、学生が自ら企画実践し、ボランティアにより学校や地域と連携して実践することにあります。教員の方は「ブックレット普及」や「理科嫌い調査と教材開発」等の面で支えています。1997 年から始まった「訪問科学実験教室」を始め、「天文教育講座」「ものづくり教育」「数学合宿授業研究」等のプログラムが継続的に実施され、結果として学生は「理科離れ・算数・数学嫌い」を克服しつつあり、卒業後には理数科系科目を得意とする教員として活躍する者も出ています。小・中学校から本プログラムの参加要請が数多く寄せられており、「ボランティア証明書」は学生の参加を促し、評価の高い「教材ブックレットの開発・配布」は他大学の参考となります。

今後、教員側の組織的関与を強めるなど、こうした「科学教育」や「ものづくり教育」が一層充実することで、理数科好き・ものづくり大好き教員が数多く輩出されることを期待しています。

[本学の取組の内容について]

特色 GP の内容については以下の資料をご覧ください。

[本取組の概要](#)(PDF ファイル, 860KB)

[パンフレット](#)(PDF ファイル, 497KB)

[ポスター](#)(PDF ファイル, 243KB)

[各種取組の照会]

1. [訪問科学実験](#)
2. [天文教育講座](#)
3. [ものづくり教室](#)
4. [数学合宿授業研究](#)
5. [ブックレットの作成](#)
6. [理科離れ実相調査](#)
7. [教材開発工房](#)

【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、教科等の性格を反映して、理数系では実験や演習、実技系では実習・実技が多く取り入れられており、専攻の分野の特性に応じた構成になっている。学習指導法の工夫については、全学的な教育の目的のもとに、少人数授業、フィールド型授業、TA の活用や情報機器を活用した授業などが行われている。また「理科・算数・数学離れ」「ものづくり拒否」の風潮を克服するために、「科学教育出前授業」を通して学生が自らの力

を引き出す取組を支援している。

以上のことから、教育の目的に照らして、学士課程全体として、授業形態の組合せ・バランスは適切であるが、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫・改善については、なお改善の余地がある。

観点 5 - 2 - 2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

新入生には、冊子体【別添資料5-14】によるシラバスを新年度ガイダンスにて配布・説明し、授業内容等の周知を図り、履修上の情報を得られるようにしている。2年生以上は、本学ホームページ【別添資料5-15】よりアクセスし、随時閲覧・検索できるようにした。

シラバスの作成・入力・更新は、全教員が学内LANを經由して授業情報入力システムを用いている。教育課程の編成の趣旨を踏まえた上で、「授業目標」、「授業計画（授業内容・方法を含む）」、「教科書・参考書等」、「評価基準・方法」及び「備考」を記載し、かつ履修条件等の特殊要件やオフィスアワーなど、よりわかりやすく、見やすくすることに留意している【別添資料5-16】。

平成18年度から、情報が常にインタラクティブに機能するようなシステムの開発・改善・工夫に取り組み、運用している【資料5-2-2-A】。

【資料5-2-2-A】「平成17年愛知教育大学年次報告書附属図書館」（情報アクセス環境の整備 p.122）

学内LANの整備及び情報コンセントの設置により、学生が保有しているノート型パソコンから接続できるように、88ポートの情報コンセントが閲覧室に設置されている。学生には好評で、図書館での利用者も多くなっている。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスの内容が適切であり、今後一層活用されるよう、更に利便性や有用性を高めていくことが課題である。

観点 5 - 2 - 3 : 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

自主学習への取組は、専攻等を単位として、あるいは卒業研究のゼミとの関わりで学生自らが学年の枠を超えて実施している例も見受けられ、教員がそれを支援し、協力している例もある。

附属図書館では、授業時間以外の利用時間の延長を行い【資料5-2-3-A】、学生・院生の自主学習の場と時間の確保をしている。更に、平成17年11月第一共通棟の改修に伴い自習室を設置し（2カ所）、学習環境の整備を行った【資料5-2-3-B】。授業の行われていない時間帯を明示して、講義室での自習を可能にしている【資料5-2-3-C】。情報処理センターは授業が行われていない時間帯で2つの教育用コンピュータ室及びマルチメディア演習室、計3室を自習用に利用できるようにしている【別添資料5-17】。

基礎学力不足の学生への配慮も、各教育単位において様々な方法で実施されている。例えば、社会専攻では地図・統計・地形理解などについての学力が十分でない学生のために授業外に補習授業を行っている。幼児教育選修では基礎的技能不足の学生や希望者には4年次に補習レッスンを実施し、能力別授業を適宜実施している【別添資料5-18】。

【資料5-2-3-A】「附属図書館の開館時間」(学生生活 2007(平成19年度)附属図書館案内p.46より)

	授業期間	休業期間
月～金曜日	9:00～21:45	9:00～17:00
土・日曜日・祝日	11:00～16:45	休館

【資料5-2-3-B】 第一共通講義棟内の自習室の様子

略

【資料5-2-3-C】「第一共通棟の自習可能時間帯」(本学ホームページより)

第一共通棟各室の情報コンセント使用可能時間 (H19前期)

19.4.19現在

		201講義室	301講義室	310講義室	311講義室	312講義室	313講義室	314講義室	315講義室
月曜日	1限		○						
	2限		△						
	3限								
	4限								
火曜日	1限	△							
	2限						○		○
	3限								
	4限		△						
水曜日	1限								
	2限						○		
	3限	○	○	○	○	○	○	○	○
	4限	○	○	○	○	○	○	○	○
木曜日	1限	○	○						
	2限								
	3限								
	4限								
金曜日	1限								
	2限								
	3限	△	○			○			
	4限		○						○

○は自習可能
△は雨天時は自習不可

注1. ○は授業期間中の自習可能時間帯を表す。ただし、時間帯が変更になる場合があるので注意すること。
 2. △は雨天等により、スポーツ科目(Sp)で使用する場合があるので注意すること。
 3. 各種ガイダンス等、大学の行事で利用できないこともあるので、予め了解しておくこと。
 4. 授業と授業の間の移動時間帯は、先生方の授業準備の妨げになるので使用しないこと。
 5. 授業時間後(16:30以降)及び冬季休業等、授業開講期間以外は、図書館を利用して下さい。

【分析結果とその根拠理由】

自主学習に対する配慮は、自習室の設置、講義室利用許可制及び附属図書館での授業時間以外の利用の延長により便宜を図っている。基礎学力不足の学生に対する配慮は、その後の学修の便を考慮して特別な補習を行っている例がある。よって、十分とは言えないが、概ね配慮がなされている。

観点5 - 2 - 4 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5 - 3 - 1 : 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到係る状況】

成績評価基準は、教育課程実施要領の通則の第11に基づき、担当教員が定期試験及び適宜実施する臨時試験の結果並びに受講状況等を総合して行う。評価の基準に関し、A、B、C及び不合格Dの4段階の基準を設定【別添資料5-19】して運用してきたが、平成19年度から試行的にGPA制度による評価基準を設定し【資料5-3-1-A】、新入生ガイダンス等において説明を行った【別添資料5-10】。

シラバスは1年生には特に冊子として配布されている【別添資料5-14】。教員は担当授業のシラバスに評価方法・基準を記入している【別添資料5-15】。新年度のガイダンス時には、各学年別に履修方法と時間割表を掲載した小冊子を配布し、学生に周知を図っている【別添資料5-20】。3年次に行う教育実地研究の参加資格として2年次までの総単位数の80%以上を修得していることを要件とするなど、教育上の配慮から厳格に成績評価結果を運用している【資料5-3-1-B】。

卒業認定基準は、教育課程に関する規程に明示してある【別添資料5-21】。卒業要件は本学に4年以上在学し、課程毎に各履修科目に必要な単位数を定めて、それを含めて128単位以上を修得した者には、卒業の認定を行う基準を策定している。また、卒業研究の評価については、教員養成4課程では6単位、現代学芸課程では10単位としている【別添資料5-22】。

【資料5-3-1-A】「評価基準」

評価	G P A制度による評価基準 (平成 19 年度試行)	従来の評価基準 (平成 18 年まで)
S	100 点 ~ 95 点	
A	94 点 ~ 85 点	100 点 ~ 85 点
B	84 点 ~ 70 点	84 点 ~ 70 点
C	69 点 ~ 60 点	69 点 ~ 60 点
D	60 点未満	60 点未満

【資料5-3-1-B】「教育実習（主免実習）の参加資格について」（履修の手引 2007（平成19年度）
p.143より）

主免実習，養護実習及び基礎免実習

所定の在学年数を充たし，心身ともに健康な者，所定の教育実地研究に係わる事前及び事後の指導を受けた者及び所定の手続きを経た者で，かつ，愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程（以下「規程」という。）第30条，第33条，第37条及び第40条に規定する教育課程の第2学年までの総単位数の80%以上を修得している者。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準は，「履修の手引」やシラバス，更にガイダンス及び初回の授業時などで学生に周知徹底を図っている。特に，各授業科目の成績評価方法については，シラバスに評価の配点比率や評価の要点などを記載するなど，成績評価基準を具体的に明示しており，成績評価基準や卒業認定基準の策定，学生の周知は適切に行われている。

観点 5 - 3 - 2 : 成績評価基準や卒業認定基準に従って，成績評価，単位認定，卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

平成16年度卒業生についての課程別成績結果は，【資料5-3-2-A】のとおりとなっており，A評価の割合は60%程度となっている。また，定期試験の受験資格は，「1つの授業科目について10回以上の出席を必要」とするなどが明記され【資料5-3-2-B】，定期試験の受験方法についても「履修の手引」や各学年別の履修方法を示した冊子に明示されている【資料5-3-2-C】。

また，平成16，17，18年度のそれらの資料については各教員で保存するよう依頼がなされている【別添資料5-23】。

卒業研究については，あらかじめ履修資格を定め，指導は当該学生の所属する教育組織の教育研究に責任を持つ講座の教員を特定している【別添資料5-22】。卒業の認定は，各教育組織の教務担当の委員が関係学生の単位取得状況を検証し，最終的には教育研究評議会の議を経ることとなっている【資料5-3-2-D】。

【資料5-3-2-A】「卒業生の成績平均(平成16年卒業生)」(平成16年度卒業生についての成績調査結果より)

教員養成 4 課程				学芸 4 課程及び総合科学課程			
A(%)	B(%)	C(%)	取得単位総数	A(%)	B(%)	C(%)	取得単位総数
61.1	30.3	8.6	146.5	58.1	31.5	10.4	133.9

【資料5-3-2-B】「試験に関する定め」(愛知教育大学教育学部教育課程実施要領より)

第 1 1 規程第26条にいう試験は、次の各号に定める方法によるものとする。

- (1)筆記試験
- (2)口述試験
- (3)報告書審査
- (4)作品及び実技審査

2 試験は、期日を決めて実施する定期試験及び適宜実施する臨時試験とする。

3 定期試験の受験資格は、原則として1つの授業科目について10回以上(集中講義は当該授業科目の授業時間の3分の2以上)の出席を必要とする。ただし、臨時試験の受験資格は特に定めない。

4 試験成績の評価は、A、B、C及びDの評語により判定し、C以上は合格とし、Dは不合格とする。

【資料5-3-2-C】「定期試験の受験方法」(履修の手引 2007(平成19年度)p.7より)

受験中は、身分証明書(学生証)を机の上に提示してください。

なお、受験当日に身分証明書を忘れた者は、教務課で「学生証明書」の交付を受け、机の上に提示してください。着席場所は、授業担当教員が特に指示した場合には、それに従ってください。上記の他、受験中は授業担当教員の指示にしたがってください。

【資料5-3-2-D】「卒業認定に関する規定」(愛知教育大学学則より)

第 7 2 条 学部に所定の年数以上在学し、別に定める卒業要件を満たした者については、教育研究評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の方法、評価基準、単位認定などについては、規程に明示している。卒業要件でもある卒業研究の成績評価は、各専攻・コースの複数教員の合議により評点を決め、透明性を確保するとともに、基準に基づいて適切に実施している。最終的な卒業認定についても、各教育組織別に取得単位の確認を行った後、教育研究評議会において判定を行っており、いずれも適切に実施されている。

観点 5 - 3 - 3 : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

具体的に成績に異議のある場合は、教務課より渡される成績通知表の裏面に注として「評価の内容に(どう考

えても)疑問がある場合は、授業担当教員に直接確認をしてください」と明記してある【別添資料5-24】。新年度開始時に学生に渡す各学年別履修方法の冊子の最後にQ & Aを設けその中にも、成績に関する疑問がある場合の対応方法を明示している【資料5-3-3-A】。

【資料5-3-3-A】 「Q & A 学生さんから教務課へよくある質問」(各学年別履修方法の冊子より)

成績編

Q22. 履修したのに成績通知に成績が載っていない、成績評価に疑問があるのですが？

成績評価については、授業担当教員からの報告により整理されています。

成績が未記載の場合や評価に疑問がある場合には、直接授業担当の先生に確認してください。

また、非常勤講師担当の授業の場合、教務課に申し出てください。

Q23. 自分の成績状況が確認したいのですが？

各学生さんの成績状況については、学生情報サービスシステムに登録します。この内容は本学ホームページ内「学生情報サービス」にて確認できます(IDとパスワードが必要です)。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学生の異議申し立てがあった場合は、誠意をもって速やかに答案等を再度検討するなど、例年教員からの成績訂正が20から30件程度あることが報告されている。GPA制度の試行に伴い、成績評価のあり方を継続的に検討することを確認するとともに、成績の正確性を担保するための制度的措置をとる手立ての改善策を講じている。

<大学院課程>

観点5 - 4 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院を修了した者には「修士(教育学)」の学位が授与される。大学院教育においては、研究能力を有する教員の養成、諸科学の専門分野及び教育実践分野における理論と応用能力を備えた教育の専門家の育成をめざすとともに、大学院を教員の再教育の場としても位置付け、教師教育の質的向上を図ることを目的としている【資料5-4-1-A】。

本学の大学院は、学校教育専攻等計13の専攻から構成されている【資料5-4-1-B】。専攻内で開設する授業科目から10単位以上(学校教育臨床専攻では14単位以上)、「学校教育専攻科目」の教育学分野科目、教育心理学分野科目及び総合教育開発分野科目からそれぞれ2単位、計6単位以上、「教科教育専攻科目」の教科教育学に関する科目から4単位以上(学校教育臨床専攻は除く)を選択履修することが義務付けられている。また修士論文の作成指導を主眼とする「特別研究科目」4単位が必修である。更に「自由選択科目」として専攻内及び他専攻で開設する授業科目の中から6単位以上を選択履修する【別添資料5-25】。

【資料5-4-1-A】「大学院の教育目標」（愛知教育大学学則より）

第74条 大学院は、学部教育を基礎に、学校教育に求められる教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の養成をめざすとともに、諸科学の専門分野及び教育実践分野における理論と応用能力を備えた教育の専門家の養成をめざす。また、大学院を教員の再教育の場としても位置付け、教師教育の質的向上を図ることを目的とする。

【資料5-4-1-B】「大学院修士課程の専攻の種類と学生定員」

専攻	修士課程	
	入学定員	総定員
学校教育専攻	27	54
国語教育専攻	7	14
英語教育専攻	9	18
社会科教育専攻	14	28
障害児教育専攻	12	24
数学教育専攻	11	22
理科教育専攻	17	34
芸術教育専攻	19	38
保健体育専攻	8	16
家政教育専攻	9	18
技術教育専攻	5	10
養護教育専攻	3	6
学校教育臨床専攻	9	18
計	150	300

【分析結果とその根拠理由】

大学院の教育課程は、教員としての資質・能力の更なる向上に必要な科目を一定単位以上履修するよう義務付けていると同時に、専門分野における知識・技能を高めるのに必要な科目の単位も相当数履修するよう指定している。このことから本学大学院の目的（学則第74条）及び授与される学位「修士（教育学）」【別添資料5-26】に照らして、適切な授業科目の配置がなされており、大学院の教育課程が体系的に編成されている。

観点5-4-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

専攻ごとにその理念と目的に応じた特色ある授業科目が開設されている【別添資料5-27】。「教科教育専攻」

では教科の教授法についての理論と実践に係わる授業及び教科教育の基盤となるさまざまな学問分野の授業が設けられている【別添資料5-28】。なお、本学研究科では、一定の資格を有しかつ所定の単位を修得した者に対して、幼稚園教諭，養護教諭，小学校教諭，中学校教諭，高等学校教諭及び特別支援学校教諭の専修免許状が取得できるようにカリキュラムを編成している【別添資料5-29】

【分析結果とその根拠理由】

各専攻ともその理念と目的に即した授業科目が配置され，授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点5 - 4 - 3： 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとになっているか。

【観点に係る状況】

大学院の教育研究上の目的は，各専攻・分野・領域別に明示されており【資料2-1-3-A】，大学院担当の資格審査において，担当予定科目と各自の研究内容を審査している。「年次報告書」には，学士課程と同様，大学院の授業についても，その授業科目と研究内容とが記述され，個々の研究成果と大学院の授業内容との関連性が公開されている。その中から自らの研究成果をまとめた著書や論文等をテキストや参考文献として使用している授業例を以下に示す【資料5-4-3-A】。

【資料5-4-3-A】「大学院の授業に取り入れられている研究成果の例」(平成19年度大学院シラバスより)

専攻名	授業題目	授業担当者	研究内容	授業に関わる著書・論文等
幼児教育専攻	保育実践研究演習	小川英彦	障害のある子どもの保育研究	伊藤嘉子・小川英彦『障害児はぐくむ楽しい保育』2007年，黎明書房
学校教育専攻 (生活科教育)	生活科内容学特論	久野弘幸	幼小連携を中核とした生活科教育の実践	久野弘幸編著『授業をデザインする「技」』2006年，ぎょうせい
国語教育専攻	中古文学特論	田口尚之	上代・中古文学	『伊勢物語相補論』2003年，おうふう
社会科教育専攻	日本思想史特論	前田 勉	日本思想史学	『兵学と朱子学・蘭学・国学』2006年 平凡社選書
社会科教育専攻	人文地理学特論	阿部和俊	都市地理学	『20世紀の日本の都市地理学』2003年，古今書院
数学科教育専攻	算数科教育論	志水 廣	数学教育学	『算数力がつく教え方ガイドブック』2006年，明治図書
理科教育専攻	理科教育カリキュラム論	川上昭吾	理科教育学	『教えの復権をめざす理科授業』2003年，東洋館出版社
理科教育専攻	応用生命科学特論	市橋正一	花き園芸学	『ファレノプシス』1993年，

				誠文堂新光社
芸術教育専攻	音楽科教育授業研究	小泉恭子	応用音楽学	『音楽をまとう若者』2007年，勁草書房
障害児教育専攻	障害児治療教育学特論	神野秀雄	障害児心理学	『自閉症児の類型化と発達過程の研究』1989年，風間書房

【分析結果とその根拠理由】

上記のように研究活動と授業内容との間にかなりの関連が見られることから，授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっている。

観点5 - 4 - 4： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

「教育学研究科便覧」の中で単位制度について説明するとともに，年度初めのガイダンスにおいても学生への周知を行っている。各年度当初に「単位履修届」を指導教員の承認を経て提出することとしており，その時点でも個別に履修指導を行っている。職業を有している者に対しては，長期履修学生制度を設けて，学習時間の確保を図っている【別添資料5-30】。また「小学校教員免許取得コース」の学生に対して3年間の履修年限を課しており，単位取得上支障がないように配慮している【資料5-4-4-A】。大学院学生には，専攻または領域別に院生室と個人別の机を設けており，授業時間外の学内での研究環境を整えている。

【資料5-4-4-A】平成19年度大学院教育学研究科（修士課程）（小学校教員免許取得コース案内より）

<p>・ 本コースの学生修業年限 本コースの学生には，大学院修士課程の長期履修制度を適用し，修業年限を3年とします。 なお，修学中途で本コースの受講中止を申請した場合には，通常の修士課程の2年の修業年限となります。</p> <p>・ 授業料等の負担 本コースは長期履修制度を活用するため，大学院の授業料は2年間の通常の授業料と同じ負担で済みます。また，本コースの学生は小学校教員免許取得のために必要な科目を履修することになりますが，そのための費用は不要です。</p> <p>・ 本コースの授業開設 本コースの学生は，基本的に大学院及び学部の「既存の開設科目を履修しますが，新たに本コースの学生だけの特別クラスを設ける科目もあります。また，本コースでは，小学校教員免許取得に必要な教育実習の履修や介護等体験ができます。</p>

【分析結果とその根拠理由】

単位の实質化は，学生の履修形態に対応した時間割や開講体制をとることによって，単位の实質化は十分に達成されている。

観点5 - 4 - 5： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合

には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

「昼夜開講コース」の学生に対しては、それぞれの勤務終了後に受講できるよう、火、水及び金曜日のそれぞれ18:10～19:40及び19:50～21:20までの時間帯の他に、土曜日や夏期休業期間に集中講義での開講を行っている。なお、夜間の授業は、一部の授業を名古屋にサテライト教室を開いて開講している【別添資料5-31】。また職業を有している者に対しては、長期履修学生制度を設けて、学習時間の確保とともに経済的負担の軽減を図っている【別添資料5-30】。

【分析結果とその根拠理由】

異なる立場にある学生のそれぞれの履修形態に対応した時間割や開講体制をとることによって、夜間学生に対する時間割の設定を適正に行っている。

観点5 - 5 - 1 : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

【観点に係る状況】

各専攻別の講義、演習、実験、実習などの授業形態の内訳についてみると、全授業数のうち、講義は52%、演習は46%、実験・実習は1%となっている【資料5-5-1-A】。各教員は原則として講義と演習または実験・実習とを用意することとしており、講義と演習の割合はほぼ同じである。大学院の場合、学士課程以上に少人数教育を行っており、10人以下の授業が大半である。平成18年度の1授業当たり実質平均受講者数は5.9人であった【資料5-5-1-B】。専攻によっては、合同ゼミの開設(情報教育領域)、附属学校との共同研究体制による教育(国語教育専攻・芸術教育専攻等)を実施するなど、教員間の連携をとりつつ教育がなされている【別添資料5-32】。前記した「科学教育出前授業等による学生自立支援事業」(特色GP)の天文教育講座においては、大学院生が中心となって学外者に対して天文学に関する知識を提供するなどしている【資料5-2-1-D】。

【資料5-5-1-A】「専攻別の形態別授業開設数」(教育学研究科学生便覧 2007(平成19年度)pp.90～123より集計)

大 学 院 専 攻	講 義 開 設 数	演 習 開 設 数	実 験 ・ 実 習 開 設 数
学 校 教 育 専 攻	95	88	2
国 語 教 育 専 攻	28	33	0
英 語 教 育 専 攻	28	10	0
社 会 科 教 育 専 攻	55	62	2
数 学 教 育 専 攻	44	35	0
理 科 教 育 専 攻	61	57	0
芸 術 教 育 専 攻	43	42	4
保 健 体 育 専 攻	42	31	0
家 政 教 育 専 攻	22	21	0
技 術 教 育 専 攻	16	14	0

養護教育専攻	13	22	0
障害児教育専攻	20	19	0
学校教育臨床専攻	33	8	4
合計	500	442	12

【資料5-5-1-B】「平成18年度大学院受講者別授業コマ数」(教務課資料より作成)

受講者数(人)	授業コマ数	割合(%)
0	255	30.6
1~5	380	45.7
6~10	84	10.1
11~20	97	11.7
21~30	9	1.1
31~40	5	0.6
41~50	1	0.1
51~60	1	0.1
合計	832	100.0

【分析結果とその根拠理由】

講義と演習の割合はほぼ同数であるが、実験・実習の割合は低く、少人数型の授業が中心となっている。シラバスには授業方法などが示されているように、授業科目に応じた学習指導法が設定されている。

観点5-5-2：教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

大学院のシラバスはホームページに掲載されている。特に、大学院では現職教員や社会人が含まれるので学外から24時間体制でシラバスの閲覧・検索が可能となるように配慮されている【別添資料5-33】。附属図書館は昼夜開講の大学院学生も利用できるよう夜間も開館し、PC情報コンセントは附属図書館内に88ポート【別添資料5-34】が設置されており、シラバスの閲覧・検索の利便性を確保した。シラバスの内容は、授業情報登録フォームで具体的に示している【別添資料5-35】。

【分析結果とその根拠理由】

大学院設置基準の改訂を受けて、大学院シラバスの充実化を図っている。またホームページに掲載することで学生の利用の便が向上した。よって教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスを作成し活用もなされている。

観点5-5-3：通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5 - 6 - 1 : 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点に係る状況】

専攻に応じて教育上必要なものとして、開設する授業科目の履修及び修士論文の作成などに対する指導によって行われている。全ての学生に対して初年次より、学位論文及び修学その他学生生活上の指導・助言を行うため、専攻に属する専任教員の内から指導教員を定めている【別添資料5-36】。

【分析結果とその根拠理由】

専攻別に履修すべき科目を明示し、指導教員の承認を得ることを義務づけており、指導教員制が実質的に機能しており、それぞれの専攻にあった教育課程の趣旨に沿った研究指導がなされている。

観点 5 - 6 - 2 : 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点に係る状況】

指導教員による直接指導或いは、副指導教員を定めて、より専門的な内容についての指導を得ることができるようにしている【別添資料5-36】。また専攻や領域を単位として、定期的に修士論文研究発表会を実施し、授業内及び授業外の活動（学会等）を通じて、複数の教員が指導に関わる体制を維持している場合もある【別添資料5-32】。平成18年度においては延べ42人の大学院生にT Aとして学部の授業（演習又は実験）の補助者として協力を得た【別添資料5-37】。

【分析結果とその根拠理由】

研究指導に当たって、指導教員の指導体制または指導内容の専門性などの必要上、これに加えて副指導教員による指導体制を整備し、更に定期的な発表会などを実施することによって、より多くの教員による指導を得ることができるようにしている。大学院生を学部授業のT Aとして活用するなど教育能力の育成も図っている。これらにより研究指導には適切な取組がなされている。

観点 5 - 6 - 3 : 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

修士論文指導は初年次より、定められた指導教員の下で継続的に指導を得ることとなっている。修士論文の提出に当たっては、学生は指導教員の指導を得て題目を決め、修了年度の9月末までに「学位論文題目申請書」を

提出し、修了年度の2月10日までに論文を提出することとしている【別添資料5-38】。必修履修単位（30単位）の内、4単位が「特別研究」として必修化されており、これは修士論文作成に直接関わる授業として位置づけられている【別添資料5-39】。

【分析結果とその根拠理由】

修士論文に関わる指導体制は規定上明示されており、そのための授業時間を「特別研究」として確保するなど、論文指導上の指導体制は十分に整備されており、また機能している。

観点5 - 7 - 1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到に係る状況】

成績評価基準、修了認定基準については、学生便覧「教育方法・課程の修了の要件・学位授与」の中で明記されている【別添資料5-40】。成績評価基準は、学部に合わせてA、B、C、Dで表している。また、シラバスに授業ごとの評価基準・方法を記入されている。シラバスについては、学部・大学院ともに「どのように評価するか、成績がどのようにして決定するのかをあらかじめ明示」することとしており、学生や他の教員などにも納得しあえるよう、評価基準の設定についての創意工夫を行うことを確認している【別添資料5-16】。

【分析結果とその根拠理由】

「教育学研究科学生便覧」を配布し、成績評価基準や修了認定基準の周知を図っている。このことから学生への周知は行われている。新たな大学院設置基準では第14条の2に成績評価基準等の明示等が明記されているが、すでに本学ではこの基準を満たしているものである。

観点5 - 7 - 2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

大学院の成績評価基準も学部と同様、評価基準を定め、試験方法も筆記試験、口答試験、報告書、作品審査また実技審査など専攻の教育内容に沿っていずれかの方法を用いることを定めている【別添資料5-40】。また修士論文審査については、論文審査及び最終試験は、最低3人以上で行うことを定めている【別添資料5-41】。大学院の授業の成績は学士課程に比べるとA評価の比率が高いが、これは少人数教育体制であることやより専門的な内容の学修を行うために学生の学習意欲が学士課程に比べて高いこともあげられる【資料5-7-2-A】。

成績表は、教務課で保存されており、修士学位論文は、最低5年間保存している。学部と同様平成18年度における試験問題や答案、授業ごとの成績評価基準が分かる資料、成績評価基準の対象となった資料等の保存を義務づけている【別添資料5-23】。

【資料5-7-2-A】「平成18年度大学院授業の成績割合」

A	B	C	D
2412(84.7%)	390(13.7%)	28(1.0%)	17(0.6%)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は基準に基づいて、4段階評価で行われている。修了要件である修士論文の成績評価は、愛知教育大学学位（修士）論文審査手続要綱に基づき、学位論文審査及び最終試験委員による「学位論文審査及び最終試験結果報告書」を教務課に提出し、透明性を図っている。以上のことから、成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を適切に実施している。

観点 5 - 7 - 3 : 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学位論文の審査体制と審査員の選考方法については「教育学研究科学生便覧」に記述してある【別添資料5-41】。審査は、教科内容学領域の学生においては、指導教員と関連した内容に近い教員及び教科教育学専門の教員を加えた、最低3人で審査される。修士論文、口頭発表及び最終試験に合格した場合が可以上の合格である。

【分析結果とその根拠理由】

修士論文発表会には、大学院担当のほとんどの教員が参加し、審査に当たっては、当該専攻・領域の論文審査委員の合議により評点を決め、透明性を確保するとともに、基準に基づいて適切に実施している。

観点 5 - 7 - 4 : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

大学院の授業の状況については、学期終了時に、学部と同様、授業内容がわかる資料、試験問題と評価例を提出することを義務づけており、より客観的な評価がなされるような体制作りを行っている【別添資料5-23】。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の正確性を担保するための措置として、成績評価基準の対象となった資料等の保存を義務づけている。しかしながら大学院の場合、受講者が数人といった少人数であることが多いため、出された成績（評価結果）割合などの相対的比較は容易ではない。今後は各専攻・領域ごとの統一的成績評価基準等も検討する必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

< 学士課程 >

- ・教育の内容を考慮しつつ少人数教育を基礎とした教育課程の編成を行って、各課程の目的に応じた授業を体系的に整備している。
- ・教養科目においては、全教員がそれぞれの教育研究分野に関連するグループに所属し、定期的にグループ会議を開催して、授業を運営するシステムを構築している。
- ・外国人児童生徒の学習を支援することを目的とした「外国人児童生徒のための教材開発と学習支援プログラム」(現代GP)や学生の学習への支援の改善として学生が自らの力を引き出す取組として「科学教育出前授業等による学生自立支援事業」(特色GP)が採択されるなど、教員養成大学の特色を活かした

取り組みを推進している。

- ・大学教育改革事業として「特別支援教育を核に、実践的教育力育成を目指す教員養成改革事業」及び「大学における主体的な学び」の教育を推進し、教員養成を主軸に、大学院改革を含む新しい教育創造に向けた事業に継続的に取り組んでいる。

<大学院課程>

- ・社会人学生の履修に対応した長期履修学生制度や夜間のサテライトキャンパスでの授業などの授業開講体制を整備している。
- ・学部と連携した「6年一貫教員養成コース」や小学校免許取得希望者を対象とした「小学校教員免許取得コース」の設置など、学生のニーズに合わせた教育体制を整備している。

【改善を要する点】

<学士課程・大学院課程共通>

- ・「キャップ制」は、学生が計画的・自主的に単位を修得する効果を上げているが、自ら進んで自主的に学修に取り組むという点ではなお不十分である。学生の授業外学習時間及び自主的学修態度の向上をめざす方策の検討を推進するとともに、特に意欲的で成績優秀な学生については、より柔軟に適用できるようにするなど、GPA制度の試行に伴い改善を行う必要がある。
- ・シラバスの形式や検索方法などについて、より利便性や有用性を高めていくことが課題である。
- ・授業内容に応じた授業運営の効率性の向上や適切な学習指導上の工夫・改善を図る必要がある。
- ・GPA制度の試行に伴い、成績評価のあり方を持続的に検討することを確認するとともに、同一名の授業間において、統一的成績評価基準等も検討する必要がある。

(3) 基準5の自己評価の概要

本学には、学士課程においては、教員養成を目的とする教員養成4課程と基礎専門能力を有する多様な社会人の育成を目的とする現代学芸課程（学芸4課程を平成19年度より改組）という異なる性格の課程が存在している。

共通科目に関しては、情報教育科目、スポーツ科目、コミュニケーション能力を高めるための外国語科目、教養科目の中には現代的課題を中心として柱立てされている主題科目等を配置している。共通科目の運営には基本的に全学の教員が関わる体制を作っている。

専門教育の面では、教員養成4課程は基本的に教育職員免許法に規定された授業科目の履修を中心としたカリキュラムにより編成されており、教育学の学位を与えている。教員免許状の取得を義務づけていない現代学芸課程では、それぞれのコース毎の特色を出したカリキュラム編成を行っており、学芸の学位を与えている。授業運営においては全体として少人数教育（講義50人、演習30人が原則）を行っており、教員と学生のコミュニケーションのできる授業運営体制をとっている。

成績評価や単位認定については、規程を設けて、試験の方法や受験資格などを定めており、全ての授業について授業終了後、評価を行った代表的試験答案例や試験問題、授業内容のわかる資料等を全教員が提出することにより、全学的に成績評価や単位認定の適切性を把握可能な体制をとっている。

本学の大学院課程は、教育学研究科修士課程で13の専攻より成り、修士（教育学）の学位を与えている。カリキュラム上、教育学分野及び教育心理学分野科目及び総合教育開発分野科目を共通必修としつつ、各教科教育専攻によって教科教育学や教科内容学に関する科目を14単位ほど修得し、修士論文指導に直接係わる授業として特別研究（4単位）を全専攻に設けている。

大学院の場合、開講方法の面では、名古屋にサテライトキャンパスを設置し、昼夜開講制をとっており、社会人や現職の小中学校教員の学修の便宜を図っている。学部と大学院を連携させた教員養成システムとして「6年一貫教員養成コース」や小学校教員免許取得の希望者を対象とする「小学校教員免許取得コース」を設けるなど、教員養成大学としての特色を活かした取組を行っている。

研究指導体制は、指導教員を入学時において定めており、2年間にわたって継続的に指導が行えるようにしている。また学問分野の内容によっては、副指導教員を定めて、指導を行えるような体制を整備している。最後の修了判定は複数の教員の合議によりなされ、適切な認定がなされている。

教員養成大学の特色を活かした取り組みとして、外国人児童生徒の学習支援のための現代GPや科学教育出前授業等による学生自立支援を目的とした特色GPなどの取り組みを推進している。大学教育改革事業として「特別支援教育を核に、実践的教育力育成を目指す教員養成改革事業」及び「大学における主体的な学び」に関わる大学院改革を含む新しい教育創造に向けた総合的取組を行っている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6 - 1 - 1 : 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学の理念【資料6-1-1-A】に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するという方針を明確にしている【資料6-1-1-B】。また、教員養成 4 課程、現代学芸課程（平成19年度に学芸 4 課程を改組）、旧学芸 4 課程の専門教育及び共通科目の科目群ごとの教育目標がオンライン・シラバスに記載されている【資料6-1-1-C】。本学の教育理念や各教育単位での教育目標や資質・能力を養成しようとする人材像は、学生募集要項に「入学を望む学生像」【別添資料4-1】として明記されている。これは、大学説明会の際に説明するとともに、ホームページでも公開している。入学時及び学年のはじめには学年毎に全学生を対象とした教務ガイダンスと、各課程の選修・専攻・コース及び大学院において個別にガイダンスが開催され、学修指導や教員免許取得のため注意点等に関する詳細な説明を行っている。【別添資料6-1】。

達成状況の検証・評価については、教務企画委員会で実施し、かつ教育課程の改善に努めている【別添資料6-2】。平成18年度には「大学院課程充実のためのFD」、「全学検討集会 教科研究科目改善部会」、「共通科目報告会 各共通科目の教育目標と成績評価のあり方」、「『教科研究科目』と『総合演習』の授業改善のための全学検討集会」【別添資料6-3】を開催し、全学レベルでのFD活動に取り組んでいる。また、学生の主体的な学びを促進し適正な成績評価を行うために、平成19年度GPA制度の試行的導入を行った【別添資料6-4】。また、教育創造センター【別添資料6-5～6-6】を平成16年10月に設置し、大学の入学から卒業にいたるまでの大学教育全般に関する研究・提案を行っている。

【資料6-1-1-A】「愛知教育大学憲章」(憲章リーフレットより)

愛知教育大学の理念

愛知教育大学は、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、日本国憲法、教育基本法、ユネスコの高等教育に関する宣言等の理念を踏まえ、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努めることが、普遍的使命であることを自覚し、愛知教育大学憲章を定める。

愛知教育大学の教育目標

愛知教育大学は、平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育をめざす。

学部教育においては教養教育を重視し、教員養成諸課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、学芸諸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざす。

大学院教育においては学部教育を基礎に、学校教育に求められるさらに高度な能力を有する教員の養成をめざすとともに、諸科学の専門分野及び教育実践分野における理論と応用能力を備えた教育の専門家の育成をめざす。また、大学院を教員の再教育の場としても位置付け、教師教育の質的向上を図る。

【資料6-1-1-B】「ホームページでの教育方針の明示」 (<http://www.aichi-edu.ac.jp/> のタイトル部分)



【資料6-1-1-C】「各教育単位の教育目標」

(愛知教育大学シラバス・オンライン(<http://syllabus.aichi-edu.ac.jp/>)より)

教育目標

[【授業科目】](#)
[【日本国憲法】](#)
[【基礎科目】](#)
[【主題科目】](#)
[【情報教育入門】](#)
[【外国語科目】](#)
[【スポーツ科目】](#)
[【中等教育教員養成課程】](#)
[【障害児教育教員養成課程】](#)
[【養護教諭養成課程】](#)
[【現代学芸課程】](#)
[表](#)

幼児教育選修

2/5/13

教育基本法に「幼児期の教育」の条文が新設され、また、様々な子育て支援策が打ち出される今日、乳幼児の教育・保育における保育者の果たす役割はますます重要になりつつある。幼児教育選修では、乳幼児を巡る様々な問題に対して広い見識を持ち、かつ幼稚園や保育所等の保育の場で実践的な教育・保育活動を展開できる人材の養成を目指している。

教育学の立場からは、幼児教育の歴史・制度、教育観、子どもや家庭の現状、教育目標、教育方法などについて学び、今後目指すべき幼児教育のあり方について考える。心理学の立場からは、乳児期、幼児期、児童期のそれぞれの発達段階に沿った子どもの姿を理解すると共に、子どもや家族を援助する方法等についても学ぶ。さらに、様々な保育内容に関する科目（健康、人間関係、環境、言葉、表現など）を通して、今日の保育の場に即した実践的指導力の習得を目指す。また、保育者に対しては多様な子どもや地域社会への支援を提供する存在としての役割も期待されてきていることから、幼児教育選修でも、児童福祉に関する深い理解と特に障害児に対応できるような指導力を持った保育者の養成、さらには地域や家庭の子育て支援を担うことのできる保育者の養成を目標とする。

教育科学選修

2/5/13

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的と学生が身に付ける学力・資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針がホームページやオンライン・シラバス等により掲示されている。また、入学時や各学年の始まりにおけるガイダンスを通じて在學生に周知されている。教務企画委員会を核として教育改善にあたるとともに、種々のFD活動を通じて達成

状況の検証・評価を行っている。教育創造センターでは、大学教育全般に関する研究・提案を行っている。

これらのことから、学生の学修方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組みがなされている。

観点 6 - 1 - 2 : 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

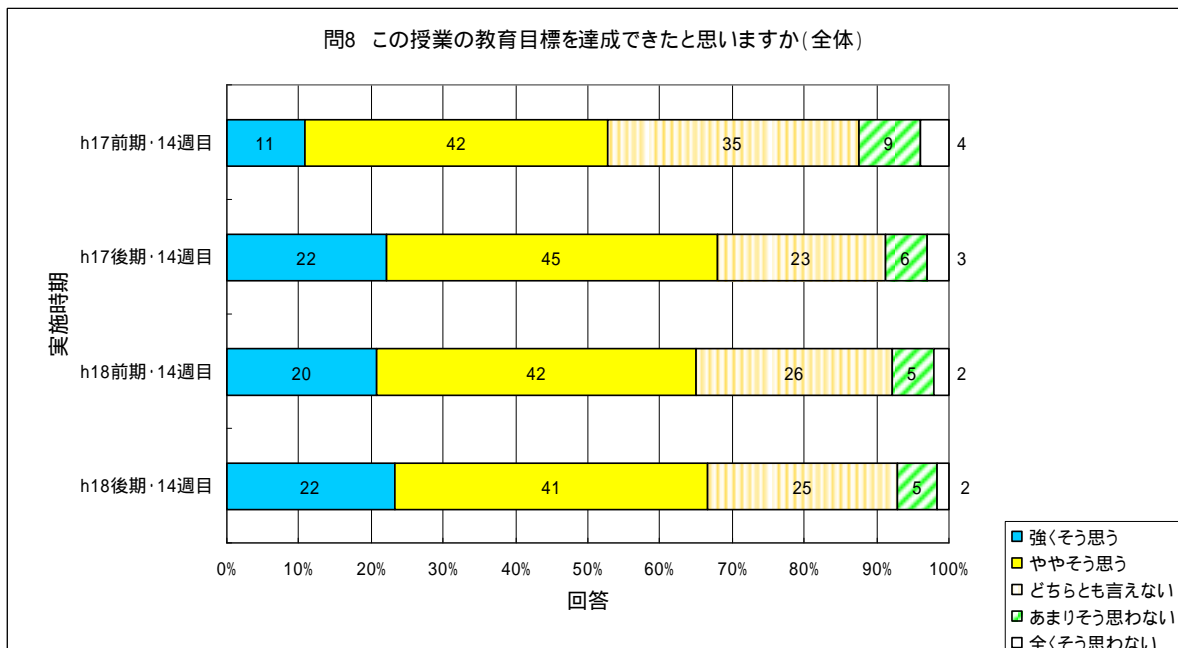
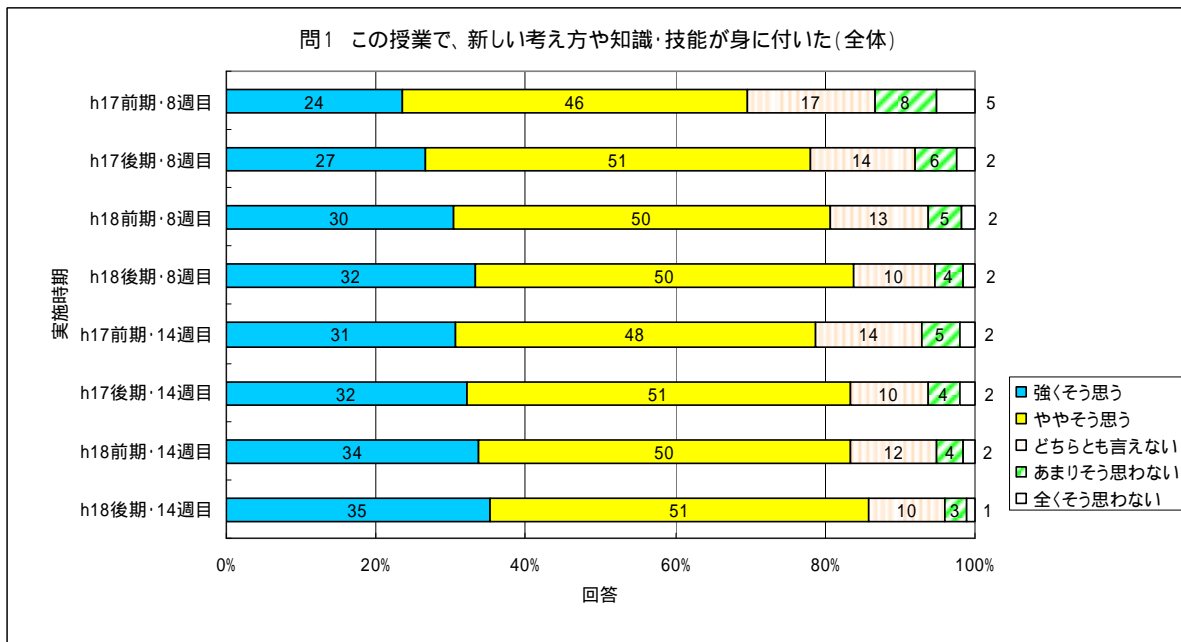
教育創造センターで実施した学生による「授業改善のためのアンケート」の結果(平均回収率88%)によれば、8割以上の学生が「新しい考え方や知識・技能が身に付いた」、約6割が「授業の教育目標を達成できた」と回答している【資料6-1-2-A】。なお、平成17年度は共通科目を除く教育職員免許法上の教育科目が、平成18年度は専攻科目が、アンケートの対象となった。本学の成績評価基準は、100点満点中85点以上をA、70点以上85点未満をB、60点以上70点未満をCとして、以上が合格、60点未満をDとして不合格としている。なお、平成19年からはGPA制度の試行により、95点以上をS、85点以上95点未満をA、70点以上85点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をDと評価基準を改める【資料5-3-1-A】。平成16年度卒業生の単位取得数と評価の割合を示す【資料6-1-2-B】。教員養成4課程の取得単位数の平均は146.5単位(うちAの比率は61.1%)、学芸4課程の平均は133.9単位(うちAの比率は58.1%)である。本学のクラスあたり受講者数平均25.7人【資料5-2-1-B】であり、比較的少人数クラスで丁寧な教育を行っていることが、高いA評価比率の理由であろう。

大学院の修士論文指導は、【別添資料6-7】に示すように各専攻ごと研究テーマごとに主査・副査(2人以上)を決め、細かな研究指導を行っている。【別添資料6-8】の大学院の専攻・領域に対するアンケート調査によれば、半数以上の専攻領域で中間発表会・最終発表会を行ったり、大学・附属学校共同研究会や附属学校の研究授業に参加するなど、研究活動は活発である。その結果、「専門分野に関わる学会での研究発表」に全国レベルで47人、地方レベルで49人、展覧会・競技会等に16人が臨んでいる。また「論文の投稿状況」は、全国的な学会誌に14名、地方的な学会誌に11名が投稿を行っている。

平成18年度の卒業生の資格取得状況については、【別添資料6-9】に示すように、初等教育教員養成課程310人、中等教育教員養成課程105人、障害児教育教員養成課程23人、養護教諭養成課程38人が主免許状及び他校種の免許状を取得している。又国際理解教育課程(中:40.2%、高:38.6%)、生涯教育課程(中:36.0%、高:43.0%)、情報教育課程(中:19.1%、高:48.5%)、環境教育課程(中:67.6%、高:67.6%)の者が一種免許状を取得している。一方、大学院においては、平成18年度の修了者143人のうち、専修免許状取得者は延165人(修了者のうち73人)である。

平成18年度の卒業(修了)延期者は、【資料6-1-2-C】及び【別添資料6-10】に示すとおりである。なお、卒業延期者の中には、【別添資料6-11】にあるように留学等による休学者を含んでいる。大学院においては、在籍者192人のうち11人が小学校教員免許取得コース(3年課程)、9人が長期履修制度を利用しているため、修了対象者は172人で、うち28人(16.3%)が修了延期となっている。

【資料6-1-2-A】学生による「授業改善のためのアンケート」結果(平成17年度及び平成18年度) (教育創造センターのホームページより)



【資料5-3-1-A】(再掲)「成績評価基準」(教務課配布教員向け資料より)

評価	GPA制度による評価基準 (平成19年度試行)	従来の評価基準 (平成18年まで)
S	100点～95点	
A	94点～85点	100点～85点
B	84点～70点	84点～70点
C	69点～60点	69点～60点
D	60点未満	60点未満

【資料6-1-2-B】「卒業生の成績評価の平均(平成16年度)」

課程別	A(%)	B(%)	C(%)	取得総単位数
教員養成4課程	61.1	30.3	8.6	146.5
学芸4課程及び総合科学課程	58.1	31.5	10.4	133.9

【資料6-1-2-C】「平成18年度学部卒業生数」

専攻名	在籍者	卒業生	卒延者	
教員養成4課程	幼児教育	18	17	1
	教育科学	31	26	5
	国語・書道	65	61	4
	社会	70	64	6
	算数・数学	54	47	7
	理科	67	61	6
	音楽	32	30	2
	図画工作・美術	32	27	5
	体育・保健体育	37	33	4
	技術	15	8	7
	家庭	27	25	2
	英語	20	16	4
	障害児教育	28	23	5
	養護教諭	40	38	2
	小計	536	476	60
国際理解教育課程	国際文化コース	137	115	22
	日本語教育コース	22	17	5
生涯教育課程	共生社会コース	36	34	2
	スポーツ・健康コース	34	33	1
	造形文化コース	41	33	8
情報教育課程		100	68	32
環境教育課程		89	68	21
学芸4課程小計		459	368	91

【分析結果とその根拠理由】

卒業・修了時に身に付ける学力や資質・能力について8割以上の学生は達成できている。学部の成績評価結果は高く、少人数による丁寧な教育の成果があらわれている。教員養成4課程では、ほとんど全員、学芸4課程においても5割の学生が教員一種免許状を取得している。また、大学院においては、専門分野における研究活動が活発で、延114人が何らかの学会発表を、延85人が何らかの論文投稿を行っており、テーマごとにきめ細かな指導にあたっている。これらのことから学部・大学院とも教育の成果や効果が上がっている。一方、一部の課程では留年者や休学者が多いことから、これらの学生に対するケアを十分に行う必要がある。

観点6-1-3： 授業評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

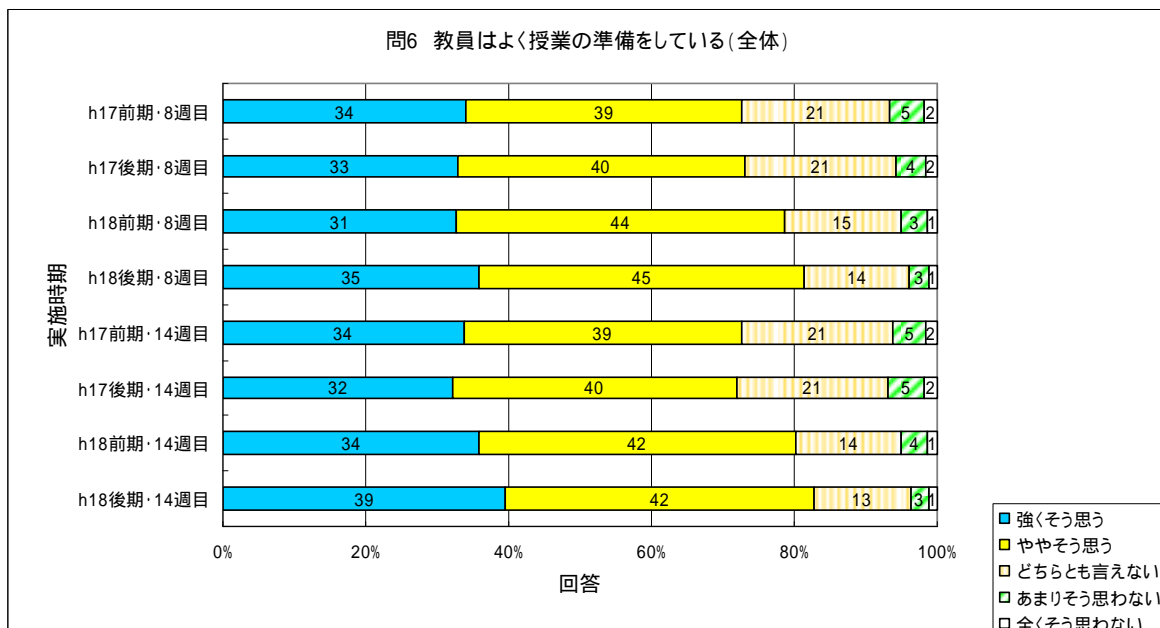
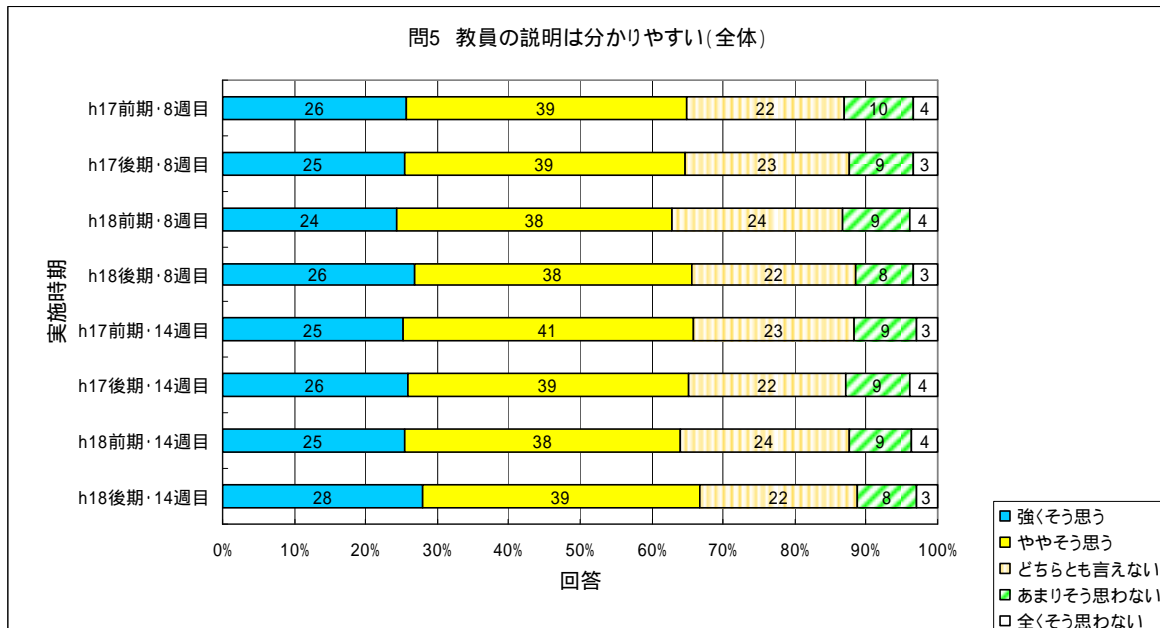
【観点に係る状況】

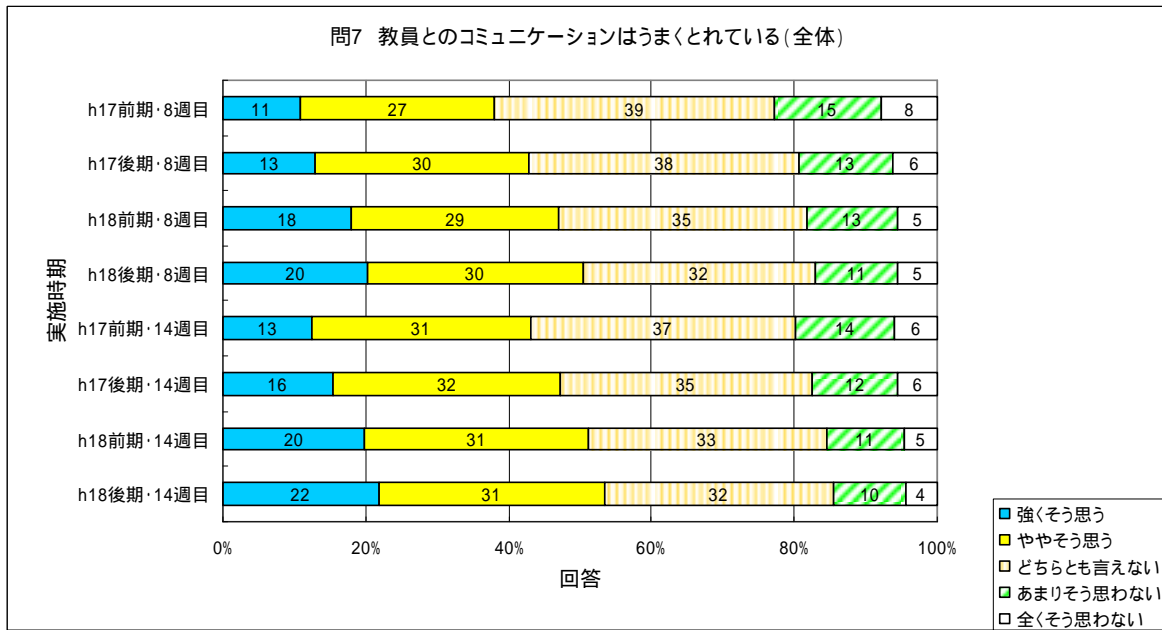
学生による「授業改善のためのアンケート」調査から8割の学生が「この授業で、新しい考え方や知識・技能が身に付いた」としており、教育目標の達成についても6割の学生が達成できたとしている【資料6-1-2-A】。これは【資料6-1-3-A】に示すように、6割以上の学生が「教員はよく準備をしている」「教員の説明はわかりやすい」としていることから、内容の充実した分かりやすい授業をしている結果でといえる。一方、「教員とのコミュニケーションはうまくとれている」という問に対しては5割程度が「そう思う」としている。平成17年から平成18年度にかけて全体傾向としては改善がみられるものの、同一期の8週目、14週目と比較すると大きな変化がみられないことから、教員・学生間のコミュニケーションを活性化することで教育の成果をあげる工夫の余地がある。

また、平成18年度卒業生に対して実施した「卒業研究及び大学生活のアンケート」（回収率66%）【資料6-1-3-B】によれば、「卒業研究によって自分の能力が高まったと感じるか」に対して85%の者が「そう思う」と答えており、70%の者が「今後の仕事や研究に役に立つ」としている。

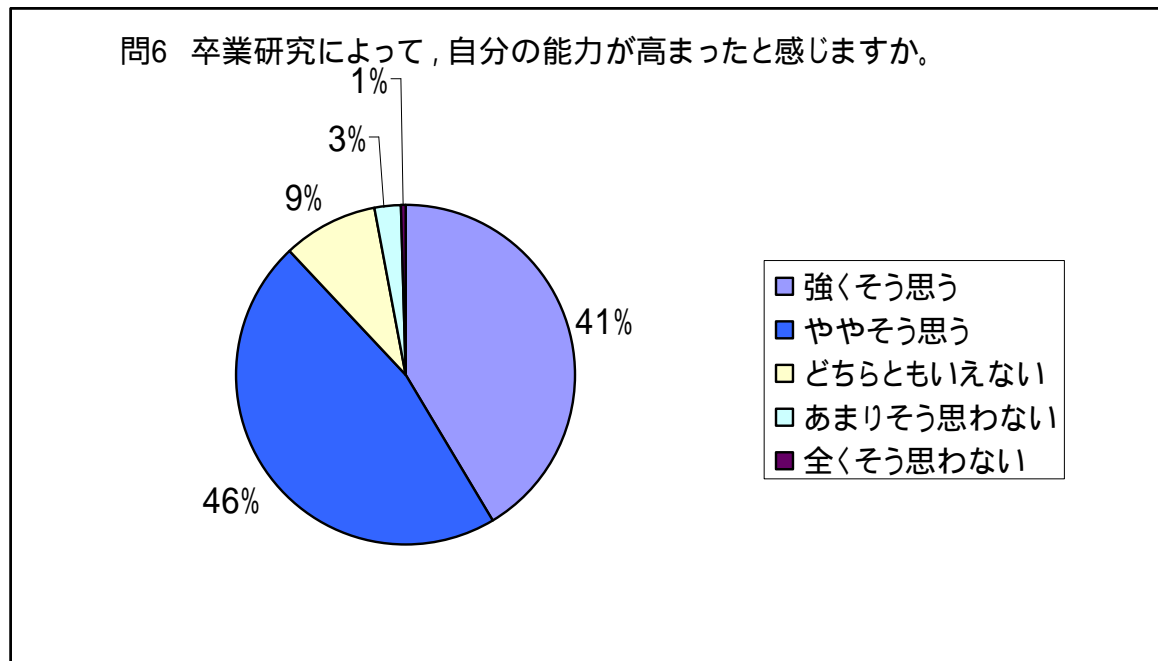
大学院教育においては、「大学院生による研究指導に関するアンケート」（回収率35%）【資料6-1-3-C】【別添資料6-12】によると、92%の大学院生が「授業に積極的に」取り組んでおり、その結果、83%が「授業に満足」しており、「修士論文指導」については85%の学生が充実していると回答している。その反面、「学費の負担感」を持つ学生が64%と高率なのに対し「研究環境への満足度」が53%と低い。

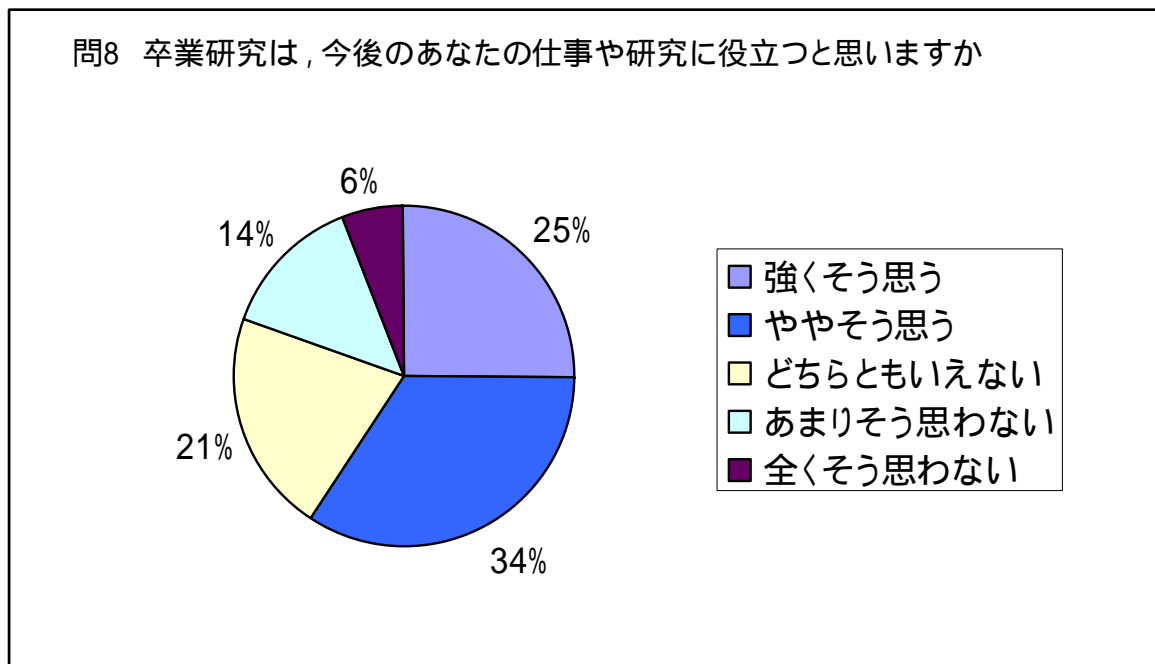
【資料6-1-3-A】学生による「授業改善のためのアンケート」結果(平成17年度及び平成18年度) (教育創造センターのホームページより)



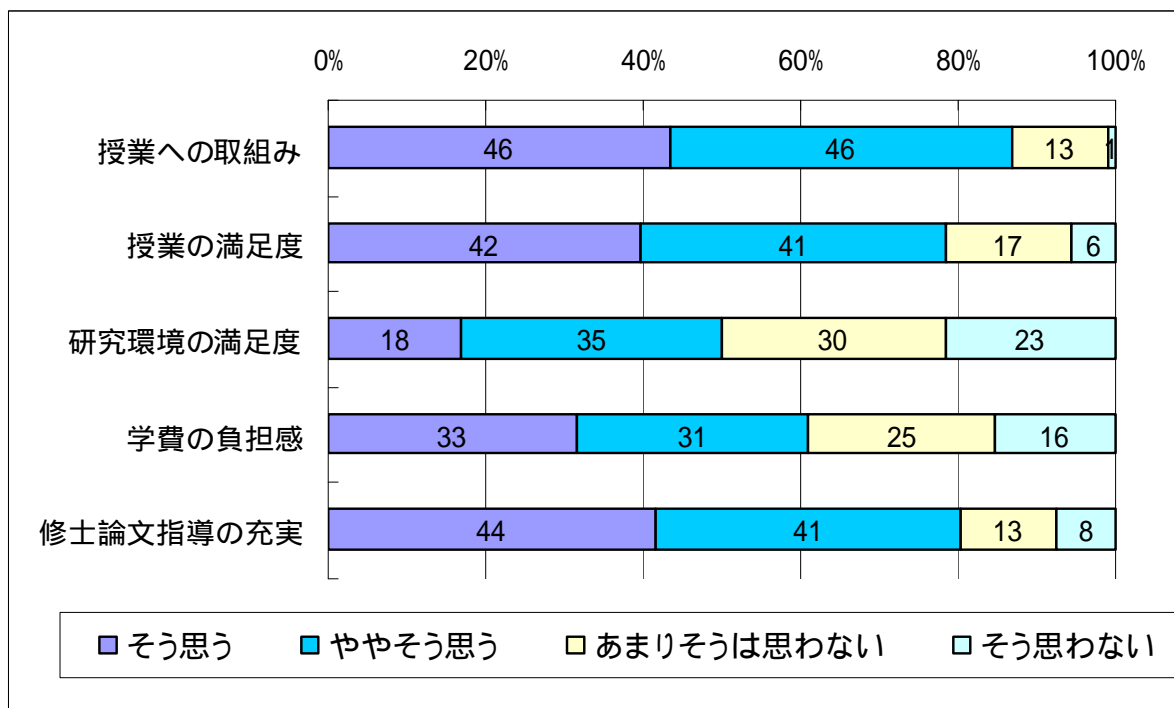


【資料6-3-1-B】「卒業研究及び大学生生活のアンケート」(教育創造センターのホームページより)





【資料6-3-1-C】「大学院生による研究指導に関するアンケート」(大学院課程運営改善部会資料より)



【分析結果とその根拠理由】

アンケートの結果から判断して、半数以上の学生は大学の意図する教育の効果があったと判断していることが分る。また、教員もよく授業の準備をした上で、わかりやすさについて工夫をしていることを読みとることができる。その一方で、学生とのコミュニケーションの活性化を図る工夫により、さらに成果が期待できる。卒業研究や修士論文指導においては、8割以上の学生が「能力が高まった」「充実していた」としており、これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。反面、大学院においては、学費負担に見合った研究環境の

充実が望まれる。

観点 6 - 1 - 4 : 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

「平成16年度学部卒業生就職状況」【別添資料6-13】によると、863人の卒業生のうち、402人が教員に就職しており、242人が官公庁及び民間企業に就職している。また、84人が大学院あるいは専攻科に進学している。

「平成17年度学部卒業生就職状況」【別添資料6-14】によると、875人の卒業生のうち、405人が教員に就職しており、262人が官公庁及び民間企業に就職している。また、83人が大学院あるいは専攻科に進学している。

平成18年度卒業生の教員就職率76%、正規教員就職率は55%、平成17年度卒業生は教員就職率72%、正規教員就職率は48%（学校基本調査より）と高い就職率を示している。

【分析結果とその根拠理由】

卒業後の進路状況や実績のうち、教員就職率は全国的にみてもきわめて高い水準にある。また、教員、公務員、企業、あるいは大学院への進学を含めれば、就職・進学率は、70%であることから、教育の成果や効果は上がっている。

観点 6 - 1 - 5 : 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成15年度卒業（修了）生を対象した「卒業生による大学教育改善アンケート」（平成19年1月実施、回答数191人）【別添資料6-15】によると、「本学を卒業（修了）したことについての満足」の度合いは、85%（満足：48%、どちらかといえば満足：37%）であり、「大学の授業で目標としていた専門知識が身に付いた」と答えた者は54%（思う：16%、どちらかといえば思う：38%）であった。また、「大学で学んだことが、現在の仕事や生活に生かされていると思う」と肯定的に答えたものが、54%であった。一方、アンケート回答の自由記述欄には、大学の学びや生活に対して具体的かつ真摯なものが多く、これらを大学の学びの改善に生かしていくことが必要である。

卒業（修了）生の約6割が教員となっていることから、地域の教育関係者（愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、愛知県小中学校校長会等）らと「愛知教育大学と愛知県内教育関係者懇談会」【別添資料6-16～6-17】「愛知教育大学・愛知県内教育委員会地域連携推進協議会」【別添資料6-18～6-19】を定期的に開催することにより、本学の課題や地域連携の課題について意見交換を行っている。意見聴取の結果、教育の成果は概ね上がっていることが分かるが、教育実地研究の実施方法や学生の教育実践力の向上が今後の課題となっている。

企業就職については、企業訪問や80社を招いて大学内で開催する企業研究セミナー【別添資料6-20】などの場で、非公式にキャリア支援課や教員と意見交換を行っており、概ね教育の効果が上がっているという評価を得ている。

【分析結果とその根拠理由】

卒業（修了）生のほぼ8割が、本学での学修に満足しており、うち約5割が教育目標が達成でき、現在の生活に成果が生かされてると感じている。また、教育関係者、企業関係者及び高等学校からの意見を聴取した結果として、本学の教育の成果は上がっている。しかし、それぞれの取組みから得られた意見や結果が集約されておらず、大学全体にフィードバックされ、かならずしも改善に活用されているとはいえない。外部者からの教育の成果に関する評価を集約・公開し、授業改善に反映できるようなシステムをつくる必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学生による「授業改善のためのアンケート」を全授業（平成17年度・教育科目，平成18年度専攻科目，共通科目は平成19年度に実施予定）について8週目と14週目に行い，8週目の結果を実施中の授業改善に資するよう工夫がなされている。2回分の結果に基づき各教員が授業改善に取り組んでいる。
- ・平成19年度からGPA制度を試行し，学生の主体的な学びの促進と厳格な成績評価に取り組んでいる。
- ・少人数の学生に対して丁寧に授業を展開することにより，多くの学生が新しい知識を身に付け，かつ授業目標を達成することができ，身に付けるべき学力や資質・能力が向上している。
- ・教員就職率は，常に高い水準を保っている。

【改善を要する点】

- ・FD活動は領域を定めて散発的に行われているが，「学生による授業アンケート」，教員の自己評価の分析，外部者からの評価も踏まえ，より一層，組織的に取り組む必要がある。
- ・学芸4課程の一部で留年率が高いため，修学指導や進路相談など学生に対する支援を充実する必要がある。

(3) 基準6の自己評価の概要

大学の目的がホームページなどにより掲示され，入学時や各学年の始まりにおけるガイダンスにおいて，学生が身に付ける学力，資質，能力や養成しようとする人材像等についての方針が明確にされている。その教育の達成状況における検証・評価は，教育創造センターが実施している学生による「授業改善のためのアンケート」と教員による自己評価などを参考に，教務企画委員会を核として，共通科目専門委員会，時間割編成専門委員会，教育実地研究専門委員会，大学院課程運営改善部会と連携をとりながら教育課程の改善に努めている。

卒業・修了時に身に付ける学力や資質・能力について8割以上の学生は達成できている。学部の成績評価結果は高く，少人数による丁寧な教育の成果があらわれているものだと考えられる。教員養成4課程では，ほとんど全員，学芸4課程においても5割の学生が教員一種免許状を取得している。一方，大学院においては，専門分野における研究活動が活発で，延114人が何らかの学会発表を，延85人が何らかの論文投稿を行っている。

アンケートの結果から判断して，半数以上の学生は大学の意図する教育の効果があったと判断していることが分る。これは，授業アンケートにおいて6割以上の学生が「教育目標が達成できた」としていることから分る。さらに卒業生アンケート，大学院生におけるアンケートにおいても「卒業研究が役に立った」「修士論文の指導は適切だった」などの肯定的であることとも一致している。

卒業後の進路状況や実績のうち，教員就職率は全国的にみてもきわめて高い水準にある。また，教員，公務員，企業，あるいは大学院への進学を含めれば，就職・進学率は，70%であることから，教育の成果や効果は十分に上がっている。卒業（修了）生のほぼ8割が，本学での学修に満足しており，うち約5割が教育目標が達成でき，

現在の生活に成果が生かされてると感じている。また、教育関係者、企業関係者及び高等学校からの意見を聴取した結果とも一致する。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

新入生（学部学生・大学院生・特別専攻科及び1年課程学生）に対しては、入学式の翌日、修学関係（学務系）ガイダンスを実施し、教務課職員が授業の履修方法に関する説明を行っている【別添資料7-1~7-4】。翌日に各教育組織の教員により、選修・専攻・コース等別に実施し、教員の紹介や専攻科目の履修方法等説明している。【別添資料7-1,7-3,7-5】。在学生に対しては、年度の変り目の時期に教務ガイダンスを実施し、教務課職員が履修方法等について説明を行っている【別添資料7-6~7-7】。また、同じ時期に各教育組織の教員によるガイダンスも実施し、教務的内容を中心とした説明を行っている【別添資料7-5,7-8】。

【分析結果とその根拠理由】

本学は教員養成大学であるため、取得免許状との関係からカリキュラムがかなり複雑になっている。そのため教育課程と履修方法の説明には特に注意を払っている。新入生に配付される「履修の手引」では教育課程と履修方法に200頁以上を当てて詳細な説明を行うとともに、教務課職員による全体ガイダンス及び教員によるガイダンスの際、要点を押さえた解説をすることにより、適切な履修指導が行われている。

観点7-1-2: 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学習に係わる相談は、教務課でも窓口を設けているが、入学と同時に選修・専攻・コース等別に指導教員制度を設けて対応している。指導教員が行う内容は、修学指導・生活指導・進路変更の相談等にわたっている【資料7-1-2-A】。また、半期毎に学生の履修（単位取得）状況を当該指導教員に配付して、個々の学生の学習状況の把握に努めている。更に、すべての専任教員についてオフィスアワーを設定し、授業上の相談・研究の助言等に対応する体制を整えている【資料7-1-2-B】。オフィスアワーの学生への周知度は十分と言えないが【別添資料7-9】、学習に係わる面談は事前予約によっても行われている。

【資料7-1-2-A】「指導教員が行う内容」（学生生活 2007（平成19年度）指導教員制 p.4より）

領域	事項	具体的内容
修学指導	学習方法に関すること	学習方法に関する相談と支援
	進学指導など	進学・就職などに関する相談と支援
生活指導	大学コミュニティーへの参加に関すること	大学コミュニティーとの不適合に関する相談と支援
	安全指導などに関すること	交通安全違反学生に対する注意・始末書への押印・指導
	奨学生の指導に関すること	各種育英団体への申請に関する所見の記載・押印など、奨学生への指導・助言

その他	転課程・転コースの願い出に関すること	転課程・転コースに関する相談と支援
	休学・退学・復学・転学など、進路変更に関すること	休学・退学・復学・転学など進路変更に関する相談
		休学・退学・復学・転学など、進路変更の願い出に対する複数回の面談などによる意志の確認及び書類への所見の記載と押印など
	関係窓口に関すること	休学中・復学後の相談に対する支援 関係窓口と学生の橋渡し（カリキュラム・学生生活・留学・進路）

【資料7-1-2-B】「オフィス・アワーについて」（学生生活 2007（平成19年度）学生生活上の注意 p.5より）

本学専任教員によるオフィス・アワーを設定し、授業上の相談や研究の助言等に応ずる体制を取っています。各教員の相談に応ずる曜日、時間帯、場所はインターネット上のホームページ (<http://www.aichi-edu.ac.jp/zaigaku/office.html>) 及び学生サポートセンター西の掲示板でお知らせしてあります。なお、期間は授業のある間（春季・夏季・冬季の各休業日及び臨時休業日は除く）とします。

このオフィス・アワーにおいては、各教員が担当している授業科目に関係することやその他学習に関することについて相談することができます。

この設定以外は相談を受けないということではありませんが、各教員の研究時間、大学運営のための会議等で応じられないことがありますので、できるだけこのオフィス・アワーを利用してください。

【分析結果とその根拠理由】

半期毎に示される個々の学生の単位取得状況の把握により、個別に適切な修学指導をすることが可能となっている。問題があれば、直接教員が指導や助言を行っている。学生の7割以上は指導教員を知っているが、学年が下がるほどその割合が低い。教員のオフィスアワーの学生への周知は、ホームページや学内掲示等により行っているが、周知度は低く、一層の努力が必要である。

観点7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

すべての学部学生・大学院生は年に1, 2回開催される全学会議に出席し、学習環境等に関して意見を述べることができる【資料7-1-3-A】。学生の代表が教務企画委員会に出席し、意見を述べる【資料7-1-3-B】。学期毎に授業改善のためのアンケートを実施し、授業の難易度、触発度、教員の説明の仕方など、14項目について調査を行うとともに、自由記述欄を設け、授業に対する要望の把握に努めている【別添資料7-10】。教育創造センターにおいて、学生の実状をモニターし大学の支援システムの充実のため、学生の学びと生活の実態を系統的に把握できるよう「『生活と学びの支援』に関する調査」を平成17年度より開始した【別添資料7-11】。附属図書館内に学生購入希望図書申込書を常備し、学生の要望に応えている【別添資料7-12】。卒業生に向けて大学教育改善アンケートを実施し、教育内容・シラバス等の改善に役立っている【別添資料7-13】。

【資料7-1-3-A】「愛知教育大学全学会議規程」(ライブラリ学内規程集より)

(目的)

第2条 全学会議は、愛知教育大学憲章を踏まえ、学生を含むすべての構成員が、教育研究の一層の充実に資するため協議することを目的とする。

【資料7-1-3-B】「愛知教育大学教務企画委員会規程」(ライブラリ学内規程集より)

(学生の参加)

第9条 学生の代表は、委員会に出席して意見を述べるができる。ただし、委員長は審議事項により学生の参加を制限することができる。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関しては、学生のニーズを把握するために全学会議・教務企画委員会等において意見聴取を行うなど、様々な取組がなされている。さらに「生活と学びの支援」のための調査を系統的に行い、学生のニーズと結びつた支援システムの充実を図っている。

観点7-1-4： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点7-1-5： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。)への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到係る状況】

留学生に対しては、原則として専門分野チューター及び日本語チューターを配置するチームチューター制を導入している。専門分野チューターは、留学生の専攻する分野に関連のある学生が指導教員の指導の下に専門分野における学習・研究の支援をしている。日本語チューターは、日本語教育を専攻する学生が指導教員の指導の下に担当し、留学生の生活に必要な支援をしている【別添資料7-14~7-15】。

聴覚障害学生に対しては、ノートテイク・手話通訳による講義の情報保障の他、各種ガイダンスにおける情報保障の支援を行っている【別添資料7-16】。

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対するチューター制度においては、毎月チューター報告書が国際交流係に提出されるとともに、国際交流委員会にその活動が報告されている。来日後間もなく、日本語能力が十分でない留学生にとって、本制度は極めて重要な役割を果たすと同時に、活動する日本人学生にとっても異文化理解や専門分野への学習意欲を高める機会

となっている。また、障害のある学生への支援体制については、介助を行う学生を配置して情報の保障に努めており、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援は適切に行われている。

観点7-2-1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

第一共通棟（講義室）に自習室が2室整備されている。また附属図書館の閲覧カウンターで申し込みをすれば、館内の演習室が、授業で使用される時間以外、グループ討論室として利用可能である。また、学生支援課で所定の手続きを行えば、大学会館の集会室・和室がグループ討論用に利用できる【別添資料7-17】。第一共通棟に情報コンセントが設置された教室が8室あり、授業時間以外は自主的学習のために利用できる【別添資料7-18～7-19】。また、その利用可能な時間がホームページ上で閲覧可能である【資料5-2-3-C】。附属図書館のロビーに情報アドバイザーを配置して、学生の情報リテラシー向上のためのアドバイスを行っている【別添資料7-20】。附属図書館は平日が9:00から21:45まで、土曜日・日曜日・祝日は11:00から16:45まで利用可能である。学内者の入館者数は月平均で延べ2万人に達し、自主的学習のために有効に利用されている【資料5-2-3-A】、【資料7-2-1-A】。

【資料7-2-1-A】「附属図書館入館者数（玄関）」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
平成16年度	19,708	24,072	26,697	27,754	9,776	26,104	20,814	24,252
平成17年度	23,284	24,679	33,472	31,996	7,663	6,924	14,433	19,712
平成18年度	19,147	23,818	28,903	38,840	0	0	19,923	20,493

12月	1月	2月	3月	計（学内者 / 一般市民）
18,835	18,460	18,584	4,548	239,604 (237,891 / 1,713)
17,715	17,986	25,106	11,125	234,095 (231,854 / 2,241)
18,362	16,742	15,300	4,375	205,903 (203,849 / 2,054)

（注）平成18年度の8月、9月は耐震工事のため休館

【分析結果とその根拠理由】

平成17年度、第一共通棟に自習室が設置されるとともに、棟全体に空調設備が完備され、自主的学習環境は整っている。また、附属図書館及び情報コンセントが設置された教室はいずれも利用者が多く、有効に利用されている。

観点7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

毎年4月学生支援課より発行される「課外活動団体クラブ紹介」の中で、課外活動団体の紹介と実績の報告を行っている【別添資料7-21】。更に、ホームページ上でも課外活動団体と課外活動の活動状況閲覧することが可能である。ボランティア活動についてはボランティア関係専用掲示板を設けて随時紹介を行っている。学内には課外

活動施設としてクラブハウス、文化系サークル棟、学生合宿所等が設置されている【別添資料7-21】。また、研修施設が学外の2箇所に設置されている【別添資料7-22】。課外活動のために学内の施設の開放及び物品の貸し出しを行っている【別添資料7-23】。愛知教育大学教育研究基金による学生支援事業として課外活動等支援及び学生表彰該当者等への報奨金の給付を行っている【別添資料7-24～7-25】。

【分析結果とその根拠理由】

紹介誌・ホームページによる課外活動団体及び課外活動の広報、施設の使用許可や物品の貸し出しなど様々な支援を行っている。また、学生支援課に課外活動団体等の専用窓口を用意し、学生からの相談に迅速に応じることができる体制をとっており、課外活動に対する支援は適切に行われている。

観点7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点到に係る状況】

保健環境センターは、全学生を対象に毎年3月下旬から4月上旬に定期健康診断を行っている。定期健康診断時に特に申し出のあった学生については、医師が更に詳しく話を聞き、必要と判断された学生に対しては事後指導あるいは医療機関への紹介を行っている。健康相談のほか、学生生活等に関する悩みの相談も保健環境センターに学生相談窓口を用意し、関係相談窓口と連携を図りながら随時相談に応じている【別添資料7-26】。

ハラスメント相談窓口を設置して、セクシュアル・ハラスメントを始め、あらゆるハラスメントに対応できる体制をとっている【別添資料7-27～7-29】。

進路に関しては、キャリア支援課に専任の職員を配置し、常時学生の相談に応じている。また、教員就職希望者に対しては教員就職相談員を一定期間雇用し、幅広い指導・相談を行っている。更に、企業就職希望者に対しては、キャリア・カウンセラーの資格を持つ相談員を一定期間雇用し、実践的な指導を行っている【別添資料7-30】。

【分析結果とその根拠理由】

学生の健康、生活、進路、各種ハラスメントに関しては相談・助言体制が整備され、関連部署との連携の下、組織的に運営されている。また、身体的健康相談は年間600件以上、精神的健康相談は500件以上、学生が生活していく上で生じる悩みに対する相談については面接（電話面接を含む）を年間100回以上行っている。これらのことから、相談・助言体制は十分に機能している。

観点7-3-2： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到に係る状況】

全ての学部学生・大学院生は年に1,2回開催される全学会議に出席し、生活環境等に関して意見を述べることができる【資料7-1-3-A】。学生の代表は学生支援委員会に出席し、意見を述べるができる【資料7-3-2-A】。学生寮・学生自治会及び生活協同組合等の学生の生活の関わる団体の役員と意見交換の場を設けている【別添資料7-31】。サークルリーダーシップセミナーにおいて課外活動の充実等について意見交換を行っている。学生生活の充実と改善を目的として全学生を対象に大学生生活実態調査を定期的実施している【別添資料7-9】。また、卒業生に向けて大学教育改善アンケートを実施し、学生生活の改善に役立てている【別添資料7-13】。

【資料7-3-2-A】「愛知教育大学学生支援委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

（学生の参加）

第9条 学生の代表は、委員会に出席し意見を述べることができる。ただし、委員長は審議事項により学生の参加を制限することができる。

【分析結果とその根拠理由】

全学会議及び学生支援委員会に学生が参加できる機会を設け、意見聴取を行っている。また、学生寮、福利厚生、学生自治会、課外活動団体についても意見交換の場を用意している。更に、在 student と卒業生の両方に学生生活のアンケート調査を実施して学生の意識や希望の把握に努めており、生活支援等に関する学生のニーズは適切に把握している。

観点 7 - 3 - 3 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

【観点に係る状況】

留学生に対しては、専門分野チューター及び日本語チューターを配置して学習・生活支援を行う制度を設けている【別添資料7-14～7-15】。また、保健環境センターにおいて専門医による留学生健康相談を行っている【別添資料7-32】。学内に国際交流会館を設置し、住居の安定確保と宿舍経費の負担軽減を図っている。

愛知教育大学教育研究基金による外国人留学生受入事業として留学生に奨学金を給付している【別添資料7-25】。

肢体不自由学生に対しては、車椅子や義足歩行による学内移動が困難な場合に介助を担当する学生を配置している。また、身体障害者用の駐車場を数ヶ所設置している他、スロープやエレベーターの設置を進めている【別添資料7-16】。

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対してはチームチューター制度の下にきめ細かい支援を行っている。また、障害のある学生に対しては移動の介助支援を行うとともに、学内施設のバリアフリー化を進めている。これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等は適切に行われている。

観点 7 - 3 - 4 : 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学部学生、大学院生及び特別専攻科の学生に対し、日本学生支援機構の制度に基づいて奨学金を貸与している【別添資料7-33】。前記の学生及び附属学校（高等学校・特別支援学校・幼稚園）の児童・生徒に対して授業料免除及び入学金免除を行っている【別添資料7-34～7-37】。愛知教育大学教育研究基金の一部を学生の修学を支援する事業（留学支援事業）に充てている【別添資料7-25】。学内に学生寮として男子居室棟が2棟、女子居室棟が3棟設置されている。学生支援課では大学周辺の下宿の提供者を登録し、常時希望者に物件の紹介を行っている。学生アルバイト情報ネットワークの求人情報提供サイトを利用してアルバイトの紹介を行っている【別添資料7-37】。

【分析結果とその根拠理由】

学力基準及び家計基準を満たす者で、奨学金を必要とする者全員に奨学金の貸与（給付）を実現するという目標が平成15年度以降はほぼ達成されている。また、平成16年度に行った授業料免除制度の改定により、基準を満たす者全員に対して免除の許可が可能となっている。更に、平成16年度に行った入学料免除制度の改定により、従来の全額・半額に加え一部免除を認め、幅広い支援が可能となっている。これらのことから、学生の経済面の援助は適切に行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・平成18年7月、入学時から卒業時までの進路支援を計画的・継続的に実施していくことを目的としてキャリア支援課を設置した。主な支援内容の1つに学生の自立性の育成を掲げ、学生が4年間を通じて主体的に目標を設定できるように、キャリアセミナー・キャリアガイダンスを開催するとともに、社会人との対話型啓発セミナーを実施して、低学年からキャリアの成熟を促進する機会を設けている。
- ・平成17年10月、安定した教育・研究環境を整備する目的で教育研究基金制度を創設し、その基金の一部を留学支援事業、課外活動支援事業、学生への報奨金給付等に充てている。
- ・平成16年度、法人化に伴い、従来の授業料免除制度を改定し、全額・半額に加え一部免除も認めることとした。その結果、免除を希望し基準に該当する者全員を支援することが可能となった。また、積算された免除可能額に1人分の調整額を加えることにより、免除可能額を超える免除が可能となった。更に、学校種毎の選考を基本とすることにより、附属学校の生徒に対して安定した修学環境を確保することが可能となった。

【改善を要する点】

- ・学習支援に関わるオフィスアワーが、一層活用されるための創意工夫が必要である。
- ・課外活動に関しては、利用施設の老朽化が進行しているにもかかわらず修繕が追いつかない状況にある。また、課外活動での貸出物品も慢性的に不足している。

（3）基準7の自己評価の概要

本学は教員養成大学であり、取得免許状との関係からカリキュラムがかなり複雑になっている。そのため教務課職員による全体ガイダンスと教員による選修・専攻・コース等別ガイダンスの2種類を実施して、教育課程と履修方法の説明を行っている。

専攻・コース等別に指導教員制度を設けて、修学・学生生活・進路変更等の相談に応じている。また、すべての専任教員についてオフィスアワーを設定し、授業上の相談・研究の助言等に対応している。

学習支援及び生活支援については、全学会議等に学生が出席して発言できる機会を設けるとともに、学生との意見交換の場を用意してニーズの把握に努めている。また、在学生と卒業生の両方にアンケート調査を実施して支援の改善に役立てている。

特別な支援を行うことが必要と考えられる者として、留学生に対しては、専門分野チューター及び日本語チューターを配置して、専門分野における学習・研究の支援及び日本語学習の支援を行っている。生活面においては、日本語チューターがきめ細かい支援を行うとともに、構内に国際交流会館を設置して、住居の安定確保と宿舍経費の負担軽減を図っている。また、視聴覚障害者に対しては、ノートテイク・手話通訳による講義等の情報の保障に努めている。更に、肢体不自由学生に対しては、介助を行う学生を配置するとともに、学内施設のバリアフリー化を

進めている。

第一共通棟において自習室の整備，情報コンセント・空調設備の設置が進んでおり，自主的学習環境は整いつつある。附属図書館及び情報コンセントが設置された部屋はいずれも利用者が多く，有効に利用されている。

課外活動団体及び課外活動については紹介誌・ホームページを通じて広報に努めている。また，学内に課外活動施設としてクラブハウス，文化系サークル棟，学生合宿所等が設置されている。

全学生を対象に毎年3月下旬から4月上旬に定期健康診断を行い，必要と判断された学生に対して事後指導を行っている。一年を通じ，学生からの希望に応じて健康相談を行っている。保健環境センターに学生相談窓口を用意して，学生生活等に関するあらゆる相談に応じている。ハラスメント相談窓口を設置して，あらゆるハラスメントに対応できる体制をとっている。進路に関しては，キャリア支援課に専任の職員を配置して常時学生の相談に応じている。また，一定期間就職相談員を雇用して，実践的な指導・助言を行っている。

学生の経済面での援助に関しては，日本学生支援機構の制度に基づいて奨学金を貸与するとともに，授業料免除及び入学料免除を行っている。構内に学生寮として男子居室棟が2棟，女子居室棟が3棟設置されている。学生支援課において下宿及びアルバイトの紹介を行っている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8 - 1 - 1 : 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

(土地・校舎面積)

校地は、【資料8-1-1-A】に示すとおり学部収容定員3,500人、大学院収容定員300人であり、大学設置基準第37条の11倍（113.3m²/人）の面積を有している。校舎面積も設置基準第37条の2の約4倍となっている。講義用には第一・第二共通棟44室が整備され、第一共通棟には情報コンセント【資料5-2-3-C】を装備した講義室、自学自習のための自習室【資料5-2-3-B】や快適な学習空間にするためのリフレッシュスペース・ウッドデッキを完備している。附属図書館【資料5-2-2-A】は蔵書数約68万冊の文献資料を備え、平日は夜10時まで、また土日祝日も開館している【別添資料1-3】。

(施設・設備)

本学の学習拠点としての附属図書館を初め、教育課程の運営に関する総合的分析を行う教育創造センター、教育実践及び教育臨床研究を行う教育実践総合センター、学内共同利用施設の情報処理センター、障害児の治療教育に関する障害児治療教育センター、放射性同位元素が利用できるアイソトープ実験施設、教職員の健康管理及び学内環境整備・充実のための保健環境センター、自然観察実習園、福利厚生施設等については独立した建物として整備している。また日本陸上競技連盟公認陸上競技場、日本水泳連盟公認プール、第一・第二体育館、野球場、サッカーコート、ラグビーコート、ハンドボールコート、武道場、クラブハウスなどの体育施設【別添資料1-4】が整備されている。また、車通学の学生の便を図るため、障害者用駐車スペースを含め、約1200台の駐車場も整備されている。

(講義室等)

講義室等施設の状況については【資料8-1-1-B】に示すとおりで、通常の講義以外にも課外活動や各種セミナー（就職ガイダンス等）においても利用しており稼働率は高いものとなっている。各教科教育に応じた実験・実習室、演習室、ピアノ練習室など【別添資料1-4】、各棟に研究室も含め適切に整備されている。また、ガラス・陶芸・鍍金・漆芸・織物工房など本学の特色ある施設も整備されている【同上、別添資料1-4】。

一方、年次別耐震補強計画（案）【別添資料8-1】で各施設の耐震補強をはじめ、各附属学校の耐震補強整備を計画している。平成18年度は第二体育館及び附属屋の耐震補強改修を行った。耐震化率は、平成19年度末で50%であり、平成19年度末には66%になる予定である。

バリアフリー対策としては、各建物へ車椅子での入館を可能とするスロープの整備の他、第一・第二共通棟をはじめ主たる建物にエレベータを設置している。平成19年には附属名古屋中学校にも設置を計画している。

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備は、大学設置基準を十分に満たしており、図書館、学内LAN、保健環境センターほか講義室、研究室、実験・実習室、演習室などが適切に整備されている。また、自然観察実習園・農園など恵まれた自然環境を利用し、各種実習（附属幼稚園、幼児教育、生活科、理科教育、技術教育、保健体育など）を実施している。

【資料8-1-1-A】「土地・建物」

(平成18年5月1日現在) (㎡)

区 分	刈谷地区			名古屋地区	岡崎地区	福利厚生 & 研修施設	艇庫	合 計
	大 学	附属高校	職員住宅					
土 地	432,820	40,000	15,316	55,228	85,745	9,394	837	639,340
校 舎	45,504	6,647		11,124	11,265			74,540
講 堂	2,888							2,888
図 書 館	5,879							5,879
体 育 館	4,517	2,096		2,833	2,792			12,238
教育実践総合センター	2,364							2,364
障害児治療教育センター	2,080							2,080
保健環境センター	484							484
福 利 厚 生 施 設	5,394					863	260	6,517
学生寮・国際交流会館	5,992							5,992
管 理 そ の 他	6,639	423		2,230	3,040	15		12,347
住 宅			5,864		718			6,582
合 計	81,741	9,166	5,864	16,187	17,815	878	260	131,911

【資料8-1-1-B】「施設配置状況」

(平成19年5月1日現在)

区 分	講義室	研究室	実験室	実習室	演習室	ゼミ室	その他	計
第一・第二共通棟	44						7	51
人文・情報棟		26	12	2	3		8	51
第一人文棟		74	6	2	12		49	143
第二人文棟		39			11		17	67
障害児教育棟	1	9	6		4		28	48
自然科学棟		64	92	2		3	68	229
演習室棟		2	3		13	2	3	23
美術・技術・家政棟等	3	40	11	13	7		64	138
音楽棟	5	11			4		56	76
保健体育棟・養護教育棟	3	37	5	5	8		18	76
合 計	56	302	135	24	62	5	318	902

課外活動及び体育施設等も充実し、多岐にわたる学生の活動を支援している。更に、施設マネジメント体制が適切に敷かれ、有効に活用し、維持管理されている。バリアフリー対策としては、スロープの施設や、エレベータの設置などが適切に行われている。

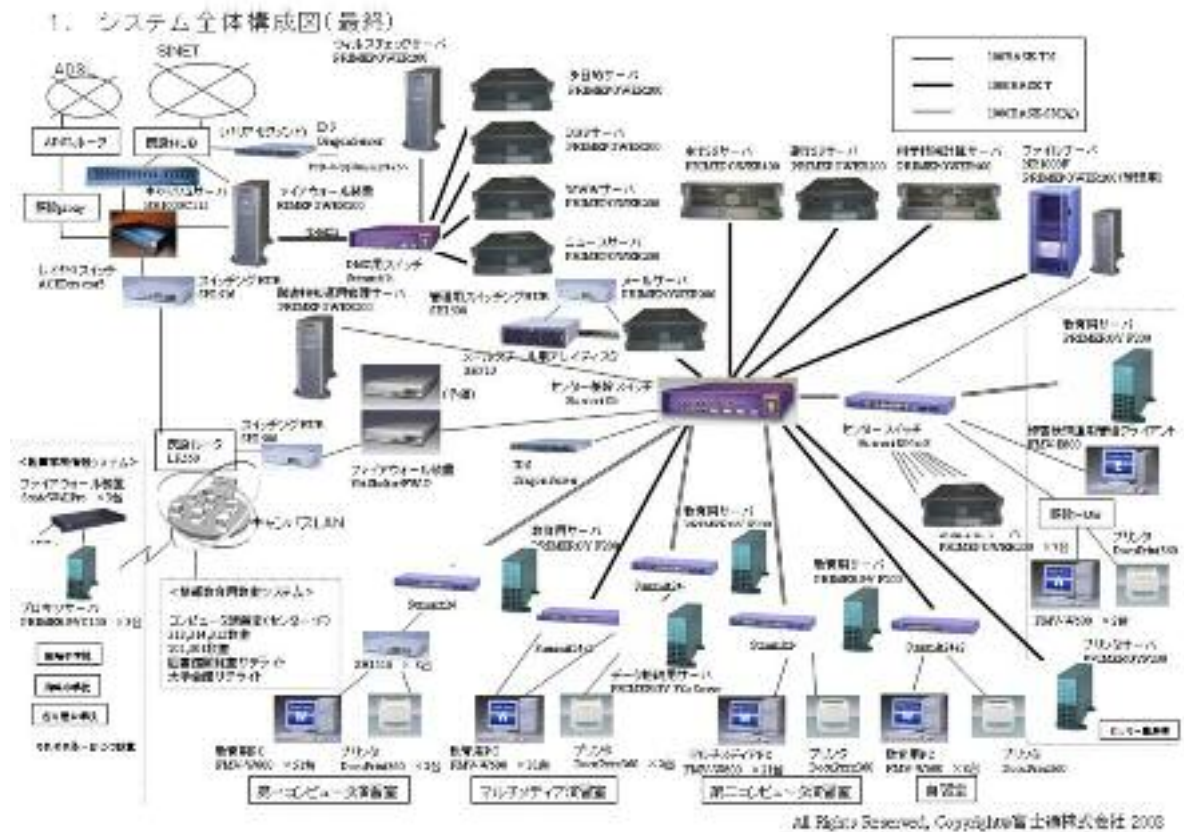
観点 8 - 1 - 2 : 教育内容, 方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され, 有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

(ネットワーク整備状況)

情報ネットワークのシステムについては、【資料8-1-2-A】の通りである。また、一般情報教育用設備はホームページ【別添資料8-2】に示される通りである。

【資料 8-1-2-A】情報ネットワークシステム構成図



(ネットワーク利用状況)

学生は全員ノートパソコンを有し、また学生・教職員のニーズを満たすため有線及び無線ブロードバンド【別添資料8-3】を平成18年6月より整備している。情報処理センターにあるPCの利用【別添資料8-4】，大学の情報コンセントを使ってノートPCの接続【別添資料7-19】，研究室でのPCの設置，ホームページ【別添資料1-4】，教員向け【別添資料8-5】，など利便性を図っている。また，留学生のための学内LANの利用方法(English)のマニュアル【別添資料8-6】を作成し，附属図書館では学生の情報リテラシー向上のアドバイスも行っている【別添資料7-21】。各種利用申請によりユーザーフレンドリーな対応を行っている。

また，平成14年3月に設置した情報処理センターのサーバー機も平成20年3月には更新予定であり，教育・研

究の利便の向上に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

ネットワークについては、上記の状況に示すとおり、時代にマッチした整備が行われ、有効に活用されている。

観点 8 - 1 - 3 : 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点到に係る状況】

本学では、施設の有効活用を目的として「国立大学法人愛知教育大学施設の有効活用に関する規程」【別添資料8-7】及び「国立大学法人愛知教育大学共同利用スペース使用要項」【別添資料8-8】を定めている。また、地球環境保全を目指し、環境報告書2006（ホームページ【別添資料1-4】、<http://www.aichi-edu.ac.jp/shokai/johokokai/kankyoreport.html>）を刊行した。学内の各施設については、運用規程等を定めこれらの利用等については新入生ガイダンス時に説明するとともに、教職員に対しても運用や利用案内について、ホームページやリーフレット等の配布等で周知している【別添資料1-3~1-4】。

年次別耐震補強計画（案）に基づき、平成17年度に共通講義棟耐震改修を行い、その際、自己財源により、リフレッシュ・デッキの追加、屋外通路の屋内廊下化、AV機器等の大幅増設など、教育環境のさらなる向上を図った。平成18年度には、附属図書館、第二体育館、体育館附属屋の耐震補強・改修を行った。また、地域の文化・スポーツ向上や交流を目指して施設の一部開放も行っている（ホームページ【別添資料1-4】<http://www.aichi-edu.ac.jp/shisetsu/kaiho.html>）。

なお、平成17年度業務実績報告書【別添資料1-4】http://www.aichiedu.ac.jp/shokai/johokokai/H17_jissek_i_houkoku.pdfには入構許可証発行手数料を基にした駐車場整備とキャンパスアメニティの形成維持、アスベスト除去などの報告がなされている。

【分析結果とその根拠理由】

各施設・設備について運用規程や方針及び手引きが作成され、ホームページで公表・ダウンロードでき、構成員に周知されている。また、学内の環境保全のための施策を講じ、学生、教員及び職員のキャンパスアメニティのためのマナーの向上を図っている。

観点 8 - 2 - 1 : 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

（図書館関係）

現在、本学には約68万冊の図書、逐次刊行物約10,000誌、電子ジャーナル約3,600誌、その他視聴覚資料、教科書や万葉文庫を始めとする各種コレクション類を収集所蔵し、本学学生、教職員及び社会人等学内外の利用に供している。特に、共通科目図書コーナー・児童書コーナー・世界の教科書図書収集と展示により、特色あるサービスを提供している。また、学生図書充実のために、学生授業料収入の1%を目標に年次計画で予算化を図り、整備している。

更に、電子ジャーナルは、学内共通経費で予算を確保し、教育系大学とのコンソーシアムのもとで、必要な提供誌を確保し、学術環境の整備に努めている。電子ジャーナルの利用度は増加しており、学内の学術情報基盤と

して重要な役割を果たしている。

(視聴覚資料関係)

学習教材として使用するものから教養関係まで、また媒体別には、ビデオ、CD、LD、DVD、マイクロフィルムなど幅広く収集している (<http://www.auelib.aichi-edu.ac.jp/>)。これらの利用のための仕組みとして図書館内に視聴覚ブース、視聴覚可能な演習室等を整備し、ゼミ等での使用も含め利用に供している。このように、図書館として豊かで利用者の役に立つ蔵書構築を目指すことを基本とし、シラバス掲載資料や授業に必要な参考資料等、日常的な学習環境の整備のために必要なものについては、選択的・集中的に購入を図っている。

(利用状況)

これらの図書資料の利用は、平成17年度は、年間貸出冊数約53,000冊にのぼり、学生一人あたりの貸出冊数は12.3冊である。利用者の多様な資料要求に応えるためには、単館でのサービスでは限界があるため、全国の大学と資料提供面で相互協力をしている。本学でも、自前で必要な資料を収集提供することとしているが、不足部分に関しては、相互協力のシステムを通じて利用者の要求に応えている。平成18年度実績として、図書資料の貸借では、本学から貸し出し418冊、本学の借り受け226冊である。また、論文等の複写サービスでは、本学の受け付け1,555件、本学から依頼1,403件という状況である。

このほか、蔵書検索においては、パソコンからのアクセスに加え、平成17年度から携帯電話からも検索(ホームページ【別添資料1-4】<http://osirabe.net/jip/aichi-edu/>)できるよう利用者の便宜をはかっている。

【分析結果とその根拠理由】

平成17年度の年間貸出冊数は約53,000冊であるが、「平成16年度大学図書館実態調査」によると、国立単科大学1館平均貸出冊数は約31,000冊となっており、図書館の利用に関しては、貸出冊数の点などから概ね良好な状態に維持されている。

また、「日本の図書館2004」によると、教育系大学の蔵書数(2003年度調査)では、北海道教育大学、東京学芸大学、大阪教育大学について、本学は第4位である。雑誌数では北海道教育大学、東京学芸大学について、本学は第3位である。このように蔵書・雑誌についても十分な量を有しているといえる。電子ジャーナルについては、学内共通経費かにより予算を確保し、重要な学術情報基盤として位置づけている。

講義等指定の参考書をはじめ、教育課程で必要とされる図書の収集や、本学出版会の展示コーナーの設置など特色ある図書館サービスを提供しているが、今後更に学生図書充実のために、学生授業料収入の1%を目標に年次計画で予算化を図り、整備することとしている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・本学は単科大学でありながら校地、校舎は大学設置基準をはるかに上回り、施設・設備も十分整備され、一般開放なども含めて活用されている。恵まれた自然環境を利用し、自然観察園を中心に、環境学習も盛んである。課外及び体育施設等も充実し、多岐にわたる学生の活動を十分に支援している。学内環境保全のための施策を講じ、建物内の全面禁煙と屋外での喫煙場所の指定、学生教職員によるキャンパス・クリーンディ、放置自転車を再生したキャンパス・ライドなど、創意工夫を活かした学生、教員及び職員のキャンパスアメニティのためのマナーの向上を図っている。バリアフリー対策も積極的に行っている。
- ・学内ネットワークは時代にマッチした整備が行われ、有効に利用されている。情報処理センターのサーバー機も平成20年3月には更新予定であり、教育・研究の利便に関し一層の向上に努めている。

- ・図書関係は、全般的な図書館の利用に関しては、貸出冊数の点などから概ね良好な状態に維持され、教育課程に必要な図書・雑誌の提供については、ほぼ学生の期待に沿うものとなっている。蔵書検索においては、平成17年度から携帯電話からも検索できるよう利用者の便宜をはかっている。また、学生図書充実のために、学生授業料収入の1%を目標に年次計画で予算化を図り、整備している。

【改善を要する点】

- ・耐震強度の脆弱な建物が平成19年度工事後においても3割強残っており、これらの建物の耐震補強が緊急の課題である。年次別耐震補強計画（案）を策定し、各施設の耐震補強をはじめ、各附属学校の耐震補強整備などを計画中である。

（3）基準8の自己評価の概要

校地、校舎は大学設置基準をはるかに上回り、施設・設備も十分整備され、学部収容定員3,500人の大学としては十分な校地や施設を有している。講義室等施設の利用状況については、通常の講義以外にも課外活動（クラブ・サークル）や各種セミナーにおいても利用しており稼働率の高いものとなっている。また、キャンパス・マスタープランにより、耐震改修を行い、その際、自己財源により、リフレッシュ・デッキの追加、屋外通路の屋内廊下化、AV機器等の大幅増設など、教育環境のさらなる向上を図っている。

施設・設備の整備については、研究棟・講義棟・グランド等に加え、学内LANの敷設や実験・実習室等の整備がきめ細やかに行われ、有効に活用されている。また、地域の文化・スポーツ向上や交流を目指して施設の一部開放も行っており、更には、恵まれた自然環境を利用した各種実習を実施している。また、課外及び体育施設等も充実し、多岐にわたる学生の活動を十分に支援している。これら各施設・設備についての運用規程や方針等が明確に定められ、ホームページや冊子で公表されており、構成員に周知されていると判断する。

学内LANは、600MBの光ケーブルで結んだATMネットワークが整備されている。また、情報処理センターでは、学生、教職員への各種利用申請により、ユーザーフレンドリーなサービスを行っており、学生は全員がノートパソコンを有し、理数系だけでなく文化系、芸術・体育系等の授業での利用も多く、また、学生の自主利用も活発である。

図書・学術雑誌・視聴覚資料の収集・整備については、附属図書館長（理事が兼務）の下に附属図書館委員会を置き、方針の策定や実施にあたり、その利用状況からも有効に活用されていると言える。蔵書検索においては、平成17年度から携帯電話からも検索できるよう利用者の便宜を図り、学生図書充実のために、学生授業料収入の1%を目標に年次計画で予算化を進めている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

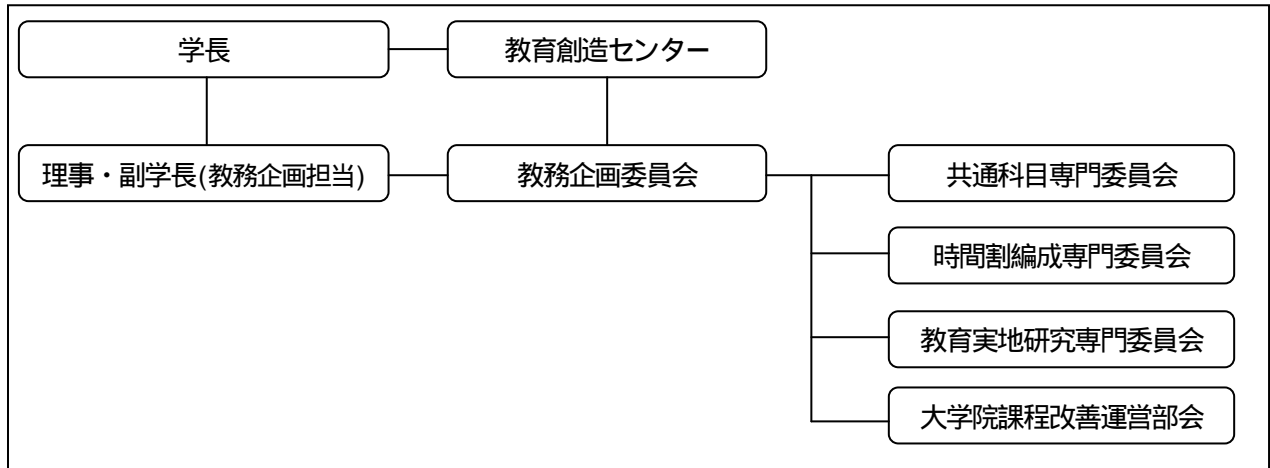
(1) 観点ごとの分析

観点 9 - 1 - 1 : 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育の状況の活動実態を把握する組織は、下図【資料9-1-1-A】のように教育創造センター、教務企画委員会があり【別添資料9-1～9-6】、これらの事務を教務課が担当している。これらの組織で、授業時間割【別添資料9-7】、授業シラバス【別添資料9-8】、卒業・修了・留年者数及び単位認定に関する資料【別添資料9-9】、教育実習参加状況【別添資料9-10】、学位・免許・資格の取得状況【別添資料6-9】、学生の授業評価結果等【別添資料9-11】の資料・データ等を収集・蓄積しており、大学として常に把握できる体制にある。

【資料 9-1-1-A】「教育状況の資料収集・蓄積を行う組織体制」



【分析結果とその根拠理由】

教育活動の実態を量的ならびに質的に示すデータ・資料の収集・蓄積は適切に行われている。

観点 9 - 1 - 2 : 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】

本学では、平成12年度から、「共通科目の授業改善のための調査」（学生による授業評価）を行い、その結果から、共通科目の問題点を洗い出し、改善点を明らかにしてきた。当初、共通科目委員会を中心にアンケート結果を分析し、交流誌【別添資料9-12】に掲載するとともに、『パイディア』【別添資料9-13】を学生に配布し（平成13年年4月～17年3月）、平成19年度からはホームページ上に公開することとしている。全教員に授業改善課題を一層浸透させるため、平成15年度からアンケートを授業グループごとに集約・分析し、改善策を検討する方式に改めた。また、平成15年度には、学生に対して「成績評価に関する調査」を行い、成績評価に対する学生の声を知らせるために、「授業の成績評価に関する学生調査報告」【別添資料9-14】がまとめられ、全学に配布された。

平成17年度からは、教育創造センターを中心に、すべての授業について3年サイクルで「学生による授業アンケート」を行う計画で、現在最終年度分を実施している【別添資料9-15】。同一授業につき、ほぼ同一内容で8週目と14週目の2度アンケートを行い、8週目の結果を担当教員に素早くフィードバックすることで、即座に改善できる事項に対応できる。この結果、14週目の評価で改善した例が少なからず見られる【資料9-1-2-A】。匿名アンケートゆえの学生の無責任な記述のため、アンケート結果に対する一部教員の不信感も存在するが、概ね授業改善につながっている。

各教員は、成績評価を提出する時に、学生による授業アンケート結果をふまえて、授業改善策も含めた自己評価書を提出することになっており、授業内で改善した点や今後の改善策を具体的に記述することで、授業改善の意識向上をはかっている【別添資料9-16】。さらに、教育創造センターで自己評価書の内容を整理して学内に公表することで、授業改善のアイデア等を教員間で共有できる【資料9-1-2-B】。

また、教務企画委員会と学生支援委員会に、学部生・大学院生代表の参加を認めている【資料9-1-2-C】。カリキュラム及び授業の改善や学生生活の支援に関して、審議過程も含めて学生・大学院生代表が直接知ることができる仕組みを設けるとともに、会議での発言の保障により、学生の意見が反映されやすい仕組みをつくっている。全学集会でも学生の発言権が保障されており、学生の要望を聞く多様なルートが確保されている。

その他、「生活と学びに関する調査」【別添資料7-11】で、大学への満足度や大学への要望なども聴取している。また、退学者のデータを分析することで、「物言わぬ学生」の声を、教育の質や教育体制の改善に活かそうとしてきた【別添資料9-17】。

【資料9-1-2-A】「学生による授業アンケートの改善例」（教育創造センターホームページより作成）

	17年度 前期 8週	17年度 前期 14週	17年度 後期 8週	17年度 後期 14週	18年度 前期 8週	18年度 前期 14週	18年度 後期 8週	18年度 後期 14週
この授業で新しい考え方や知識が身についた	69.7	78.7	77.9	83.4	80.5	83.1	82.1	85.8
授業に触発されて自分で考えたり調べたりする	28.6	41	30.4	43.4	41.9	48.6	42.8	52.5
教員とのコミュニケーションはうまくとれている	38.0	43.2	42.8	47.2	46.8	51.0	49.1	53.2
授業1回あたりの自宅学習時間が1時間以上	11.4	14.7	12.9	15.9	33.5	36.8	31.8	36.9

肯定的な回答をした割合 詳細は<http://www.cue.aichi-edu.ac.jp/>の報告書・資料参照

【資料9-1-2-B】「教員の自己評価書での改善例」（教育創造センターホームページより）

改善した事例の一部（詳細は<http://www.cue.aichi-edu.ac.jp/>の報告書・資料参照）

- ・早口にならないように注意した。
- ・8週目アンケートの指摘を受け、冒頭に前週の概要にふれるようにした。
- ・レポート課題等を出すようにし後半は授業時間外学習が増えた。
- ・講義中心から学生の活動を取り入れた授業スタイルに変更。

- ・「特殊な例で現場に役に立たない」と指摘されたので、経験談や関連図書の紹介をするようにした。
- ・授業の後半で、現場のことを話題にするとコミュニケーションが活発になった。

【資料9-1-2-C】「学生参加条項のある規定」（ライブラリ学内規程集より）

愛知教育大学教務企画委員会規程	
	（ 2004年4月1日 規 程 第 40 号 ）
（学生の参加）	
第9条 学生の代表は、委員会に出席し意見を述べるができる。ただし、委員長は審議事項により学生の参加を制限することができる。	
.....	
愛知教育大学学生支援委員会規程	
	（ 2004年4月1日 規 程 第 41 号 ）
（学生の参加）	
第9条 学生の代表は、委員会に出席し意見を述べることができる。ただし、委員長は審議事項により学生の参加を制限することができる。	
（学生の参加制限は、個々の学生のプライバシー等に関わる議題・報告の場合である）	

【分析結果とその根拠理由】

学生からの意見聴取は、「授業アンケート」、「生活と学びに関するアンケート」、「教務企画委員会への学生参加」、「全学会議における学生の発言の保障」等によって、多元的に行われている。

これらの学生の意見を授業改善に生かすため、授業期間内に授業改善が行えるようアンケートの取り方を工夫したり、アンケート結果と成績評価結果に基づいて各教員の自己評価書の提出を求めたり、FDやホームページ上で授業改善のアイデアを教員間で共有する仕組みを設けたりするなど、学生からの意見を個々の教員及び全学で教育改善に活かす様々なシステムが構築されており、一定の成果もあがっている。

授業アンケートの回収率は高いが、自己評価書の提出率はそれを若干下回っている。今後、回収率・提出率のさらなる向上と、アンケート内容やアンケートの収集の仕方の一層の改善が必要である。

【資料9-1-2-D】「アンケート回収率、及び自己評価書提出率」

	17年度 前 期 8 週目	17年度 前 期 14週目	17年度 後 期 8 週目	17年度 後 期 14週目	18年度 前 期 8 週目	18年度 前 期 14週目	18年度 後 期 8 週目	18年度 後 期 14週目
学生授業アンケート回収率	92%	90%	96%	87%	82%	80%	90%	83%
自己評価書提出率	88%		66%		83%		71%	

観点 9 - 1 - 3 : 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

後援会総会(学生保護者の会、毎年5月)、愛知県内教育関係者懇談会(毎年6月)、及び愛知教育大学・愛知県内教育委員会地域教育連携推進協議会(毎年11~12月)をそれぞれ年1回ずつ開催しており、保護者、教育行政・学校現場サイドからの意見・要望を聴取し、必要な場合には理事を通じて各種委員会に報告・検討され、改善に役立っている【別添資料6-16~6-19】。この成果例として、教育委員会等の要望を受け、審議の上、初等教育教員養成課程に英語選修が設置された。また、大学として教育実習校からの意見聴取を行い、教育実習連絡指導教員及び実習生に配布している。さらに、退職校長を特任講師として招き、教育実習事前指導担当教員に対する助言や、学生に対する直接指導を依頼するなど、教育現場の意見を直接・間接に聴取する仕組みを取り入れている。

企業からの意見聴取としては、企業研究セミナーやその後の懇談会で意見交換を行っている【別添資料6-20】。これらの意見を教育課程の改善に反映するシステムの確立が今後の課題である。

平成15年度卒業生・修了生へのアンケート、及び平成18年度卒業生への「卒業生による大学教育改善アンケート」(19年3月実施)も実施され、現在、授業改善に生かすために分析中である【別添資料6-15】。

【分析結果とその根拠理由】

教員養成分野に関しては、就職先等学外関係者からの意見聴取の多様なルートが確立されており、大学の制度・カリキュラム・授業・指導方法等の改善に活かされている。企業等からの意見聴取は行われてはいるが、必ずしも十分に自己点検・評価に生かされているとは言えない状況もある。

観点 9 - 1 - 4 : 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生による評価結果や教員による自己評価書は、教授会【別添資料9-18】、FD研修会【別添資料9-19】等で報告され、教員にフィードバックされている。また、8週目の結果を授業内で学生に知らせ、最終的な評価結果や分析結果をホームページに掲載して学生も通覧することができるようにして、学生にも結果をフィードバックしている【別添資料9-15】。

教員は、8週目アンケートの結果を学生に伝えることで、改善すべき点を学生と共有するとともに、自己評価書を作成することで、意識的に授業改善に取り組むことにつながっている【資料9-1-4-A】。

カリキュラム全体の改革は、現在、教務企画委員会で検討中であるが、平成19年度からはシラバスの様式がより詳細なものに変更され、それをもとに、「シラバスを読もう」キャンペーン【別添資料9-20】が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

授業評価の結果が教育の質の向上につながるような工夫を随所で行っており、着実に向上している。ただし、FD研修会に参加する者、ホームページに積極的にアクセスする者以外には、必ずしも情報が行きわたっていない点に課題がある。また、学外からの意見聴取から選修増設などが行われたが、学生による授業評価は、個々の授業の評価を中心としており、教育課程全体の見直しにつながる評価となっていない。カリキュラム全体の学生

の意見聴取の機会を設ける必要がある。

観点 9 - 1 - 5 : 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

学生による授業アンケート及び成績評価に基づく自己評価書の提出によって、各教員の課題が明確になり、積極的に質的向上を目指している【別添資料9-21～9-22】。

また、個別的には、レスポンスカードや、授業にホームページ等を活用し、双方向型の授業を構築することで、学生の評価を逐次授業改善に活用している教員も少なからず存在している【別添資料9-21～9-22】

【分析結果とその根拠理由】

自己評価書を通じて、評価結果を授業改善や質の向上に結びつける仕組みが確立している。アンケートが定期的に行われるので、継続的な改善となることが予想される。ただし、自己評価書の未提出者等も少数あり、全教員について完全に把握するには至っていない。

観点 9 - 2 - 1 : ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

FDの実施は、「大学のFD」として位置づけ、総務課及び教育創造センターが統括し、参加者を把握している。FDでの報告・発表や出席も教員評価項目のひとつとなっている。

教員のニーズに関しては、「授業改善に役立つ情報を示してほしい」等の教員からの要望に基づいて、教員の自己点検レポートを収集し、授業改善に役立つ内容等を整理して「授業および授業評価の改善に向けて」【別添資料9-23】を作成し学内配布を行った。

最近では、「より質の高い教育の提供と自己の教授能力の向上について」（平成15.12）「認証評価について」（平成17.2）、「語学教育について」（平成17.12）「授業改善と学習支援について」（平成18.2）、「学位授与機構による認証評価について」（平成18.7）、「大学院課程充実のためのFD」（平成18.12 教務企画委員会・大学改革推進委員会共催）が開催されてきた。参加者はそれぞれ80人、95人、24人、51人、150人、79人である。そのほか、「『教科研究科目』と『総合演習』の授業改善のための全学検討集会」（42人）、Part 2「共通科目」（45人）が開催された。また、毎年春に、新任者に対する研修も行なわれている。

全学的なFDのほか、たとえば社会科教育講座で、授業公開をもとに、授業方法論のFDを開催するなど、活発な授業改善の試みが行われている。これらの教員単位ごとのFDは、教育創造センターで広報し、全学的に参加できる体制を組んでいる。

開催者側で、教育や授業改善や教育課程改善のために必要と考えたテーマを設定しているが、必ずしも参加者が多いとは言えない状況にある。ただし、参加できなかった人のために、資料等をホームページに公開している。

【分析結果とその根拠理由】

FDは、授業改善や学生指導に結びつく内容等、大学として客観的に必要と思われるテーマを選択して、体系的に行なわれ、学生や教員のニーズを十分に反映しているとはいえないまでも、概ね適切に行われている。今後

は、より多くの教員、及び学生の参加が可能になるよう一層の改善をはかっていくことが求められる。

観点 9 - 2 - 2 : ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到係る状況】

F Dは、「授業評価結果の分析結果」、「教員の自己評価書の分析結果」、「生活と学びアンケート結果の分析結果」など、授業改善に直接役立つ内容を取りあげ、たとえば「学生のニュースの視聴や新聞の購読状況などを知ることができて、今後の授業のための参考になった」など、参加した教員から、授業や指導の改善に結びつくという肯定的な意見が出されている。また、「語学教育」「教科研究科目」、「総合演習」、「共通科目」等、ポイントを絞ったテーマのF Dを多数開催している。

【分析結果とその根拠理由】

F D研修会に参加した教員からは、役に立つという意見がでていますが、参加者が必ずしも多くないため、全体として教育の質の向上や授業の改善に役立っているかどうかは明らかでない。

観点 9 - 2 - 3 : 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点到係る状況】

教務課では、窓口での学生・院生への対応や修学指導、教員からの問い合わせ・要望等を研修と位置づけている。その成果として、『履修の手引』を免許と卒業要件を中心に学生にとってわかりやすいものに改訂したり【別添資料9-24】、『機器の使い方』の説明書の発行【別添資料9-25】、教員用指導の手引き【別添資料9-26】の作成などが行われている。また、教務システムの更新時には、研修を行っている。

また、新入職員には新任者研修を行うとともに、教務課から教務・学生支援関係の全国研修や地方研修に毎年3人程度の職員を派遣している【資料9-2-3-A】。

大学としてT Aの業務の範囲の確認は行われていないが、個々の教員による指導が行われている。

【資料9-2-3-A】「教務課職員研修派遣状況」

平成16年度：中部地区係長研修(1)，大学職員セミナー(1)，東海地区国立大学法人等新人職員研修(1)
 平成17年度：東海・北陸・近畿地区学生指導研究会東海・北陸地区研修会(1)，
 全国学生指導研究集会(1)，GAKUENユーザー研修会(1)
 平成18年度：教務事務研修会(1)，東海・北陸・近畿地区学生指導研究会東海・北陸地区研修会(1)，
 インターンシップガイダンス，キャンパスウェーブ研修会(2)
 平成19年度：東海地区国立大学法人等職員基礎研修(2)

()内は派遣人数

【分析結果とその根拠理由】

教務課では、研修会への派遣のみならず、日常の業務の不断の自己点検が、さまざまな修学指導や教育支援の改善に結実している。大学を相互学習の共同体とするために、T Aの業務の範囲やあり方の情報交換も含めて、院生や上学年学生による授業支援のあり方の更なる検討を進める必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教育の質の向上や改善に必要な資料・情報を積極的・組織的に収集・蓄積・保管している。
- ・1授業で2度のアンケートを行い、セメスター途中でも、改善可能な仕組みを導入している。
- ・学生アンケート結果を受けて、教員が自己評価書を作成し、改善点を検討する仕組みになっている。
- ・共通科目において、担当グループでアンケート結果の分析と改善策を検討するようになっている。
- ・FDやホームページへの公開を通じて、アンケートの分析結果を学内で共有できるようにしている。
- ・小規模でピンポイントのFD研修会を多数開催して、授業の種類・内容に応じた情報の共有を行っている。
- ・教務課による修学指導や教員支援の不断の改善は地道ではあるがきわめて優れている。

【改善を要する点】

- ・匿名アンケート固有の問題からくる教員の不信感の払拭が必要である。
- ・アンケートによる教職員・学生双方の負担軽減が課題である。
- ・アンケートや自己評価書提出率のさらなる向上が必要である。
- ・アンケート結果を着実に改善に結びつけて、学生にアンケートへの信頼感を高めることが必要である。
- ・個々の授業ではなくカリキュラム全体の見直しにつながる評価やFDが必要である。

(3) 基準9の自己評価の概要

教育の質及び改善のための必要な資料は、おおむね揃っており、それらの資料が改善に役立つように随所に工夫がなされている。

授業改善のために、学生・教員双方に多様なアンケート調査を行い、アンケートの仕方も工夫がなされ、それらの成果は数字の上にも現れている。これらのアンケート結果が教授会やFD研修会で報告され、特にFD研修会は概ね好評である。ただし、それに関する時間と労力の負担が、学生や教員の達成感・満足感の向上とのバランスで考えた場合、効率的かどうかには疑問の余地がある。とりわけ、授業に熱心な教員にとって、アンケートや自己評価書による事務量の増加が、逆に授業改善にマイナスの影響を及ぼしているという指摘もある。アンケート結果が良好な教員の取り組みの学内への紹介、アンケート結果があまり良好でない教員に人的・財政的に支援する等、一律ではない仕方での改善システムを構築するなどの改善の余地がある。また、FDの実質化をはかるため担当授業ごとに小規模なFDを多数開催するなど、こまめな改善活動が行われている。

外部評価が大学の改善システムに十分制度的に組み込まれているとは言い難いが、学外者による評価機会は多く設けており、選修増設につながるような大きな改善が実現している。今後一層、学外からの評価に応答するシステムの整備が必要である。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10 - 1 - 1 : 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の平成19年3月31日現在の資産及び負債の額は、固定資産45,916,183千円、流動資産1,768,871千円、固定負債2,450,938千円、流動負債1,549,730千円となっており、資産の合計は47,685,054千円及び負債の合計は4,000,66千円である【別添資料10-1】。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、法人化以前の土地・建物等の資産を全て出資されているため、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。また、負債については負債総額の大部分を資金の返済を要しない資産見返負債等が占めており債務が過大ではない。このことから、大学の目的に沿った教育研究活動を遂行することに問題はない。

観点 10 - 1 - 2 : 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の経常的収入は、文部科学省からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入及び外部資金で構成されており、毎年安定した収入が継続的に保障されている。過去5年間の収入実績は【資料10-1-2-A】のとおりである。

また、学生納付金については、毎年県内の高校を訪問しPRに努めるなど、検定料収入の増収及び優秀な学生の確保に努めている。

なお、法人化後の授業料、入学料及び検定料の額は、文部科学省が定める「標準額」である【別添資料10-2】。

【資料10-1-2-A】「法人化後の年度別収入状況一覧」

(単位:百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度
運営費交付金	5,324	5,058	5,329
自己収入等以外	-	-	-
自己収入	2,179	2,862	2,567
授業料及び入学金検定料収入	(2,136)	(2,817)	(2,517)
雑 収 入	(43)	(45)	(50)
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	75	91	110
補助金等収入	35	631	268
目的積立金取崩	-	80	115
合 計	7,613	8,722	8,389

授業料及び入学金検定料収入の16年度は、授業料改定により前受しなかったため、減少し、その分17年度は増加している。

【分析結果とその根拠理由】

学生納付金については、適正な学生数の確保に努め、安定的な収入を確保している。また外部資金についても、

一定の収入を保っており、経常的収入が継続的に確保されている。

観点 10 - 2 - 1 : 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

平成16年度から平成21年度の予算、収支計画、資金計画は、本法人の中期計画の一部として、財務委員会、教授会、経営協議会の議を経て役員会が決定のうえ、文部科学大臣に申請し認可を受けている【別添資料10-3】。また、各年度についても同様の手続きを経て、文部科学大臣に届け出た後、中期計画と併せてホームページに掲載している【別添資料10-4】。

【分析結果とその根拠理由】

平成16年度から平成21年度の予算、収支計画、資金計画は、諸会議を経て役員会が決定し、文部科学大臣に申請し認可を受けており、また、各年度ごとの予算・決算も同様の手続きを経て、役員会が決定しており、適切に収支に係る計画等が策定されている。さらに、中期計画及び年度計画はホームページに掲載し、学内外に明示している。

観点 10 - 2 - 2 : 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学の平成18年度収支状況は、経常費用が7,822,483千円、経常収益が8,137,073千円で、経常利益は314,590千円となっており、臨時損失を引き、臨時利益及び目的積立金取崩を加えた当期総利益は、364,333千円となっている【別添資料10-5】。

【分析結果とその根拠理由】

本学の平成18年度の収支は、経常費用の収支計画予算額8,152,000千円に対して329,000千円の減（4.0%減）、経常収益の収支計画予算額8,152,000千円に対して15,000千円の減（0.2%減）となっていることから、支出超過とはなっていないので問題ない【別添資料10-6】。

観点 10 - 2 - 3 : 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学は、9月教授会において翌年度予算編成に係る基本方針を承認したうえで、所定の手続きを経て、予算編成を行っている。一般管理費費は各担当部局から提出された所要額に基づき調整するが、必要に応じ学術総務担当理事等が、ヒアリングも行う。基本方針及び所要額をもとに予算編成を行い、財務委員会、教授会、経営協議会を経て年度末の役員会で翌年度予算案を承認している。

教育研究活動に必要な経費として、平成18年度は776,933千円を配分した。このうち、教育研究の一層の活性化を図るための競争的経費として40,560千円を確保し、プレゼンテーションを基に役員部局長の評価を経て、配分している。

また、授業料収入の5%程度の90,000千円を基幹環境改善経費とし、特に学生向けサービス向上のために使用している【別添資料10-7】。

【分析結果とその根拠理由】

前年度9月教授会で承認された予算編成に係る基本方針及び各担当部局から提出された所要額に基づき、必要に応じて学術総務担当理事等がヒアリングを実施し、所定の手続きのもとに、配分している。また、教育研究の一層の活性化を図るための競争的経費として一定額を確保し、プレゼンテーションを基に役員部局長の評価を経て、発展性のある教育研究活動に有効的に配分している。さらに、授業料収入の一部を学生向けサービス向上のために使用するなど、適切な資源配分がなされている。

観点10-3-1： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の平成18事業年度に係る財務諸表等は、平成19年6月末に文部科学大臣に提出し承認を受けた後、国立大学法人法の規定により官報に公示し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、情報公開室にて閲覧に供し、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条第1項及び同施行令第12条の規定により、ホームページに掲載し公表している【別添資料10-8】。

【分析結果とその根拠理由】

本学の財務諸表等については、法令に基づき財務諸表を官報に公示し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を情報公開室で閲覧に供するとともに、ホームページに掲載しており、適切な形で公表されている。

観点10-3-2： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

財務に関する会計監査については、内部監査、監事による監査、会計監査人による監査を実施している。

内部監査については、監事監査室が本法人の内部監査規程に基づく監査計画の策定及び学長承認のうえ、監査実施計画を作成し実施している。

監事監査は、監事が監事監査規程に基づく監査計画を作成し監査を実施している。

会計監査人の監査は、文部科学大臣より選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に係る部分のみ）、決算報告書について監査を受けているほか、期中において実施された監査に係る報告書の提出も受けている。

また、各監査機関の連携及び監査効率の向上を図るため、監事監査室が監査全てに関わる体制を採っている。

【分析結果とその根拠理由】

財務に関する監査は、内部監査及び監事監査は、本法人の関係監査規程に基づき実施され、監査報告書が提出されており、指摘事項等については是正措置及びフォローアップ監査も実施されている。また、会計監査人監査も法令に基づく監査が実施され、適正である旨の監査報告書が提出されていることから、財務に対する会計監査が適正に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・運営費交付金が削減される中であっても、教育・研究の活性化及び重点化を図るため基盤的経費に加え、競争的経費を確保し、有効的な資源配分を行っている。

【改善を要する点】

- ・法人化に伴い、業務の専門性及び効率性を確保するため、専門性の高い職員を養成していく必要がある。

(3) 基準10の自己評価の概要

本学の資産は、法人化以前の土地、建物等すべて国からの出資を受けており、財源についても継続的に措置されており、安定した教育研究活動を行える状況にある。また、本学の自己収入の大部分を占める授業料収入については、適切な学生数が確保できていることから安定した収入が保障されている。

学内予算の配分は、委員会等の審議を経て、適切な方法により行われている。また、教育・研究の活性化及び重点化を図るため基盤的経費に加え、競争的経費を確保し、有効的な資源配分を行っている。

財務諸表等の公表については、法令に基づき財務諸表を官報に公示し、ホームページにも掲載している。

また、財務に関する監査は、本学規程に基づく監査のほか、会計監査人による監査が実施され、それぞれ結果報告がなされており、適正に実施されている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-1 : 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

法令に基づく役員会、教育研究評議会、経営協議会及び教授会を設置するとともに、大学運営、教学に関わる委員会を複数設置している【資料11-1-1-A】。

4人の理事のうち3人の常勤理事は副学長を兼務している。また、学部の教育研究組織として置かれた4つの学系には、各学系の管理運営責任者として学長補佐を置き、理事補佐の職も兼ねている【資料11-1-1-B】。

更に、学長、理事、学長補佐、附属図書館長（学術総務担当理事が兼務）、附属学校部長及び事務局長による役員部局長会議【資料11-1-1-C】を設置し、学長補佐体制を強化するとともに、理事、学長補佐、教員（特命理事補佐）及び事務職員で構成する理事補佐体制を組織している【別添資料11-1～11-12】。

常勤の事務職員は136人（平成19年5月1日現在）で、その組織として、事務局には総務部、財務部及び学務部の3部に全8課を、学部に学部支援課を、附属図書館に図書課を、附属学校部に附属学校課を設置しているほか、法人運営企画課及び監事監査室を設置している。なお、事務局長が、学長の監督の下に、事務局の事務を掌理するとともに、学部支援課、図書課及び附属学校課の事務を調整している【資料11-1-1-D～E、別添資料11-13】。また、事務の管理運営に当たっては、事務局長を議長とし、課長補佐以上の事務職員で組織する事務運営協議会【資料11-1-1-F】を設置している【別添資料11-14】。

【資料 11-1-1-A】 国立大学法人愛知教育大学学則（ライブラリ学内規程集より）

（役員）

第5条 法人に役員として、学長、理事及び監事を置く。

3 常勤の理事は、第21条に定める副学長となる。

（役員会）

第9条 法人法第11条の規定に基づき、学長の決定に先立ち、法人の重要事項について審議するため、法人に役員会を置く。

（教育研究評議会）

第10条 法人法第21条の規定に基づき、教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に教育研究評議会を置く。

（経営協議会）

第11条 法人法第20条の規定に基づき、経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営協議会を置く。

（教授会）

第12条 学校教育法第59条の規定に基づき、大学運営に関する重要事項を審議するため、本学に教授会を置く。

（役員部局長会議）

第14条 本学の意味決定と執行を円滑に行うため、役員部局長会議を置く。

(各種委員会等)

第16条 本学に、大学改革推進委員会、教員人事委員会、財務委員会、教務企画委員会、学生支援委員会等大学運営のための委員会等を置く。

(事務組織)

第17条 本学の業務を円滑に行うため、事務組織を置く。

2 事務組織の長として、事務局長を置き、事務職員の中から学長が指名する。

(学部)

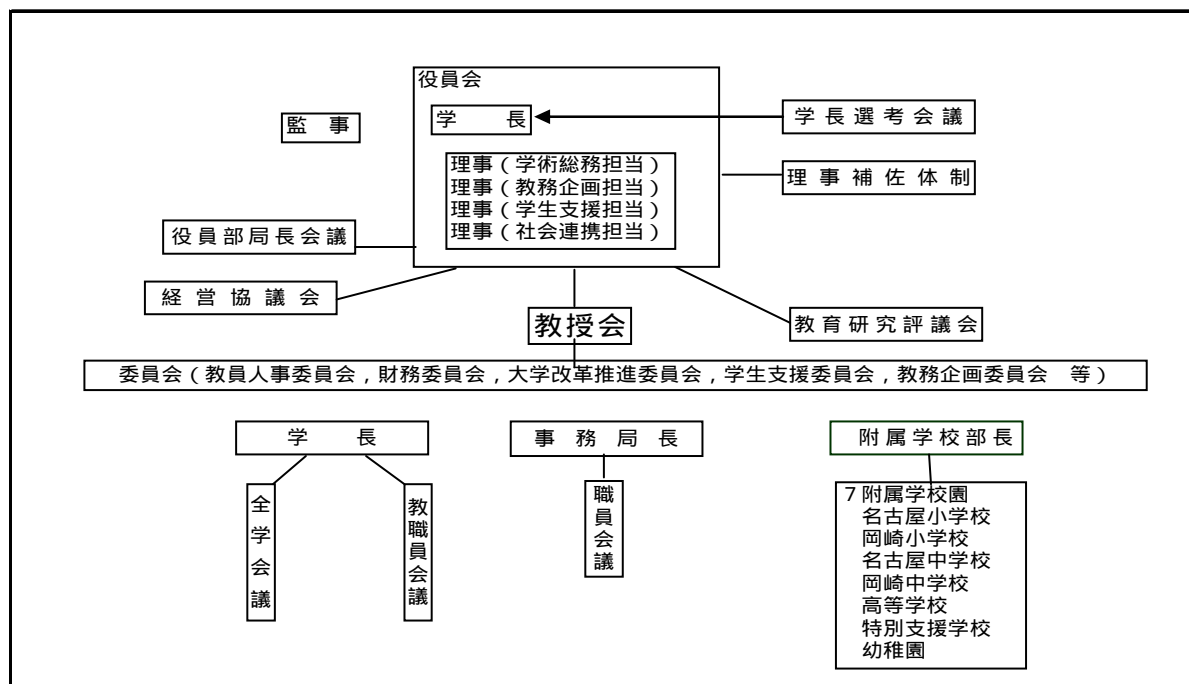
第24条

3 学部に教育研究組織として次の学系を置く。

- (1) 教育科学系
- (2) 人文社会科学系
- (3) 自然科学系
- (4) 創造科学系

5 各学系の運営を掌理するため、学長補佐を置く。

【資料11-1-1-B】「愛知教育大学管理運営組織図」



【資料11-1-1-C】「愛知教育大学役員部局長会議規程」(ライブラリ学内規程集より)

(組織)

第2条 役員部局長会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 事務局長
- (4) 学長補佐

- (5) 附属図書館長
- (6) 附属学校部長

【資料11-1-1-D】「愛知教育大学事務組織規程」（ライブラリ学内規程集より）

第2条 大学に、事務局、教育学部、附属図書館及び附属学校部の部局並びに法人運営課及び監事監査室を置く。

第3条 事務局に、総務部、財務部、学務部を置く。

- 2 総務部に、総務課、企画課及び人事課を置く。
- 3 財務部に、財務課、経理課及び施設課を置く。
- 4 学務部に、教務課、学生支援課、キャリア支援課及び入試課を置く。

第4条 教育学部に、学部支援課を置く。

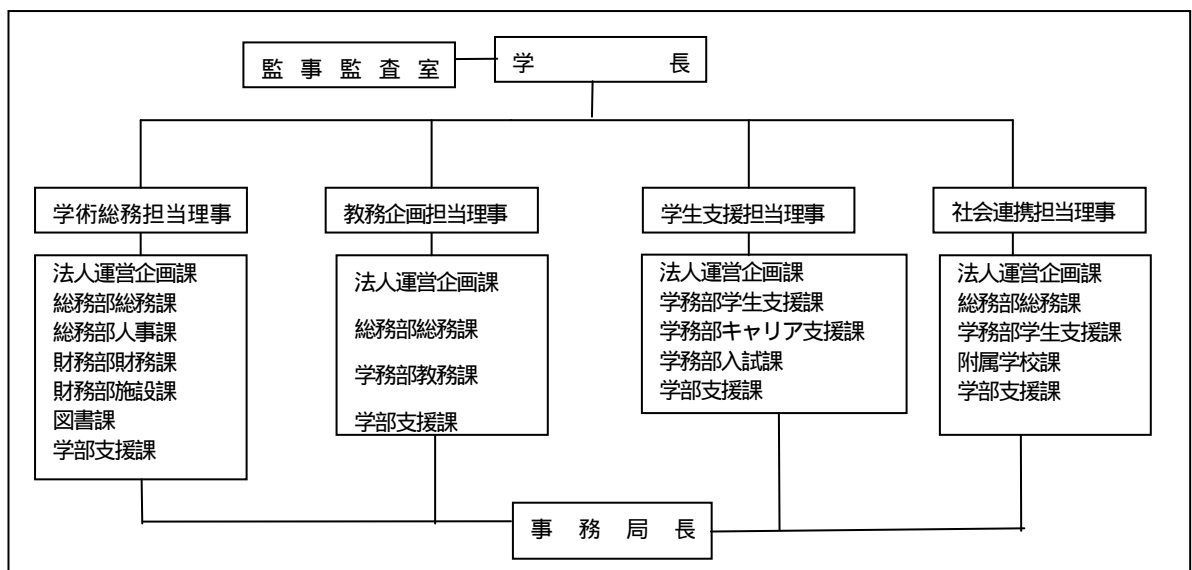
第5条 附属図書館に、図書課を置く。

第6条 附属学校部に、附属学校課を置く。

第9条 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

- 2 事務局長は、学長の監督のもとに、事務局の事務を掌理するとともに、学部支援課、図書課及び附属学校課の事務を総括及び調整する。

【資料11-1-1-E】「愛知教育大学事務組織図」（平成19年4月から）



【資料11-1-1-F】「愛知教育大学事務運営協議会要項」

第1条 本学に、事務の改革改善、部課長間の連絡調整及び諸規程等の制定改廃に関する事項等を審議し、事務の円滑な運営を図るため、事務運営協議会を置く。

【分析結果とその根拠理由】

常勤理事が副学長を兼務することにより法人と大学の運営の一体化が図られているとともに、役員部局長会議による学長補佐体制及び学長補佐が理事補佐を兼務することや教員が特命理事補佐を兼ねることにより理事補佐

体制も整備されている。

事務組織は、事務局長が学長の監督の下に、事務を掌理し、事務の総括、調整を行っており、各課は、管理運営、教育研究を支援するとともに、理事補佐体制に参加することにより大学運営にも参画している。

管理運営のための組織及び事務組織は、効果的な配置により大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

観点 11 - 1 - 2 : 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到に係る状況】

管理運営に関する事項は役員会で検討の上、役員部局長会議【資料11-1-2-A】で議題を整理し、経営協議会、教育研究評議会、教授会などの審議機関に振り分ける。最終的には、役員会の議を経て、学長が意思決定を行っている。これらの会議の議案内容等は、学内における大学運営に関わる委員会や教学に関わる各委員会の議を経ることとしているが、主要な委員会は学長または理事が委員長となっている【資料11-1-2-B~F、別添資料11-6~11-11】。

【資料11-1-2-A】「愛知教育大学役員部局長会議規程」（ライブラリ学内規程集より）

(任務)

第3条 役員部局長会議は、役員会の意思決定と執行を円滑に行うため、次の事項を任務とする。

- (1) 教授会、教育研究評議会及び経営協議会の議題整理を行うこと
- (2) 役員会と各学系、附属図書館及び附属学校の関係に係る重要事項についての連絡調整を行うこと
- (3) その他大学運営全般に関する事項を検討すること

【資料11-1-2-B】「愛知教育大学大学改革推進委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

【資料11-1-2-C】「愛知教育大学教員人事委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長を置き、学術総務担当理事をもって充てる。

【資料11-1-2-D】「愛知教育大学財務委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長を置き、学術総務担当理事をもって充てる。

【資料11-1-2-E】「愛知教育大学教務企画委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

（委員長等）

第6条 委員会に，委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は，教務企画担当理事をもって充てる。

【資料11-1-2-F】「愛知教育大学学生支援委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

（委員長等）

第6条 委員会に，委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は，学生支援担当理事をもって充てる。

【分析結果とその根拠理由】

学長のリーダーシップによる機動的，戦略的な大学運営を行うため，管理運営に関する事項は，役員会で検討の上，役員部局長会議で議題を整理し，経営協議会，教育研究評議会，教授会などの審議機関に振り分ける。最終的には，役員会の議を経て，学長が意思決定を行っている。また，主要な委員会は学長または理事が委員長となり，学長の意思が反映される仕組みとなっており，効率的・機動的な業務遂行ができています。こうした責任体制及び意思決定のプロセスは明確であり，大学の目的を達成するために，学長のリーダーシップの下で，効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点 11 - 1 - 3： 学生，教員，事務職員等，その他学外関係者のニーズを把握し，適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

「愛知教育大学と愛知県内教育委員会地域教育連携推進協議会」【資料11-1-3-A】，「愛知教育大学と愛知県内教育関係者懇談会」【資料11-1-3-B】，「愛知教育大学教育実習連絡会」【資料11-1-3-C】を開催し【別添資料11-15～11-17】，これらの会議において，教育関係者から本学に対する意見，要望を受けることにより，学外関係者のニーズを把握している。これらの学外関係者のニーズは，役員部局長会議を通じて，各委員会での検討を経て，管理運営に反映させている。

教員，附属学校教員，事務職員については，全学会議，教職員会議，職員会議を設置し，全構成員のニーズを把握するとともに，意思の疎通及び連絡調整を図っている【資料11-1-3-D】。これらの会議には，必ず学長，理事等が出席し，適切な形で管理運営に反映させる体制を整えている【別添資料11-18～11-20】。

学生については，教務企画委員会【資料11-1-3-E】及び学生支援委員会【資料11-1-3-F】に参画するとともに，全学会議，学生自治会との懇談会，学生寮自治会との懇談会，サークルリーダー研修会といった機会に学生から直接意見等を聴くシステムを確立している【資料11-1-3-G】。更に，学生生活実態調査，授業評価アンケート，卒業生からのアンケート等を実施し，学生・卒業生からの意見要望等を受け入れる体制が出来ている【別添資料11-21～11-23】。

【資料11-1-3-A】「愛知教育大学・愛知県内教育委員会地域教育連携推進協議会規程」（ライブラリ学内規程集より）

（趣旨）

第2条 協議会は、本学と愛知県内教育委員会（以下「教育委員会」という。）との地域教育交流における連携を強化し円滑にするため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域教育連携のあり方に関すること。
- (2) 地域教育連携の内容・方法に関すること。
- (3) 地域教育連携の計画に関すること。
- (4) 地域教育連携の事業実施に関すること。
- (5) その他、地域教育連携に必要な事項に関すること。

【資料11-1-3-B】「愛知教育大学と愛知県内教育関係者懇談会」（平成18年度開催通知より）

1. 目的

愛知教育大学と愛知県内教育関係者との相互理解及び連携協力の一層の推進を図ることを目的とし、明日の愛知教育大学への要望、大学の果たす役割及び相互の連携等について、忌憚のない意見をいただき将来の愛知の教育の充実のため、更に貢献できる大学を目指す。

【資料11-1-3-C】「愛知教育大学教育実習実施連絡会要項」（ライブラリ学内規程集より）

第1 愛知教育大学の教育実習について、円滑にして効果的な実施を図るため、愛知教育大学教育実習実施連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

【資料11-1-3-D】「国立大学法人愛知教育大学学則」（ライブラリ学内規程集より）

（全学会議、教職員会議及び職員会議）

第15条 本学に全学会議、教職員会議及び職員会議を置く。

【資料11-1-3-E】「愛知教育大学教務企画委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

（学生の参加）

第9条 学生の代表は、委員会に出席し意見を述べる事ができる。ただし、委員長は審議事項により学生の参加を制限することができる。

【資料11-1-3-F】「愛知教育大学学生支援委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

（学生の参加）

第9条 学生の代表は、委員会に出席し意見を述べる事ができる。ただし、委員長は審議事項により学生の参加を制限することができる。

【資料11-1-3-G】「平成18年度会議開催実績」

愛知教育大学と愛知県内教育委員会地域教育連携推進協議会	平成18年12月15日
愛知教育大学と愛知県内教育関係者懇談会	平成18年6月6日
愛知教育大学教育実習連絡会	平成19年1月31日

学生自治会との懇談会	平成18年5月11日	
	平成18年7月27日	
学生寮自治会役員との懇談会	平成18年9月27日	
	平成18年11月8日	
サークルリーダーシップセミナー	平成19年3月2日	
全学会議（名古屋会場）	平成18年7月20日	23人参加
全学会議（刈谷会場）	平成18年7月26日	155人参加
全学会議（岡崎会場）	平成18年8月7日	74人参加
教職員会議	平成19年3月16日	67人参加
職員会議	平成18年度は、未開催	

【分析結果とその根拠理由】

教育関係者をはじめ外部の有識者が加わる会議を複数設置し、これにより学外関係者のニーズを把握し、管理運営に反映させている。

教員、附属学校教員、事務職員については、全学会議、教職員会議、職員会議を通じて、ニーズを把握するとともに、意思の疎通及び連絡調整を図り、適切な形で管理運営に反映させている。

学生については、教務企画委員会等の会議で直接意見交換を行うとともに、学生生活実態調査等を実施し、学生・卒業生からの意見要望等を受け入れる体制が出来ている。

観点11-1-4： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

監事は、監事監査規程等【別添資料11-24～11-25】に基づいて、年度に係る監事監査計画【別添資料11-26】を策定し、監査を実施している。具体的には、業務と財務会計の定期監査及び必要に応じた臨時監査を実施している【資料11-1-4-A】。

また、財務会計の定期監査として、毎月月次監査を実施し、併せて財務会計業務の実施状況、証拠書類の調査・確認を行っている。

更に、業務監査として、役員会、経営協議会、教育研究評議会といった重要な会議等に出席し、学内諸規程の整備・遵守状況や関連諸法令に基づく業務等の実施状況の調査・確認を行っている。

【資料11-1-4-A】「国立大学法人愛知教育大学役員規程」（ライブラリ学内規程集より）

（監事の資格）

第4条 監事のうち、1人は本学の教育理念や目標に精通した学外者とする。

（監事の職務及び権限）

第7条 監事は、法人の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

3 監事は、学内の監査に当たっては、教員個人の教育研究内容は監査の対象としない。

【資料11-1-4-A】「平成18年度監事監査実施状況」

	監査項目	監査対象部局等	監査実施期間	監査方法	備考
1	個人情報保護の管理体制	総務課, 教務課, 入試課, 各センター	18年8月~9月	保護管理者, 保護担当者へのヒアリング及び管理状況の実地調査	個人情報管理に改善の必要あり
2	物品の購入手続き	経理課ほか	18年8月~9月	担当者へのヒアリング及び業務点検	
3	中期目標・中期計画及び年度計画の進捗状況	事務局, 図書課, 学校課, 学部支援課	18年9月~10月	担当課長へのヒアリング及び管理項目の進捗状況調査	
4	旅費の計上手続き	経理課ほか	18年9月~10月	担当者へのヒアリング及び資料監査	
5	入札手続き	経理課・施設課・図書課・学校課	18年10月~11月	担当者へのヒアリング及び資料監査	
6	教育環境の整備状況(授業環境)	事務局・教育学部ほか	18年10月~12月	勤務時間担当者, TAへのヒアリング及び事務処理状況の監査	勤務時間の把握・管理に改善の必要あり
7	職員組織の簡素化	事務局ほか	18年10月~12月	担当課長へのヒアリング	
8	各種委員会の留意点	事務局ほか	19年1月~3月	委員会の運営等について監査	
9	外国人学生・国際交流事業の組織的取組状況	学生支援課	19年2月~3月	担当課長へのヒアリング	
10	旅費の支給手続き	経理課	18年9月~10月, 12月~1月	担当者へのヒアリング及び資料監査	非常勤講師の任用に改善の必要あり
11	予算執行の事務体制及び事務処理状況	財務部・図書課・学部支援課	18年9月~12月	担当者へのヒアリング及び業務点検	
12	検収事務の手続き	財務部・図書課・学部支援課	18年9月~19年1月	担当者へのヒアリング及び業務点検	
13	科学研究費の適正な執行状況	経理課・図書課・学部支援課	18年10月~19年1月	担当者へのヒアリング及び資料監査	
14	勤務時間の管理状況	事務局・教育学部ほか	18年10月~12月	勤務時間担当者へのヒアリング及び資料監査	勤務時間の把握・管理に改善の必要あり
15	期末決算にあたっての現金支払に係る証拠類の監査	経理課・図書課・附属学校	19年3月	担当者へのヒアリング及び資料監査	領収証書の取扱いに改善の必要あり

1 - 9 : 監事監査, 10 - 15 : 内部監査

【分析結果とその根拠理由】

監事は、法令等に基づき会計監査及び業務監査を適切かつ効率的に実施している。会計監査は、財務諸表、決算報告書の監査を行うとともに具体的な計画を定め、財務会計業務の実施状況や証拠書類の調査・確認を行っている。

業務監査も、法令遵守のもとでの業務等の実施状況を確認している。

なお、平成18年度は個人情報保護の管理体制、中期目標・中期計画及び年度計画の進捗状況等の監査を実施するなど適切な役割を果たしている。

観点 11 - 1 - 5 : 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

平成18年度は、【資料11-1-5-A】に掲げる研修に職員を参加させた。

【資料11-1-5-A】「平成18年度管理運営関係研修受講状況」

研修名	人数 (人)	日程	主催
平成 18 年度大学マネージメントセミナー（企画・戦略編）	1	18.10.2～10.3	国立大学協会
平成 18 年度大学マネージメントセミナー（研究・教育編）	1	18.11.21～11.22	国立大学協会
大学マネージメントセミナー	1	18.10.4	国立大学協会，国立大学財務・経営センター
第3回毎日大学フォーラム	2	18.10.28	毎日新聞
平成 18 年度新採用職員研修会	12	18.4.4	愛知教育大学
平成 18 年度東海地区国立大学法人等職員基礎研修	5	18.5.29～5.30	名古屋大学
平成 18 年度国立大学法人等課長級研修	1	18.8.8～8.9	国立大学協会
平成 18 年度東海地区国立大学法人等中堅職員研修	4	18.7.3～7.4	名古屋工業大学
第 35 回中部地区係長研修	1	18.11.15～11.17	人事院中部事務局
平成 18 年度東海地区国立大学法人等リーダーシップ研修	2	18.12.18～12.19	愛知教育大学
平成 18 年度東海地区国立大学法人等目的別研修（マネジメント養成研修）	2	19.2.8～2.9	静岡大学
第 6 回中部地区エンパワーメントセミナー	1	19.1.24～1.26	人事院中部事務局
第 16 回放送大学利用による職員研修	11	18.4.1～9.30	放送大学（グローバル経営戦略，簿記入門 他）
第 17 回放送大学利用による職員研修	12	18.10.1～19.3.31	放送大学（スキルカレッジ，会計学 他）
平成 18 年度東海・北陸地区学生指導研修会	1	18.7.24～7.26	日本学生支援機構

平成 18 年度教務事務研修	1	18.10.25 ~ 10.27	日本学生支援機構
平成 18 年度目録システム講習会	1	18. 8.23 ~ 8.25	大阪市立大学
平成 18 年度東海地区国立大学法人等会計事務職員研修	3	18. 9. 6 ~ 9. 8	富山大学
情報システム統一研修(情報リテラシー, 情報化施策等)	33	四半期毎	総務省
汎用システム講習会(C/S)	1	18. 7.18 ~ 7.21	国立大学法人等情報化推進協議会
汎用システム講習会(テ`-ハ`-ス)	1	18. 8.22 ~ 8.25	国立大学法人等情報化推進協議会
第二種衛生管理者資格取得	4		愛知労働局

【分析結果とその根拠理由】

職員の研修等は、マネジメント研修を中心に、他機関が企画する研修にも積極的に参加している。また、大学独自でも管理職員を対象とする人事労務及び大学マネジメント講演会や新人研修会を開催しており、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

観点 11 - 2 - 1 : 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

管理運営に関する基本方針として、本学では、中期目標において「民主的な意思決定を前提にしつつ、効率的な企画立案及び大学運営を行うために、学長のリーダーシップが発揮できる運営体制とそれを補完するボトムアップ機構を整備する。」を掲げている。その方針を踏まえ、学則等に管理運営に係ることを規定している【資料 11-2-1-A】。

【資料11-2-1-A】関係諸規程一覧

国立大学法人愛知教育大学学則	【別添資料11-1】
国立大学法人愛知教育大学学長選考会議規程	【別添資料11-27】
国立大学法人愛知教育大学役員規程	【別添資料11-28】
愛知教育大学学長補佐選考規程	【別添資料11-29】
愛知教育大学附属学校部長選考規程	【別添資料11-30】
国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程	【別添資料11-3】
国立大学法人愛知教育大学経営協議会規程	【別添資料11-4】
愛知教育大学教授会規程	【別添資料11-5】
国立大学法人愛知教育大学役員会規程	【別添資料11-2】
愛知教育大学役員部局長会議規程	【別添資料11-6】
愛知教育大学事務組織規程	【別添資料11-13】
愛知教育大学大学改革推進委員会規程	【別添資料11-7】

愛知教育大学教員人事委員会規程 【別添資料11-8】

愛知教育大学財務委員会規程 【別添資料11-9】

愛知教育大学教務企画委員会規程 【別添資料11-10】

愛知教育大学学生支援委員会規程 【別添資料11-11】

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、中期目標に明確に定め、それを踏まえて管理運営に関する諸規程を整備しており、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等の規定も明確に示している。

観点 11 - 2 - 2 : 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

大学の目的、計画は、愛知教育大学憲章、中期目標、中期計画、年度計画として、大学のホームページに掲載している。また、役員会、役員部局長会議及び各委員会の資料及び議事要録、活動状況に関するデータ（基礎資料）は、学内専用ホームページに掲載し【資料11-2-2-A】、大学の教職員がいつでもアクセスできる。なお、広報部会により、最低月1回「AUEニュースレター」が電子媒体で発行され、大学の活動状況を、常に広く学内構成員全体に広報するシステムを構築している。また、教員等の活動状況に関するデータ・情報は、「年次報告書」【別添資料11-31】として毎年発行している。更に、平成19年度からは、教員の教育研究活動等をホームページに掲載し、継続的にデータや情報が蓄積される体制を整備した。

【資料11-2-2-A】「会議資料」の学内専用ホームページへの掲載

(<http://aue-document.office.aichi-edu.ac.jp/>)



【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、計画、活動状況に関する一部の情報やデータは、ライブラリ、学内ホームページ、AUEニュースレター、刊行物等から構成員が必要に応じて入手できるようになっている。

観点 11 - 3 - 1 : 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価の実施体制として、評価委員会【資料11-3-1-A、別添資料11-32】を設置した。評価委員会は、理事、学長補佐、教育創造センターの主任研究員、各学系の代表者等で構成しており、自己点検・評価、第三者評価、中期目標・計画に係る評価結果の分析及び評価についての調査・研究を行っている【資料11-3-1-B】。

また、平成19年度に認証評価を受けるため、評価委員会の下に、専門委員会を設置して自己点検・評価を行った。大学の活動状況については年次報告書【別添資料11-31】として、毎年度発行している。

【資料11-3-1-A】「愛知教育大学評価委員会規程」（ライブラリ学内規程集より）

（設置）	
第1条 本学に、愛知教育大学評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。	
（目的）	
第2条 委員会は、本学の充実・発展を期するため、積極的に適切な点検・評価を実施することを目的とする。	
（構成）	
第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	
（1）理事	
（2）事務局長	
（3）学長補佐	
（4）附属学校部長	
（5）教育創造センター 2人	
（6）学長が指名した者 4人	

【資料11-3-1-B】「自己点検・評価の実施状況」

評価書の種類	評価内容	発行年度
自己点検・評価報告書	教育研究及び管理運営	平成12年度
教育研究活動報告書	教育研究活動	平成12年度
年次報告書	組織、運営、教育研究活等	平成12年度版から平成17年度版

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の実施体制として、「評価委員会」を設置し、自己点検・評価、第三者評価、中期目標・計画に係る評価結果の分析及び評価の調査・研究を行うとともに、教育創造センターと連携し、自己点検・評価を進めており、自己点検・評価を適切に実施できる体制を整備し、機能している。

観点 11 - 3 - 2 : 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到に係る状況】

教育研究活動の年次報告書及び大学評価・学位授与機構の試行的評価に係る自己点検・評価の結果（自己点検・評価書，評価報告書）各年度における業務の実績に関する評価結果を，大学のホームページで公表している。なお，平成13年度に実施した外部評価結果は，印刷物として関係諸機関に送付し，公表している。今後，「認証評価の結果」についてもホームページで公表することとしている。

【資料11-3-2-A】「研究活動の年次報告書」のホームページへの掲載

(<http://www.aichi-edu.ac.jp/shokai/books/nenji2005.pdf>)



【資料11-3-2-B】「評価及び監査に関する情報」のホームページへの掲載

(<http://www.aichi-edu.ac.jp/shokai/johokokai/jhyoka.html>)



【分析結果とその根拠理由】

中期計画で、自己点検・評価結果を実施し、大学のホームページに公表することを掲げている。また、平成13年度に行われた外部評価結果は、印刷物として関係諸機関に送付し公表している。今後も、各種自己点検・評価の結果を、大学内及び社会に対して広く公表・公開することとしている。

観点 11 - 3 - 3 : 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

外部評価は、平成13年度に実施した【別添資料11-33】。また、大学評価・学位授与機構の試行的評価【資料11-3-3-A】を受けている【別添資料11-34～11-37】。その後、指摘事項に係る改善を進めている。

中期目標に係る自己点検・評価としての当該事業年度に係る業務実績に関する報告書、認証評価に係る自己評価書などは、提出前に外部の有識者が加わる経営協議会において審議している。また、その評価結果を報告している。

大学教育の改善状況等は、毎年開催される「愛知教育大学と愛知県内教育関係者懇談会」、「愛知教育大学と愛知県内教育委員会地域教育連携推進協議会」に報告され、意見及び要望等を聴取している。

【資料11-3-3-A】「外部評価状況一覧」

評価機関	評価の種類	評価内容	受審年度
大学評価・学位授与機構	全学テーマ別評価	教育サービス面における社会貢献	12年度
		教養教育（実状調査）	
	全学テーマ別評価	教養教育（継続分）	13年度
研究活動面における社会との連携及び協力			
	全学テーマ別評価	国際的な連携及び交流活動	14年度

【分析結果とその根拠理由】

法人化前から外部評価を積極的に実施しており、これらの内容は、教育関係の有識者による懇談会等に報告し、検証を受けることにより、外部者によって検証する体制は整備され、実施されている。

観点 11 - 3 - 4 : 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

中期目標に「自己点検・評価体制を整備充実させ、点検・評価と改善のサイクルを確立する。」と掲げている。平成18年度に、「評価結果に係る改善に関する要項」【別添資料11-38】を制定し、評価結果を改善に反映させるシステムを構築した。

管理運営に係わる評価結果は、評価委員会において分析と改善の方針を策定し、役員会、経営協議会などで検討の上、改善を実行する。また、教育研究並びに部局組織等に係わる評価結果は、評価委員会において指摘事項に係る分析・改善を実施する。なお、「教養教育（継続分）」（平成13年度）は、平成14年度より直ちに対応し

てきており、平成18年度に全学的にその改善への対応状況を確認している【別添資料11-39】。平成16年度には、文部科学省による「課程認定大学実地視察」を受け、その際、指摘を受けた「総合演習」は、平成18年度に全学的に必要な改善を行った【別添資料11-40】。

【分析結果とその根拠理由】

中期計画に評価結果を十分反映させるシステムを整備することを掲げ、「評価結果に係る改善に関する要項」を制定し、評価結果を改善に反映させるシステムを構築した。

管理運営並びに教育研究及び部局組織等に係わる評価結果は、評価委員会において、それぞれ指摘事項に係る分析・改善を実施するなど、評価結果がフィードバックされ、改善に結び付けられるシステムが構築・整備され、機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学長のリーダーシップを強化するため、学長を補佐する体制として、理事4人（常勤理事3人は副学長を兼務）の他に学長補佐4人を配置している。
- ・事務局長、学長補佐、附属学校部長、教員（特命理事補佐）と事務職員からなる理事補佐体制を設けている。
- ・学生が大学運営に参画する委員会及び全学生から生の声を聞くことの出来る全学会議を設置している。

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準11の自己評価の概要

常勤理事が副学長を兼務することにより法人と大学の運営の一体化が図られているとともに、役員部局長会議による学長補佐体制や理事補佐及び特命理事補佐を任命することにより理事補佐体制も整備されている。

事務組織は、適正な規模で、効果的な配置により教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。

学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営を行うため、管理運営に関する重要事項は、役員会で検討の上、役員部局長会議で議題を整理し、経営協議会、教育研究評議会、教授会などの審議機関に振り分けている。最終的には、役員会の議を経て、学長が意思決定を行っている。また、大学運営及び教学に係る主要な委員会の長は学長または理事が行い、機動的な業務等の運営を確保しており、効率的・効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

教育関係者をはじめ外部の有識者が加わる会議や、学内教職員のすべてを構成員とする会議を設置しており、これにより学内外関係者のニーズを把握している。学生については、教務企画委員会等の会議で直接意見交換を行うとともに、学生生活実態調査等を実施し、学生・卒業生からの意見要望等を受け入れる体制が出来ている。これらの学内外関係者のニーズは、役員部局長会議を通じて、適切な形で管理運営に反映させている。

監事は、法令等に基づき会計監査及び業務監査を適切かつ効率的に実施し、監事として適切な役割を果たしている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえて管理運営に関わる役員等の責務、権限、選考も規則等として整備している。

管理運営に関わる職員の資質の向上のため、マネジメント研修を中心に、他機関が企画する研修に参加させる

とともに、学内では管理職員等を対象とする人事労務研修や大学運営に係る講演会を実施している。

自己点検・評価の実施体制として、評価委員会を設置し、自己点検・評価を始めとする諸評価に関する企画・立案並びに評価結果の分析と改善などを実施している。また、年次報告書を大学のホームページに公表するとともに、外部評価結果については、印刷物として関係諸機関に送付し、広く公開している。